

2008 年 7 月

債券売出届出目論見書

SEK

スウェーデン輸出信用銀行

スウェーデン輸出信用銀行 2009 年 12 月 16 日満期
排出権先物価格連動債券

— 売 出 人 —

SBIイー・トレード証券

SBIイー・トレード証券株式会社は、2008年7月1日付で、
株式会社SBI証券に商号を変更する予定です。

本債券売出届出目論見書により行うスウェーデン輸出信用銀行 2009 年 12 月 16 日満期 排出権先物価格連動債券（以下「本債券」といいます。）の売出しにつきましては、発行者は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 20 年 5 月 30 日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。売出要項その他本書の記載内容については今後訂正が行われます。

本債券の元利金はユーロで支払われますので、日本円・ユーロ間の外国為替相場の変動により影響を受けることがあります。

本債券の満期償還額および償還時期は、排出権参照価格の水準の変動により影響を受けます。詳細につきましては、本書「第一部 証券情報 第 2 売出債券に関する基本事項」をご参照下さい。

売出有価証券についてのリスク要因

本債券への投資は、下記に要約された排出権参照価格変動リスクおよび信用リスク等の一定のリスクを伴う。本債券への投資を検討される方は、排出権参照価格変動リスク等に関する事項に関する金融商品についての知識または経験を有するべきである。投資を検討される方は、本債券のリスクを理解し、自己の個別的な財務状況、本書に記載される情報および本債券に関する情報に照らし、本債券が投資に相応しいか否かを自己のアドバイザーと慎重に検討された後に、投資判断を下すべきである。

下記に記載するもしくはその他の1つまたは複数の要因の変化によって、投資家の受け取る本債券の償還額または売却額の手取金は、投資元本を下回る可能性がある。

元本リスク

本債券は最終排出権価格が行使価格を下回った場合には、満期償還額が排出権参照価格に連動するため、満期償還額が1,000ユーロ（額面1,000ユーロ当たり）を下回る。

為替変動リスク

本債券の元利金はユーロで支払われるので、外国為替相場の変動により円で換算した場合の支払額がその影響を受ける。またこれにより、円換算した償還額または売却額が投資元本を下回ることがある。

投資利回りリスク

上記「元本リスク」に記載のとおり、満期償還額が1,000ユーロ（額面1,000ユーロ当たり）を下回る場合には、本債券の投資利回りがマイナスになる（すなわち、投資家が損失を被る。）可能性がある。また、経済環境の変化により、将来、本債券よりも有利な条件の債券が同一の発行者から発行される可能性もある。

不確実な流通市場

本債券は活発な流通市場は確立されていない。発行者および日本国における売出しに関する売出人は、特に必要性が認められない限り、本債券の所持人向けに流通市場を創設するため本債券の売買を行う予定もない。従って、本債券は非流動的であるため、本債券の所持人は、本債券をその償還前に売却することができない場合がありうる。仮に本債券を売却することができたとしても、その売買価格は、排出権参照価格、発行者の財務状況、通常の市場状況やその他の要因により、当初の投資額を著しく下回る可能性がある。本債券に投資することを予定している投資家は、満期償還日まで保有することができる場合のみ、本債券への投資を行うべきである。

期中における為替差益の享受の困難性

上記「不確実な流通市場」において記載したように、本債券は中途売却は困難であり、したがって、期中において為替差益を享受できる環境になっても売却することができない場合が想定される。また同様に、為替差損を回避するための売却も困難である。

信用リスク

発行者の財務・経営状況が著しく悪化した場合、発行者の本債券の元利金の支払に悪影響を及ぼす可能性がある。発行者の格付は、その債務支払能力を評価したものである。

中途売却価格に影響する要因

上記「不確実な流通市場」において記述したように、本債券の償還前の売却はできない場合がある。また、売却できる場合も、その価格は、次のような要因の影響を受ける。

本債券の満期償還額は、下記「3 償還の方法（1）満期における償還」に記載の償還式により決定される場合があるが、満期償還以前の本債券の価格は、様々な要因に影響され、ある要因が他の要因を打ち消す場合も、あるいは相乗効果をもたらす場合もあり、複雑に影響する。以下に、他の要因が一定の場合に、ある要因だけが変動したと仮定した場合に予想される本債券の価格への影響を例示した。

① 排出権参照価格

本債券の満期償還額は排出権参照価格に連動し決定される。一般的に排出権参照価格が上昇した場合の本債券の価格は上昇し、排出権参照価格が下落した場合の本債券の価格は下落することが予想される。排出権参照価格の変動は、世界各国および各企業に割り当てられた温暖化ガス排出許容量と各実際の温暖化ガス排出量による需給バランス、CDM/JI クレジットの供給量、気象状況、石油、石炭、天然ガスなどの化石燃料の価格、電力・熱等のエネルギー価格、代替エネルギー等の温暖化ガス対策技術の進展、各国の経済成長、温暖化ガス排出権の管理の枠組みの他、排出権先物の市場流動性等様々な要因によって生じうる。

② 排出権参照価格の予想変動率

予想変動率とは、ある期間に予想される価格変動の幅と頻度を表す。一般的に排出権参照価格の予想変動率の上昇は本債券の価格を下げる方向に作用し、逆に予想変動率の下落は本債券の価格を上げる方向に作用する。ただし、本債券の価格への影響は排出権参照価格や満期までの期間によって変動する。

③ 満期までの残存期間

満期までの残存期間が短いほど本債券の価格が下落する傾向があるものと予想される。ただし、排出権参照価格、円金利水準、排出権参照価格の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

④ 金利

ユーロ金利が下落すると本債券の価格が上昇し、ユーロ金利が上昇すると本債券の価格が下落する傾向があると予想されるが、排出権参照価格、ユーロ金利水準、排出権参照価格の予想変動率によってはかかる傾向が変化するため、以上の傾向が逆転する可能性もある。

⑤ 発行者の格付け

一般的に発行者の格付けが上昇すると本債券の価格は上昇し、格付けが下落すると本債券の価格は下落すると予想される。

本債券に影響を与える市場活動

発行者、売出人および計算代理人は、その業務遂行上あるいは発行者の本債券にもとづく支払債務をヘッジする目的で、自己勘定で排出権に関連する先物・オプション等を売買することがある。この売買により、排出権参照価格に影響を及ぼし、それが結果的に本債券の所持人に不利な影響を及ぼすことがありうる。

税務上の取り扱い

日本の税務当局は本債券についての日本の課税上の取扱いについて明確にしていない。下記「8 課税上の取り扱い (2) 日本国の租税」の項を参照のこと。なお、将来、日本の税務当局が現状の取扱いとは異なる新たな取扱いを決めたり、異なる解釈を行う可能性がある。本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談することが望ましい。

【表紙】	
【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 20 年 5 月 30 日
【発行者の名称】	スウェーデン輸出信用銀行 (AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT)
【代表者の役職氏名】	社長 ピーター インウエ (Peter Yngwe)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 橋 元 勉
【住所】	東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】	03-3288-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 橋 元 勉
【住所】	東京都千代田区紀尾井町 3 番 12 号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松 法律事務所
【電話番号】	03-3288-7000
【縦覧に供する場所】	該当なし

目 次

	頁
第一部 証 券 情 報	1
第 1 募集債券に関する基本事項	1
第 2 売出債券に関する基本事項	1
1 売出要項	1
2 利息支払の方法	2
3 償還の方法	3
4 元利金支払場所	8
5 担保または保証に関する事項	10
6 債券の管理会社の職務	10
7 債権者集会に関する事項	11
8 課税上の取扱い	11
9 準拠法および管轄裁判所	13
10 公告の方法	13
11 その他	14
第 3 資金調達の目的及び手取金の使途	16
第 4 法 律 意 見	16
第二部 参 照 情 報	18
第 1 参照書類	18
第 2 参照書類を縦覧に供している場所	18
第三部 提出会社の保証会社等の情報	19
第 1 保証会社情報	19
第 2 保証会社以外の会社の情報	19
第 3 指数等の情報	19
発行者が金融商品取引法第 27 条において準用する	
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面	21
有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実	23
有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち主要なものを	
要約した書面	67

第一部 【証 券 情 報】

第 1 【募集債券に関する基本事項】

該当事項なし

第 2 【売出債券に関する基本事項】

1 【売 出 要 項】

(1) 【売 出 人】

会 社 名	住 所
SBI イー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号

(注) SBI イー・トレード証券株式会社は、2008 年 7 月 1 日付で、株式会社 SBI 証券に商号を変更する予定です。

(2) 【売出債券の名称および 記名・無記名の別】	スウェーデン輸出信用銀行 2009 年 12 月 16 日満期 排出権先物価格 連動債券（以下「本債券」という。） 無記名式
(3) 【券面総額】	3,000,000.00 ユーロ（予定）（注 1）
(4) 【各債券の金額】	1,000 ユーロ（各本債券の額面金額および計算基礎額）
(5) 【売出価格および その総額】	各本債券の計算基礎額の 100.00% 3,000,000.00 ユーロ（予定）（注 1）
(6) 【利率】	各本債券の計算基礎額に対して、（未定）%（年 0.50%～年 0.70% を仮条件とするが、最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲 外となることがある。）
(7) 【償還期限】	2009 年 12 月 16 日（ロンドン時間）（注 2）
(8) 【売出期間】	2008 年 7 月 4 日から 2008 年 7 月 30 日まで
(9) 【受渡期日】	2008 年 7 月 31 日（日本時間）
(10) 【申込取扱場所】	売出人の日本における本店および各支店（注 3）

(11) 【売出しの委託契約の内容】

該当なし

(12) 【債券の管理会社】

該当なし

財 務 代 理 人

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG London Branch)

ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス
(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB)

（以下「財務代理人」といい、財務代理人であるドイチェ・バンク・アーゲーを継承する者を
含む。）

(13) 【振替機関】

該当なし

(14) 【財務上の特約】

担 保 提 供 制 限

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）をも設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

(15) 【取得格付】

2008年6月初旬に、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクより、発行者のプログラム（注4）に基づいて発行される無担保の非劣後長期債券につき Aa1 の格付を取得する。本債券は発行者のプログラムに基づいて発行される無担保の非劣後長期債券である。

2008年6月初旬に、スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービスより、発行者のプログラムに基づいて発行される償還期間が1年超の非劣後債券について AA+ の格付を取得する。本債券は発行者のプログラムに基づいて発行される償還期間が1年超の非劣後債券である。

(注1) 本債券のユーロ市場における発行総額は3,000,000.00ユーロの予定である。本債券の発行に関する未定および予定の事項は、需要状況を勘案した上で、2008年7月上旬までに決定される予定である。なお、最終的に決定される券面総額および売出価格の総額は増減することがあり、また、利率は上記の仮条件と相違する可能性がある。

(注2) 期限前償還については下記「3 償還の方法（2）税制上の理由による期限前償還」および「11 その他（1）債務不履行事由」を参照のこと。

(注3) 本債券の申込み、購入および払込みは、各申込人と売出人との間に適用される外国証券取引口座約款に従ってなされる。各申込人は売出人から、あらかじめ同約款の交付を受け、同約款に基づき外国証券取引口座の開設を申し込む旨を記載した申込書を提出しなければならない。

外国証券取引口座を通じて本債券を取得する場合、同口座約款の規定に従い本債券の券面の交付は行わない。なお、本債券の券面に関する事項については下記「11 その他（2）本債券の様式」を参照のこと。

(注4) 本債券は、発行者の金額無制限継続債券発行プログラム（以下「プログラム」という。）に基づき、2008年7月30日（以下「発行日」という。）に発行される。本債券はいかなる取引所にも上場されない。

(注5) 本債券は、アメリカ合衆国1933年証券法（その後の改正を含む。）（以下「証券法」という。）に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。証券法の登録義務を免除されている一定の取引において行われる場合を除き、合衆国内において、または合衆国人に対し、もしくは合衆国人のために、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘または売付けを行ってはならない。本段落の用語は、証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

本債券は、合衆国税法上の要件の適用を受ける。合衆国税務規則により許された一定の取引において行われる場合を除き、合衆国もしくはその領土において、または合衆国人に対し、本債券の売付けの申込み、買付けの申込みの勧誘、売付けまたは交付を行ってはならない。本段落の用語は、1986年合衆国内国歳入法および同法に基づく規則により定義された意味を有する。

(注6) 本書中の「発行者」または「SEK」とはスウェーデン輸出信用銀行（Aktiebolaget Svensk Exportkredit）を指す。発行者の事業年度は1月1日から同年の12月31日までである。

(注7) 別段の記載のない限り、本書中の「米ドル」はアメリカ合衆国ドルを、「クローナ」はスウェーデンクローナを、「円」は日本円を、「ユーロ」は欧州共同体設立条約（その後の修正を含む。）に基づく経済通貨同盟の第三段階の開始に伴い導入された単一通貨を指す。2008年5月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行発表の（i）クローナの日本円に対する対顧客電信売相場は、1クローナ=17.94円、（ii）ユーロの日本円に対する対顧客電信売相場は、1ユーロ=165.52円および（iii）米ドルの日本円に対する対顧客電信売相場は、1米ドル=105.81円であった。

(注8) 本書中のその他の未定事項は、2008年7月上旬までに決定される予定である。

2 【利息支払の方法】

各本債券の利息は、各本債券の計算基礎額に対して年（未定）%（0.50%～年0.70%を仮条件とするが、最終的に決定される条件は、当該仮条件の範囲外となることがある。）の利率で、利息起算日である2008年7月30日（当日を含む。）からこれを付し、2008年12月16日、2009年6月16日

および 2009 年 12 月 16 日（償還期限）（各々を以下「利払期日」という。）に、利息起算日または直前の利払期日（当日を含む。）から当該利払期日（当日を含まない。）までの期間（各々を以下「利息期間」という。）についての利息がユーロで後払いされる。各本債券につき、2008 年 12 月 16 日の利払期日には（未定）ユーロが支払われ、2009 年 6 月 16 日および 2009 年 12 月 16 日の各利払期日には（未定）ユーロが支払われる。

各本債券につき、利息金額が指定されていない期間に対して支払われるべき利息を計算する必要がある場合には、その利息の額は、各本債券の計算基礎額に上記利率を乗じ、その積に下記の算式に基づき当該期間の日数を 360 で除して算出される商を乗ずることにより計算される（0.01 ユーロ未満を四捨五入）。

$$\text{日数計算} = \frac{[360 \times (Y2 - Y1)] + [30 \times (M2 - M1)] + (D2 - D1)}{360}$$

上記の算式において、

「Y1」とは、当該期間の初日が属する年を数字で表したものをいう。

「Y2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する年を数字で表したものをいう。

「M1」とは、当該期間の初日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「M2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日が属する暦月を数字で表したものをいう。

「D1」とは、当該期間の初日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 の場合、D1 は 30 になる。

「D2」とは、当該期間に含まれる末日の翌日にあたる暦日を数字で表したものをいう。ただし、かかる数字が 31 であり、D1 が 29 より大きい数字の場合、D2 は 30 になる。

各本債券には、償還日以降は利息が付されない。ただし、適法な本債券の呈示がなされたにもかかわらず、償還金額の支払が不当に留保または拒絶された場合は、各本債券に対し、（i）当該本債券に関してその日までに支払期日が到来している全額が所持人によりもしくはそのために受領された日、または（ii）財務代理人が所持人に対して、財務代理人が本債券に関して通知から 7 日後の日までに支払期日が到来する全額を受領したことを通知した日から 7 日目の日（ただし、その後の支払に不履行があった場合を除く。）のいずれか早い方の日まで（判決の前後を問わず）、本「2 利息支払の方法」に従って、継続して利息が付される。

3 【償還の方法】

（1）満期における償還

期限前に償還または買入消却されない場合、各本債券は、償還期限である 2009 年 12 月 16 日に、計算代理人が以下の計算式に従い決定する金額（以下「満期償還額」という。）（0.01 ユーロ未満を四捨五入）にて発行者によりユーロで償還される（ただし、「4 元利金支払場所」の規定に従う。）。

1,000 ユーロ （各本債券の計算基礎額）× インデックスパフォーマンス

用語の定義

本書中において、下記の用語は、以下の意味を有する。

「修正カットオフ日」とは、	排出権参照価格に関するカットオフ日をいい、当該日以降は、排出権参照価格を用いてなされるあらゆる計算のために、排出権参照価格の修正はすべて無視される。
「カットオフ日」とは、	関連する評価日の2営業日後の日をいう。
「障害日」とは、	市場混乱事由が発生しているあらゆる排出権取引所営業日をいう。
「排出権取引所」とは、	インターコンチネンタル取引所（以下「ICE」という。）、または参照資産の取引が臨時に移転される当該取引所の承継者、代替取引所もしくは代替取引市場（ただし、計算代理人が、かかる臨時の代替取引所または相場システムにおける参照資産の流動性がICEと同等であると判断した場合に限る。）をいう。
「排出権取引所営業日」とは、	関連する排出権取引所において参照資産の取引が行われている日（または市場混乱事由が発生していなければ当該取引が行われていたであろう日）をいう。
「最終排出権価格」とは、	最終評価日の排出権参照価格をいう。
「最終評価日」とは、	2009年12月1日、または当該日が排出権取引所営業日でない場合は翌排出権取引所営業日をいう。
「インデックスパフォーマンス」とは、	計算代理人によって決定される最終排出権価格を行使価格で除した値をいう。
「当初評価日」とは、	2008年7月30日、または当該日が排出権取引所営業日ではない場合は翌排出権取引所営業日をいう。
「最終評価可能日」とは、	2009年12月11日をいう。
「価格ソース」とは、	排出権取引所のウェブページ (https://www.theice.com/marketdata/emissionsView/emissionsMarkersView.jsp)（または排出権参照価格に相当するレートや価格を表示するための当該ウェブページに代わるウェブページ）をいう。
「参照資産」とは、	ICE Futures ECX CFI 先物 2009年12月契約（ICE Futures ECX CFI futures December 2009 Contract）（Bloomberg ticker: MOZ9 Comdty）をいう。当該契約は、将来のある決まった日に予め決めておいた価格で基礎となる一定の商品の一定金額を売買する権利と義務をその保有者に与える。ICE Futures ECX CFI 先物 2009年12月契約において、基礎となる取引ユニットは、EU 排出権取引スキームの第Ⅱ段階におけるEU 排出割当量（EUA）ユニットである。一つのICE Futures ECX CFI 先物契約（ロット）は、EUA 1,000ユニットを表章する。1EUAは二酸化炭素換算で1トンのガスを排出できる権利である。
「排出権参照価格」とは、	参照資産に関するICE Futures ECX CFI 先物契約モーニング・マーカ（ICE Futures ECX CFI futures Contract Morning Marker）（排出権モーニング・マーカ）を意味し、計算代理人によって決定される。ICE Futures ECX CFI 先物

契約モーニング・マーカは、9時00分から9時15分までの15分間の出来高加重平均価格で、毎日9時15分に（排出権取引所がQSPプロセスを採用した場合は、可能なだけ速やかに）価格ソースまたはその承継ページに公表される。当該限月先物の取引が最小取引数量の20ロットに満たない場合、排出権モーニング・マーカ価格は、市場参加者により提供される価格（QSP）を参照することにより、排出権取引所によって決定される。

本債券に関する計算または決定のために利用される価格が後日に修正された場合で、かつ、当該修正を公表または発表すべき責任者が修正カットオフ日以前に当該修正を公表または発表した場合には、計算代理人は、当該修正の結果として支払われまたは交付される金額を決定し、必要な限度において、当該修正を反映するために本債券の関連条項を調整し、下記「10 公告の方法」に従って財務代理人および本債券の所持人にその旨を通知する。

「行使価格」とは、

計算代理人によって決定される当初評価日における排出権参照価格に（未定）%（99.00%～101.00%を仮条件とするが、最終的に決定される数値は、当該仮条件の範囲外となることがある。）を乗じた値をいう。

「評価日」とは、

当初評価日もしくは最終評価日をいい、当該日が排出権取引所営業日ではない場合には、翌排出権取引所営業日をいう。

「計算代理人」とは、

誠実にかつ商業的に合理的な方法で行為するドレスナー・バンク・アーゲー、ロンドン支店（その承継者または場合によりその代理人を含む。）をいい、当該計算代理人の決定および計算は、明白な誤りがある場合を除き、拘束力を有する。

市場混乱事由および障害日による影響

(a) 「市場混乱事由」とは、計算代理人が決定する以下の事由をいう。

- (i) (A) 価格ソースが排出権参照価格の公表もしくは発表を懈怠すること、または(B) 当該価格ソースが一時的もしくは永久的に停止し、もしくは利用不可能となること。
- (ii) 関連ある排出権取引所における参照資産または関連あるコモディティの取引に係る重大な一時停止または制限。
- (iii) (A) 関連ある排出権取引所における参照資産もしくは(B) 関連あるコモディティに係る取引の開始を怠ること、または当該取引を永久的に停止すること。
- (iv) 当初評価日以降に発生した (A) 排出権参照価格の計算式もしくは計算方法における、または(B) 参照資産もしくは（場合により）関連あるコモディティの内容、構成もしくは組成における重大な変更。
- (v) 政府または課税当局による、参照資産もしくは関連あるコモディティに対するまたはそれらを参照して計算される、消費税、資源分離税、売上税、利用税、付加価値税、資産移転税、印紙税、文書税、登録税または類似の公租公課の賦課、変更または廃止（総収益もしくは純利益に対する、またはそれらを参照して計算される公租公課を除く。）の直接的影響が、当該賦課、変更または廃止がなかった場合と比べ

て、評価日における排出権参照価格を上昇または下落させる場合の、当該賦課、変更または廃止。

- (b) 参照資産について、評価日が障害日であると計算代理人が決定した場合、参照資産の評価日は障害日でない直後の排出権取引所営業日とする。ただし、参照資産について、計算代理人が当該日の直後の 2 排出権取引所営業日以上の日が障害日であると決定する場合を除く。かかる場合には、
 - (i) 第 8 排出権取引所営業日目の日、または早い場合には最終評価可能日が、かかる日が障害日であるかを問わず、参照資産の評価日とみなされ、
 - (ii) 計算代理人は、障害日である第 8 排出権取引所営業日目の日における排出権参照価格の誠実な見積額を決定するものとする。
- (c) さらに、上記(a)(iii)乃至(v)に記載されたいずれかの事由（各々を以下「潜在的調整事由」という。）が発生した場合には、計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量により、かかる潜在的調整事由が参照資産の理論価値に影響を及ぼすか否かを決定し、当該理論価値に影響が及ぶ場合には、計算代理には以下を行うものとする。
 - (i) 計算代理人は、計算代理人が、その単独かつ完全なる裁量により当該影響を考慮して適切であると判断する、満期償還額の計算に関連する参照資産の価値に対して本書において必要に応じてなされる調整、ならびに/または当該参照資産を決定する。
 - (ii) 計算代理人は、当該調整の発効日を決定する。計算代理人は、かかる潜在的調整事由に関する調整を基に適切な調整を決定することができる（ただし、義務ではない。）。
- (d) また、上記(a)(iii)に記載の事由が発生した場合、計算代理人は、その単独かつ完全なる裁量により、以下を行うことができる。
 - (i) 計算代理人は、参照資産を、計算代理人の単独かつ完全なる裁量によりリスクの詳細が類似すると判断された資産と交換し、また、当該事由が本債券および当該交換に及ぼす経済的な影響を考慮して計算代理人が適切と判断した参照資産および本債券へのその他の調整を行うことができる。
 - (ii) 計算代理人は、当該交換の発効日を決定することができる。上記調整または（場合により）交換を行う際には、計算代理人は、下記「10 公告の方法」に従って、本社債の所持人に対して実行可能な限り速やかに関連ある調整および潜在的調整事由の詳細を記した通知を行うものとする。

排出権先物取引に関する情報

排出権取引制度

1997 年 12 月に京都で開かれた第 3 回国連気候変動枠組み条約締結国会議で採択された京都議定書（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書）は先進国に法的拘束力のある温暖化ガス排出削減目標を設定した。先進国全体では 2008 年～2012 年の平均で 1990 年比 5%減が目標。排出権取引制度は、各国（もしくは事業所）ごとに設定された温暖化ガスの排出量の上限を超えた国（事業所）は上限に達していない国（事業所）から余剰分を買い取ることができる仕組みで、京都議定書第 17 条で、地球規模の温暖化ガスを削減するための施策として認められた制度である。京都議定書で定められたその他の削減目標達成のための手段には、共同実施(JI)やクリーン開発メカニズム(CDM)等がある。

EU 域内排出権取引制度 (EU ETS)

欧州連合 (EU) は京都議定書において 1990 年比 8%の温暖化ガス削減を約束している。EU は、この目標を達成するために、2005 年に世界に先駆けて大規模な EU 域内排出権取引制度 (EU ETS) を創設した*。これは、EU 加盟 27 カ国にある 10,000 カ所以上の事業所などに温暖化ガス排出の上限 (キャップ) を割り当て、これを超えると罰金を科す一方、事業所間の排出枠の取引 (トレード) を認めるキャップ・アンド・トレード方式を導入している。EU で取引される「排出権」は、同域内の温暖化ガスを減らすことを目的にしたものであるため、域外の企業が排出権を購入しても京都議定書の目標達成のために利用することはできない。

*第 1 段階のコミットメント期間は 2005～2007 年の 2 年間 (対象となる温暖化ガスは CO₂)、第 2 段階は 2008～2012 年の 5 年間 (メタンやフロンなど他の温暖化ガスも対象とする)、さらに 5 年間ごとの期間で実施される。

排出権の単位

日本を始めとするメートル法を使用している国において質量の単位として用いられるトンとは、キログラムを基準に定義されたメトリックトン (metric ton) のことを指し、排出権の単位にはこのメトリックトンが用いられる。1 メトリックトンは 1,000 キログラムに等しいと定義されている。また、二酸化炭素換算トン (t-CO₂) とは、二酸化炭素その他の温暖化ガスの排出、吸収、貯蔵等の量を、相当する二酸化炭素の重量に換算したもので、排出権に関連して使用される『メトリックトン-CO₂』『t-CO₂』は、『CO₂ 重量で 1 トン相当』を意味する。

排出権取引の市場規模

世界銀行によると、2006 年の排出権市場は前年比 2.8 倍の 300 億 9 千 8 百万ドル (約 3 兆 3 千億円)、数量ベースでは二酸化炭素換算で同 2.3 倍の 16 億 3 千 9 百万トンであった。最も規模が大きいのは EU ETS による排出権市場で、2006 年は 243 億 5 千 7 百万ドル (約 2 兆 6 千億円)、世界市場全体の 8 割を占める。一方、途上国の削減事業から排出権を得るクリーン開発メカニズム (CDM) 等、キャップ・アンド・トレード以外の排出権市場は前年比 1.9 倍の 54 億 7 千 7 百万ドル (約 6 千億円) であった。排出権市場はキャップ・アンド・トレードによる取引が大半を占めている。なお、京都議定書を批准していない米国でも、カリフォルニア州など 20 州が排出権取引による温暖化ガス削減方針を決定しており、市場規模の拡大が見込まれている。

ECX (European Climate Exchange) 欧州気候取引所

ロンドン証券取引所に上場している Climate Exchange Plc (CLE、気候取引所会社) の傘下企業で、ICE 先物市場で取引される二酸化炭素取引関連商品の開発およびマーケティングを行う英国企業。2007 年 11 月現在 83 社の欧米の金融機関等の企業が会員となり、同社が開発した先物・オプションの取引を電子取引システムで行っている。同じく CLE の傘下に、兄弟会社のシカゴ気候取引所 (CCX)、シカゴ気候先物取引所 (CCFE) があり、今後米国での排出権取引の拠点になると見込まれている。

ICE は、欧州最大のエネルギー関連デリバティブ商品の取引所であり、世界最大のエネルギー先物の電子取引所 (電子取引システム) である。ICE は金融当局の監督下にあり、取引所会員がエネルギー関連のリスク管理等行うために活用されている。

ECX 排出権先物 (ECX Carbon Financial Instruments futures Contracts)

ECX 排出権先物とは、ECX が開発した、EU ETS に基づき 2008 年から 2012 年の間に二酸化炭素換算で 1 トンの温暖化ガスを排出する権利の先物である。ICE 先物市場に上場されており、この市場でのみ取引が認められている。ICE で取引されている ECX の温暖化ガス排出権先物およびオプションは、欧州で取引されている温暖化ガス関連デリバティブの出来高全体のおよそ 80% を占めている。

取引時間は、ロンドン時間の 7:00～17:00 である。

取引価格は、1 排出枠 (1 t-CO₂) 当りのユーロおよびユーロセントで表示され、最小取引単位は 1000 排出枠、つまり、1t-CO₂ の価格が EUR20 の場合、165 円/EUR 換算で 1 単位 330 万円相当である。最小値幅は、5 ユーロセントである。

(2) 税制上の理由による期限前償還

以下の場合、本債券は、発行者の選択により、30 日以上 60 日以下の事前の通知（かかる通知は取消不能とする。）を所持人に対して行った後、期限前償還額をもって、償還される日までの経過利息（もしあれば）とともに、その全部（一部は不可。）を随時償還することができる。本書において、「期限前償還額」とは、本債券の時価からヘッジの取決めを解約するための費用を差し引いた金額である。

(イ) 発行者が、スウェーデン王国またはスウェーデン王国のもしくはスウェーデン王国内の下部行政主体もしくは課税当局の法令に対する変更または修正、またはかかる法令（管轄裁判所の判決を含む。）の適用もしくは公的解釈における変更（発行日以後に生じたものに限る。）が生じたことにより、下記「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に定められたまたは記載された追加額を支払わなければならないかまたは支払う義務を負うことになる場合であって、かつ

(ロ) 発行者が、発行者に対して利用可能な合理的な措置を講じても、当該義務を回避することができない場合。

ただし、かかる償還通知は、もしその時点で本債券に関する支払期日が到来しているとしたならば、発行者が当該追加額の支払義務を負うことになる最も早い日の 90 日以上前にはなされないものとする。

本段落に基づく償還通知に先立ち、発行者は財務代理人に対して、発行者がかかる償還を有効になす権利を有することを記載し、かかる償還をなすための発行者の権利の前提条件が発生していることを示す事実を表明した、発行者の執行委員会 (Executive Committee) の 2 名の委員により署名された証明書を交付する。本項において述べているかかる通知の期間の満了により、発行者は、本項に従って本債券を償還する義務を負う。

(3) 買 入 消 却

発行者は、公開市場その他において、随時いかなる価格でも本債券を買入れることができる。買入れられた本債券は、保有、再販売、または消却のために提出できる。

本項に基づき消却のために提出されたすべての本債券は、(期限未到来の利札すべてが付されているか、共に提出されたことを条件として) 即時に消却されるものとし、再販売または再発行することはできない。

4 【元利金支払場所】

(1) 当初の支払代理人およびその指定事務所：

ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店 (Deutsche Bank AG London Branch)

ロンドン市 EC2N 2DB グレート・ウィンチェスター・ストリート 1 ウィンチェスター・ハウス

(Winchester House, 1 Great Winchester Street, London EC2N 2DB)

ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アー (Deutsche Bank Luxembourg S.A.)

ルクセンブルク市 L- 1115 ブールバール・コンラート・アデナウアー 2

(2, Boulevard Konrad, Adenauer, L- 1115 Luxembourg)

ドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッド
(Deutsche International Corporate Services (Ireland) Limited)
アイルランド ダブリン 1 インターナショナル・ファイナンシャル・サービスズ・センター
ギルド・ストリート、ギルド・ハウス
(Guild House, Guild Street, International Financial Services Centre, Dublin 1, Ireland)

（以下「支払代理人」といい、財務代理人契約（下記「6 債券の管理会社の職務」に定義される。）に従って選任された代替または追加の支払代理人を含む。）

発行者は、いつでも、支払代理人（財務代理人を含む。）の指名を変更もしくは終了する権利および追加のもしくはその他の支払代理人もしくは計算代理人を指名する権利を有する。ただし、発行者は、常に（i）財務代理人を維持し、（ii）2000年11月26日から同年11月27日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令（European Council Directive）2003/48/EC その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、税金を源泉徴収または控除する義務を負わない欧州連合加盟国内に支払代理人を維持し、また（iii）計算代理人を維持する。支払代理人は、いつでも、その指定事務所を、同一の都市にある他の事務所に変更する権利を有する。計算代理人、支払代理人またはそれらの指定事務所の変更の通知は、下記「10 公告の方法」に従って所持人に対して速やかに行われる。

- (2) 元本： 元本の支払は、TARGET システム（the Trans-European Automated Real-Time Gross Settlement Express Transfer System）が利用可能な都市に所在する銀行宛振出のユーロ建小切手により、または受取人が TARGET システムが利用可能な都市に所在する銀行に維持するユーロ建の口座またはユーロが記帳および移し替え可能なその他の口座への送金により、米国外に所在する支払代理人の指定事務所において本債券の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

利息： 利息の支払は、下記（3）を条件として、上記方法により、米国外に所在する支払代理人の指定事務所においてしかるべき利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えによってのみなされる。

ニューヨークにおける支払： （i）発行者が、支払期日到来時に支払われるべき通貨により本債券に関する利息の全額を支払代理人が支払うことができると合理的に予測して、米国外の支払代理人を指名する場合、（ii）当該支払代理人すべての事務所におけるかかる利息の全額の支払が違法であるか、または為替管理もしくはその他同様の制限により妨げられる場合、および（iii）支払が適用ある米国法により許容される場合には、元本または利息の支払はニューヨークにおける支払代理人の指定事務所で行なわれる。

- (3) 支払期限の到来した利札に関する以外の利息の支払は、米国外（または上記（2）の第3段落により許容される場合にはニューヨーク）に所在する支払代理人の指定事務所において、関連する本債券を呈示することによってのみなされる。
- (4) 財務法に従った支払： 本債券に関する支払はすべて、いかなる場合においても、支払場所において適用ある財務またはその他の法令に従うものとするが、下記「8 課税上の取扱い（1）スウェーデン王国の租税」の規定を害しないものとする。かかる支払につき、本債券または利札の所持人に対して、いかなる手数料または費用も課せられない。
- (5) 本債券が、これに関するすべての期限未到来の利札が付されずに呈示された場合は、欠缺利札の総額に等しい金額が支払われるべき元本金額から差し引かれる。ただし、支払可能な総額が支払われるべき元本金額に満たない場合は、当該欠缺利札の総額のうち、実際に支払可能な総額の支払われるべき元本金額に対する割合に相当する金額が差し引かれる。

このようにして差し引かれた元本金額はそれぞれ、関連ある欠缺利札の呈示および（全額が支払われる場合は）提出と引換えに支払われる。

- (6) 本債券または利札のいずれかに関するある金額の支払期日が、支払に関する営業日でない場合、その所持人は、直後のかかる翌営業日まで当該金額の支払を受ける権利を有しない。ただし、直後のかかる営業日が翌月の日となる場合には、その支払は、直前の営業日になされる。かかる支払の調整によりいかなる追加利息その他一切の支払も行われることはない。

「営業日」とは、(A) 支払に関しては、(a) TARGET システムが利用可能であり、かつ商業銀行および外国為替市場がロンドンおよび東京において一般に支払の決済を行う日であり、(b) 本「4 元利金支払場所」のみについて、(i) 呈示または提出場所において、持参人払式証券の呈示および支払のためまたは債券の券面の提出のために、および外国為替取引のために、銀行が営業を行う日であり、また (ii) 口座への送金による支払の場合は、TARGET システムが利用可能であり、かつロンドンおよび東京において外国為替取引が行われる日であり、また (B) 通知の送付、上記「2 利息支払の方法」に基づく利息の発生に関連する事項については、「営業日」とは、TARGET システムが利用可能であり、かつロンドンおよび東京において営業を行っている日をいう。

- (7) 支払代理人が、支払のために支払代理人に対して呈示された本債券または利札のいずれかにつき、その一部を支払う場合、当該支払代理人は、その支払金額と日付を含む記載を当該本債券または利札に裏書する。
- (8) 大券に関するすべての支払は、支払代理人または支払代理人が指図する者に対する大券の呈示、また（すべての経過利息とともに元本を完済する場合には）大券の提出によりなされ、本債券に関する発行者の対応する債務を弁済および免責する効果を有する。大券に関する元利金の支払がなされる各場合において、発行者はかかる支払の旨が大券付属の別紙に記入されるようにする。

5 【担保または保証に関する事項】

本債券は、発行者の直接、無条件、無担保かつ非劣後の債務であり、その間に優先関係はなく、発行者のその他のすべての現在および将来における未履行の無担保かつ非劣後の借入金債務と同順位である。

発行者は、本債券のいずれかが未償還である限り、発行者およびそのいずれの子会社も、現在または将来の借入金債務を担保するために、発行者およびかかる子会社の現在または将来の収入または資産の上に、いかなる抵当権、先取特権（法律の適用により発生する先取特権を除く。）、質権その他の担保権（ただし、発行者またはかかる子会社が購入した財産の購入価格の全部または一部を担保するためにかかる財産上に設定された抵当権、先取特権、質権その他の担保権を除く。）も設定せず、また設定することを許容しないことを約束する。ただし、本債券の条項に従い同時に同一または同等の担保権によって本債券が担保される場合はこの限りでない。

6 【債券の管理会社の職務】

該当なし。

財務代理人の職務

- (1) 発行者は、支払期日が到来した本債券に関する利息および元本、または償還金額（場合による。）を支払うために、財務代理人に対してかかる支払期日以前に、当該本債券に関してその時点で支払われるべき元本、償還金額または利息（場合による。）に相当する金額を支払う。

発行者が前段落の義務を遵守することを条件として、かつ、その限度において（ただし、期限が到来しているか否かを問わない。）、財務代理人は、当該支払代理人に対し、財務代理人が前段落の記載に基づき受領した資金から、上記「4 元利金支払場所」の記載に従い、当該支払代理人により支払われた金額と同額を当該支払代理人が財務代理人に対する通知により指定した銀行への振込の方法により支払う。

- (2) 本債券または利札を喪失、盗失、汚損、毀損または滅失した場合、すべての適用ある法律に従い、請求者が再発行におけるすべての費用を支払い、かつ、発行者および財務代理人が要求する証拠、担保、補償およびその他の条件を満たした場合、財務代理人の指定事務所において、かかる本債券または利札は再発行される。汚損または毀損した本債券または利札は、再発行される前に提出されなければならない。
- (3) 財務代理人は、発行者、ドイチェ・バンク・アーゲー ロンドン支店、ドイチェ・バンク・ルクセンブルク・エス・アーおよびドイチェ・インターナショナル・コーポレート・サービスズ（アイルランド）リミテッドとの間の 2008 年 6 月付財務代理人契約（その後の修正または補足を含み、以下「財務代理人契約」という。）に定めるその他の義務および職務を遂行する。

7 【債権者集会に関する事項】

財務代理人契約は、本債券に適用される要項の修正または放棄を含め、本債券の所持人の利益に影響を及ぼす事項を審議するための債権者集会を開催するための規定（かかる規定は、発行者および本債券または利札の所持人を拘束する。）を有する。

財務代理人契約の条項に基づきその時々において債権者集会の招集通知を受ける権利を有するすべての所持人によりまたはそれらのために署名された書面による決議は、それがあたかも特別決議であるかのごとく、効力を生じる。かかる書面による決議は、1 人もしくはそれ以上の所持人によりもしくはそれらのために各々署名された 1 つの書面または同じ様式による複数の書面に記すことができる。

8 【課税上の取扱い】

- (1) スウェーデン王国の租税

- (i) 追加額支払

本債券に関する元本および利息の一切の支払は、スウェーデン王国またはスウェーデン王国内の課税当局によりまたはそのために現在または将来賦課される一切の種類の税金その他の課徴金を源泉徴収または控除されることなく行われる。ただし、法律により、かかる源泉徴収または控除が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行者は、かかる源泉徴収または控除の後に本債券または利札の所持人（場合による。）が受領する純額が、かかる源泉徴収または控除がなければ本債券または利札（場合による。）に関して受領するはずであった元本および利息の額と等しくなるように、それぞれ必要な追加額を支払う。ただし、以下の場合においては、支払のために呈示される本債券または利札に関してかかる追加額は支払われない。

- (イ) 本債券または利札の所持以外にスウェーデン王国と関連を有することを理由として、本債券または利札に関する税金または課徴金が賦課される本債券または利札の所持人によるまたはそのための場合。
 - (ロ) 所持人が、非居住者である旨の宣言その他類似の免除請求を関連課税当局に行うことによりかかる源泉徴収または控除を回避することが可能である場合。
 - (ハ) 関連日後 30 日を超える期間を経過した場合。ただし、所持人がかかる 30 日目の日に支払のために呈示をしていたならば受領する権利を有していた追加額を除く。

(二) かかる源泉徴収または控除が、個人への支払に対して課されたものであり、また 2000 年 11 月 26 日から同年 11 月 27 日に開催された経済相・蔵相理事会会議の決定を実施する欧州理事会指令 (European Council Directive) 2003/48/EC、その他の指令、またはかかる指令を実施もしくは遵守する法律、またはかかる指令を遵守するために制定される法律に従って、かかる源泉徴収または控除がなされるよう要求される場合。

(ホ) 関連ある本債券または利札を欧州連合加盟国における他の支払代理人に対して呈示することによりかかる源泉徴収または控除が回避されたであろう当該本債券または利札の所持人によるまたはそのための場合。

本書における「関連日」とは、(a) かかる支払に関して支払期日が最初に到来する日、または (b) 財務代理人がかかる支払期日以前に支払われるべき金額の全額を受領しなかった場合は、「10 公告の方法」に従いかかる金額の全額が受領された旨の通知が所持人に対してなされた日、のいずれか遅い方の日を指す。

本債券に関する元本および利息には、本「8 課税上の取扱い (1) スウェーデン王国の租税」に基づいて支払われる追加額が含まれる。

(ii) 課税管轄

発行者がスウェーデン王国以外の課税管轄に服することとなる場合、本書中のスウェーデン王国には、スウェーデン王国およびかかるその他の管轄が含まれると解される。

(2) 日本国の租税

以下は主に本債券に関する日本国の租税上の取扱いの概略を述べたにすぎず、本債券に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本債券に投資することによるリスクや本債券に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要がある。

日本国の租税に関する現行法令（以下「日本の税法」という。）上、本債券は公社債として取り扱われるべきものと考えられるが、その取扱いが確定しているわけではない。仮に日本の税法上、本債券が公社債として取り扱われなかった場合には、本債券に対して投資した者に対する課税上の取扱いは、以下に述べるものと著しく異なる可能性がある。

さらに、日本の税法上、本債券のように支払が不確定である債券に関して、その取扱いを明確に規定したものはない。本債券のようなデリバティブ取引が組み込まれた公社債については、本債券に投資しようとする者が内国法人である場合、法人税法上は原則として組込デリバティブ取引を公社債部分から区分することは求められないと考えられる。本債券に投資しようとする者が日本国の居住者である個人である場合の所得税法上の取扱いは、明らかではないが、原則としては組込デリバティブ取引を公社債部分から区分しないで一体として取り扱うべきものと考えられる。将来、日本の税務当局が支払が不確定である債券に関する取扱いを新たに取り決めたり、あるいは日本の税務当局が日本の税法について異なる解釈をし、その結果本債券に対して投資した者の課税上の取扱いが、本書に述べるものと著しく異なる可能性がある。

以上を前提として、本債券の利息は、一般的に利子所得として取扱われるものと考えられる。日本国の居住者および内国法人が支払を受ける本債券の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上 20%（国税と地方税の合計）の源泉税を課される。居住者である個人においては、当該源泉税の徴収により課税関係は終了する。内国法人においては、当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。ただし、当該法人は当該源泉税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができる。

本債券の満期償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額を超える場合のその差額は、明確ではないが、償還差益として取り扱われるものと思われる。償還差益として取り扱われ、かつ、所得が日本国の居住者たる個人に帰属する場合は、雑所得として取り扱われ、総合課税

の対象となる（所得税法第 35 条第 1 項、所得税基本通達 35-1（3））。個人の総合課税の税率は超過累進税率となっており、日本の税法上の最高税率は 50%（国税と地方税の合計）である。また、本債券の満期償還により支払を受ける金額が本債券の取得価額に満たない場合のその差額（償還差損）は、課税上ないものとみなされることになると思われる。償還差益が内国法人に帰属する場合は、原則として、当該償還差益は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となる。また、償還差損は原則として、損金の額として日本国の所得に関する租税の課税所得の計算に算入される。

本債券の譲渡による損益は、日本国の居住者の場合は、譲渡益は非課税とされ、譲渡損は所得税法上ないものとみなされる。内国法人の場合は、当該譲渡所得は課税所得に含められ、法人税および地方税の課税対象となる。

9 【準拠法および管轄裁判所】

(1) 準拠法

本債券、財務代理人契約およびプログラムに基づき発行される債券に関して発行者作成の 2008 年 6 月付約款（その変更または補足を含み、以下「約款」という。）ならびにそれらに起因もしくは関連して生じるすべての事項は、英国法に準拠し、これに従って解釈される。

(2) 英国の裁判所

英国の裁判所は、本債券に起因もしくは関連して生じる紛争（以下「紛争」という。）を解決するための専属的な管轄権を有する。

(3) 適切な法廷

発行者は、英国の裁判所が紛争を解決する最も適した都合の良い裁判所であり、したがって、英国の裁判所が不都合または不適切な法廷であると主張しないことに合意する。

(4) 英国外で訴訟手続を行う所持人の権利

上記（2）の規定は、所持人のみのためのものである。したがって、本「9 準拠法および管轄裁判所」に記載されている事項により、所持人が管轄権を有するその他の裁判所で紛争に関連する訴訟手続（以下「訴訟手続」という。）を行うことを妨げられるものではない。所持人は、法律により許容される範囲において、複数の管轄地で同時に訴訟手続を行うことができる。

(5) 送達受領代理人

発行者は、訴訟手続を開始させる書面およびかかる訴訟手続に関連して送達を要するその他の書面が現在はロンドン市 NW1 5RA、オールド・メルルボーン・ロード 259-269 (259-269 Old Marylebone Road, London NW1 5RA)（またはその時々における英国における住所）に所在するスウェーデン貿易公団 (Swedish Trade Council) のその時々における商務参事官 (Trade Commissioner) に交付されることによって発行者に送達されうることにより合意する。上記の者の選任の効力が消滅する場合には、発行者は、いずれかの本債券の所持人の書面による請求により英国における発行者の代理人として召喚状の送達を受ける者を英国に所在する者からさらに選任する。かかる選任が 15 日以内に行われなるときには上記の本債券の所持人は発行者へ通知することによりかかる者を選任する権限を与えられる。本段落の規定は、法律により認められたその他の方法で訴状を送達する所持人の権利に影響を与えるものではなく、英国およびその他の管轄地における訴訟手続に適用される。

10 【公 告 の 方 法】

すべての本債券が恒久大券（または恒久大券および仮大券）により表章され、かかる恒久大券（または恒久大券および仮大券）がユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルク（各々、下

記「11 その他（2）本債券の様式」に定義される。）またはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託されている間は、所持人への通知は関連する通知をユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に交付することによりなすことができ、この場合、当該通知は、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に交付された日に所持人になされたものとみなされる。

発行者に対する通知は、発行者に対して、Västra Trädgårdsgatan 11B, P.O. Box 16368, S-103 27 Stockholm, Sweden（または本段落に従って通知されたその他の住所および/もしくは宛先）宛に交付され、かつその外側に「Urgent : Attention : Middle Office」と明記されていた場合に、有効になされたものとみなされ、かかる交付の時点をもって有効になされたものとみなされる。ただし、当該交付日がストックホルム市において営業が行われる日ではない場合、通知はストックホルム市における直後の営業が行われる日において有効になされたものとみなされる。

11 【そ の 他】

(1) 債務不履行事由

以下に掲げる事由（以下「債務不履行事由」という。）のいずれかが発生し、継続している場合、本債券の所持人は、発行者に対する書面による通知を行うことにより（かかる通知は、発行者の受領により効力を生じ、かかる効力発生の日を以下「通知日」という。）、当該本債券が直ちに期限が到来し支払われるべき旨を宣言することができ、かかる宣言をもって、当該本債券は支払期日までの経過利息とともに、かかる通知日より前に当該債務不履行事由が治癒されない限り、直ちに期限が到来し、期限前償還額にて償還される。

(イ) 発行者が本債券のいずれかに関する支払期日が到来したいずれかの支払を 15 日を超えて怠った場合。

(ロ) 発行者がいずれかの本債券に基づく発行者のその他の義務の履行または遵守を怠り、かつ、本債券の所持人が発行者に対し当該懈怠の治癒を要求する書面による通知をなした後 30 日間当該懈怠が継続した場合。

(ハ) いずれかの者が、発行者の借入金債務に関する債務不履行によって発行者の当該借入金債務の期限前の返済を正当に要求する権利を付与され、かつ、実際にそれを要求し、または当該借入金債務のための担保権を正当に実行する権利を付与され、かつ、実際にそれを実行し、または発行者が当該債務の返済をその履行期日もしくはその適用ある猶予期間の終了時において返済することを怠り、または借入金債務に関し発行者により与えられた保証の期限が到来し、かつ、請求を受けたにもかかわらず履行されなかった場合。ただし、本（ハ）記載のいずれかの事由が発生しても、当該債務または当該保証に基づく発行者の責任が 1,000 万米ドルまたは当該発生事由に係る義務の表示通貨におけるその相当額を超えない場合は、債務不履行事由を構成しない。

(ニ) いずれかの管轄裁判所において、発行者に対し破産または支払不能の手続が提起され、その開始から 60 日間却下または停止されなかった場合、または発行者が清算された場合、または発行者が自己もしくはその資産の重要な一部について管理人、管財人、清算人、受託者、仲裁人の選任を仲裁機関もしくは当局に申請し、もしくはそれらの指名がなされた場合、またはその他の方法により、会社更生、会社整理、その債務の再調整、解散もしくは清算に関する適用ある管轄地の法律、規則もしくは命令に基づく和解をし、もしくは手続を開始した場合、または期限の到来した自己の債務を支払うことができず、もしくはその支払不能を認めた場合。

本書において、「者」とは、法人格を有するか否かにかかわらず、個人、会社、法人、企業、パートナーシップ、ジョイント・ベンチャー、組合、団体、国家または国家機関その他のいず

れかとする。

(2) 本債券の様式

本債券は、当初、無利札の仮大券（以下「仮大券」という。）の様式とする。仮大券は、発行日頃にユーロクリア・バンク・エスエー / エヌブイ（本書において「ユーロクリア」という。）およびクリアストリーム・バンキング・ソシエテ・アノニム・ルクセンブルク（本書において「クリアストリーム・ルクセンブルク」という。）およびその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関に預託される。

本債券の仮大券は、発行日から少なくとも 40 日目の日（以下「交換日」という。）以後、非米国人実質所有証明書により、その全部または一部を、利札が付されていない恒久大券の持分に交換することができる。恒久大券の持分への交換が不当に保留または拒否される場合を除き、交換日以後は、仮大券に基づく利息の支払は一切なされない。さらに、本債券に関する利息は、非米国人実質所有証明書なしにその支払を受けることはできない。

発行者は、仮大券の所持人の交換請求から 7 日以内に、

- (i) 財務代理人の指定事務所における仮大券の呈示および（最終交換の場合は）提出、および
- (ii) 財務代理人による非米国人実質所有証明書の受領と引換えに、（初めて交換する場合に）は当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、かかる恒久大券をその条項に従って、直ちに交付することを保証する。

恒久大券の元本金額は、非米国人実質所有証明書において特定された元本金額の総額に等しいものとする。ただし、いかなる場合でも、恒久大券の元本金額は、仮大券の当初の元本金額を超えないものとする。

恒久大券の元利金は、証明書が要求されることなく支払われる。

恒久大券は、(a) ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関が 14 日間継続して休業している場合（ただし、法律で定める休日による場合を除く。）または業務を永久に中止する旨を発表した場合、または (b) 上記「(1) 債務不履行事由」に記載するいずれかの状況が発生した場合は、その全部（一部は不可。）が確定様式の本債券（以下「確定債券」という。）に交換される。

恒久大券が確定債券に交換される場合はいつでも、発行者は、恒久大券の所持人の交換請求から 30 日以内に、財務代理人または財務代理人が指図する者への恒久大券の提出と引換えに、当該所持人に対して（当該所持人に費用を請求することなく）、適式に認証され利札およびタロンが付されたかかる確定債券を恒久大券の元本金額と等しい元本総額で、直ちに交付することを保証する。

各大券は無記名式であり、大券により表章される本債券については、本債券の要項中の「所持人」は、関連する大券の所持人をいう。かかる大券の所持人とは、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関に代わって預託機関または共通預託機関がかかる大券を保有している限り、当該預託機関または共通預託機関をいう。

ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関の記録に大券の権利を有するとされている各々の者（以下「口座保有者」という。）は、発行者が当該大券の所持人になした各支払の当該口座保有者の取り分および大券に基づいて生じるその他一切の権利に関してはユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関のみを相手とせねばならない。口座保有者が大券に基づいて生じる権利を行使する範囲および方法については、ユーロクリアまたはクリアストリーム・ルクセンブルクまたはその他の関連決済機関のその時々それぞれの規則と手続きにより定められる。本債券が大券により表章されている限り、口座保有者は、本債券に基づき期日の到来した支払に関して発行者

に対して直接請求する権利は有しておらず、発行者の当該義務は、大券の所持人に支払うことにより、免責される。

(3) 権 利

本債券および利札に関する権利は交付により移転する。

本債券または利札の所持人は、すべての点において、（本債券が支払期日を経過しているか否か、および本債券の所有権もしくは信託もしくは本債券のその他の権利の知・不知、本債券上の記載、または以前の本債券の喪失もしくは盗難の知・不知にかかわらず）その完全な所有者として扱われ（法律によりその他の取扱いを要求される場合を除く。）、いかなる者も当該所持人をそのように扱ったことについて責任を負わない。

(4) 時 効

本債券は本債券の支払の関連日（上記「8 課税上の取扱い （1）スウェーデン王国の租税」に定義される。）後、10 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。本債券に付属する利札は利札の支払の関連日後、5 年以内に支払のための呈示がなされなかった場合は無効となる。

(5) その後の発行

発行者は、本債券の所持人の同意なしに、本債券と同じ条項を有するか、または初回の利息の支払額だけが異なる債券を随時発行することができ、かかる債券は、残存する本債券と併せて単一のシリーズを構成することができる。

(6) 切り上げ、切り下げ

本書における計算については、（本書において他に定める場合を除き）(a) かかる計算から生じるすべての百分率につき、（必要であれば）0.00001%未満を四捨五入し、(b) かかる計算において用いられる、またはかかる計算から生じるユーロ貨額につき、0.01 ユーロ未満を四捨五入するものとする。

(7) 本債券および財務代理人契約の修正

本債券の要項を含む本債券は、明白な誤謬を正すため、本債券または利札の所持人の同意を得ずに修正されることがある。更に、財務代理人契約の当事者は、その規定のいずれかを修正することに合意することができる。ただし、発行者は、かかる修正が形式的、些細なもの、もしくは技術的なものであるか、明白な誤謬を正すためになすものであるか、またはかかる当事者の意見において、本債券の所持人の利益に重大な害を及ぼさないものでない限り、本債券の所持人の同意なしにかかる修正に同意しないものとする。

(8) いかなる者も、本債券の要項のいずれかを実行するための、契約（第三者の権利）法（1999）に基づく権利を有さないものとする。

第3 【資金調達のための目的及び手取金の使途】

該当事項なし

第4 【法 律 意 見】

発行者の法律顧問であるキャサリン・ベイジャー氏により以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (1) 有価証券届出書に記載された本債券の売出しは発行者により適法に授權され、スウェーデン王国法上適法である。
- (2) 本債券の発行および売出しならびに関東財務局長への有価証券届出書の提出のため発行者に

要求されるスウェーデン王国の政府機関のすべての同意、許可、承認、授権は取得されている。

- (3) 発行者またはその代理人による有価証券届出書の署名および関東財務局長への提出は 2005 年スウェーデン会社法（その後の改正を含む。）および発行者の定款に従い発行者により適法かつ有効に授権されており、スウェーデン王国法上適法である。
- (4) 有価証券届出書（参照書類を含む。）中のスウェーデン王国法に関するすべての記載は、真実かつ正確である。

以上の法律意見はスウェーデン王国法に関してのみ限定して述べられている。

第二部 【参 照 情 報】

第 1 【参 照 書 類】

発行者の概況等金融商品取引法第 27 条において準用する同法第 5 条第 1 項第 2 号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書およびその添付書類】

事業年度 （自平成 18 年 1 月 1 日 至平成 18 年 12 月 31 日）
平成 19 年 6 月 29 日関東財務局長に提出

2 【半期報告書】

当該半期 （自平成 19 年 1 月 1 日 至平成 19 年 6 月 30 日）
平成 19 年 10 月 1 日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

該当なし。

4 【訂正報告書】

訂正報告書（上記 1 の有価証券報告書の訂正報告書）を平成 19 年 12 月 6 日に関東財務局長に提出

第 2 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし。

第三部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3 【指数等の情報】

1 【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

本債券は、満期償還額が排出権参照価格の水準により決定されるため、排出権参照価格についての開示を必要とする。

2 【当該指数等の推移】

排出権参照価格 過去3年間の年別最高値と最低値 (単位:ユーロ)

	最高	最低
2006 年	20.10	17.35
2007 年	25.76	13.00
2008 年	27.05	19.55

2006 年の価格は、排出権参照価格の計算開始日である 11 月 28 日以降の価格を参照している。

2008 年の価格は、2008 年 5 月 29 日現在の価格である。

排出権参照価格 最近6ヶ月間の月別最高値と最低値 (単位:ユーロ)

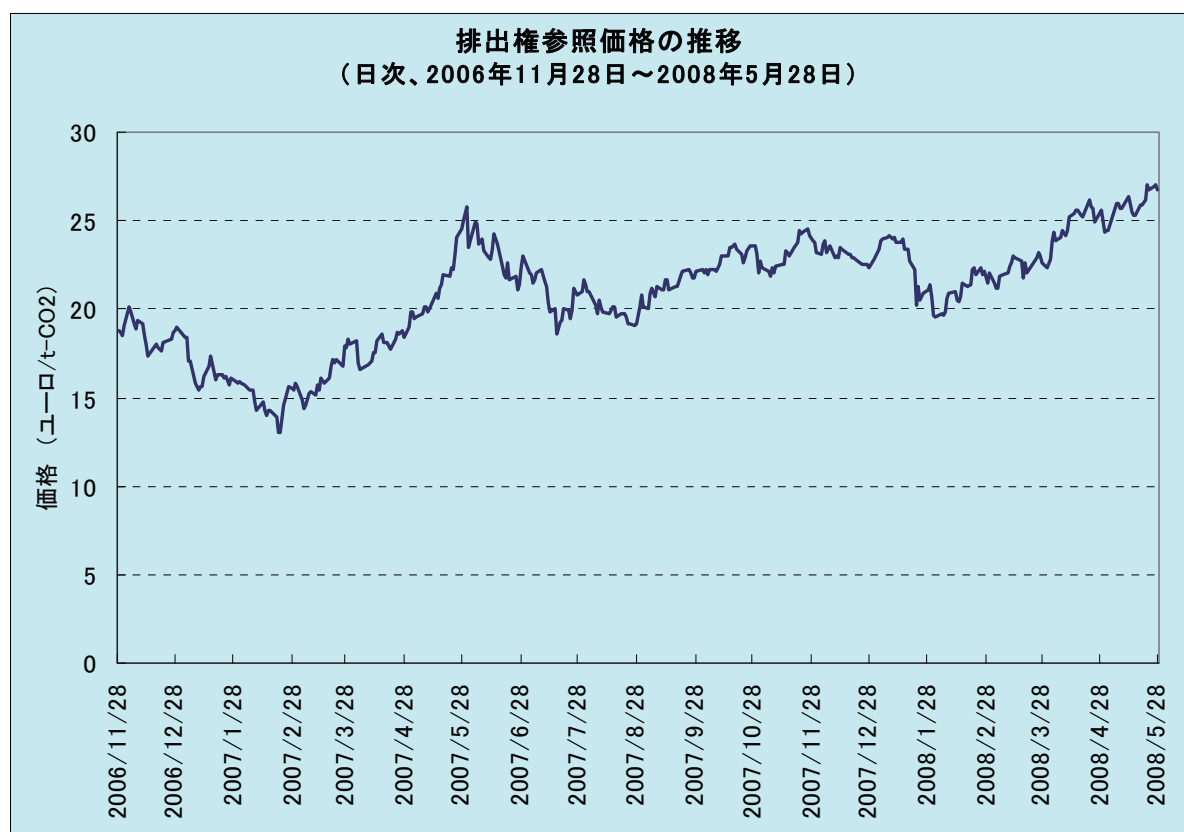
	最高	最低
2007 年 11 月	24.53	21.83
2007 年 12 月	23.90	22.29
2008 年 1 月	24.14	19.64
2008 年 2 月	22.36	19.55
2008 年 3 月	23.21	21.20
2008 年 4 月	26.15	22.81

出典：インターコンチネンタル取引所ホームページ

(<https://www.theice.com/marketdata/emissionsView/emissionsHistoryView.jsp>)

排出権参照価格の過去の推移は排出権参照価格の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の上記の期間において排出権参照価格が上記のように変動したことによって、排出権参照価格および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することも示唆するものではない。

下記の表は、2006年11月28日から2008年5月28日までの各日の排出権参照価格を表したものである。これは、様々な経済状況の下で排出権参照価格がどのように推移するかの参考のために記載するものであり、この排出権参照価格の過去の推移は排出権参照価格の将来の動向を示唆するものではなく、本債券の時価の動向を示すものでもない。過去の下記の期間において排出権参照価格が下記のように変動したことによって、排出権参照価格および本債券の時価が本債券の償還まで同様に推移することを示唆するものではない。



2008年5月29日現在、排出権参照価格は、26.88ユーロであった。

関連数値の出典：インターコンチネンタル取引所ホームページ

(<https://www.theice.com/marketdata/emissionsView/emissionsHistoryView.jsp>)

発行者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

Document certifying that the Registrant satisfies the criteria under Article 5, Paragraph 4 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan applied mutatis mutandis under Article 27 of the Financial Instruments and Exchange Law of Japan.

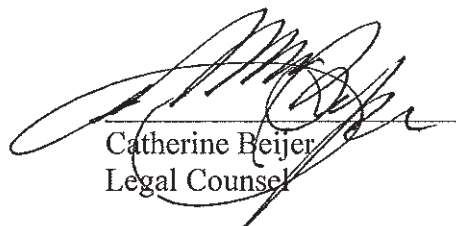
To: The Director-General of the Kanto Local Finance Bureau

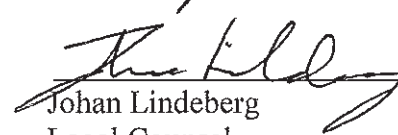
Filed on: 30 May 2008

The Name of the Registrant:

AKTIEBOLAGET SVENSK EXPORTKREDIT

The Signature of Representative:


Catherine Beijer
Legal Counsel


Johan Lindeberg
Legal Counsel

- (1) The Registrant has submitted continuously the Securities Report for one (1) year.
- (2) The aggregate principal amount of Aktiebolaget Svensk Exportkredit Japanese Yen Bonds - First Series (1984) issued by the Registrant on December 20, 1984 by the filing a securities registration statement was 10 billion Yen.

(訳 文)

発行者が金融商品取引法第 27 条において準用する
同法第 5 条第 4 項各号に掲げる要件を満たしていることを示す書面

関 東 財 務 局 長 殿

2008 年 5 月 30 日提出

発行者の名称 スウェーデン輸出信用銀行

代表者の署名 (署 名)

キャサリン・ベイジャー
法律顧問

(署 名)

ヨハン・リンドバーグ
法律顧問

- (1) 発行者は、一年間継続して有価証券報告書を提出しております。
- (2) 発行者により有価証券届出書を提出することにより 1984 年 12 月 20 日に発行された第 1 回スウェーデン輸出信用銀行円貨債券(1984)の券面総額は 100 億円でした。

有価証券報告書の提出日以後に生じた重要な事実

1. SEK は、2008 年 2 月 15 日に、大要以下の内容を有するプレス・リリースを行った。

事業活動の拡大

SEK は 2007 年度中に商品の提供を順調に拡大し、多くの取引を成し遂げた。全融資のうち、輸出金融および企業向け貸付が特に増加し、前年度の 277 億クローナに比して、両方を併せて 338 億クローナに達した。中小企業向けの輸出ローンを開始し、また二つの新たな事業分野である貿易金融および顧客金融が開始された。

スウェーデンの 2007 年度の輸出産業は非常に好調で、SEK は多くの取引を成し遂げた。2007 年度の新規対顧客金融ソリューションは 568 億クローナであった。これは過去二番目に高い数字である。

全融資のうち、輸出金融および企業向け貸付が特に増加し、前年度の 277 億クローナに比して、両方を併せて 338 億クローナに達した。2007 年度末における申出残高は 456 億クローナ（2006 年度末は 258 億クローナ）であった。

SEK は 2007 年度中、輸出金融、プロジェクト・ファイナンス、リース契約、相対融資およびその他の個別対応金融ソリューションによって、多くの輸出産業向け融資を提供した。SEK はまた、自身の商品の提供も拡大し、様々な新しい顧客を獲得して、二つの新たな事業分野である貿易金融および顧客金融の開始を決定した。SEK は現在、アジアにおけるスウェーデンの貿易および産業の存在感をさらにサポートすることを目的として、シンガポールにスタッフを駐在させている。SEK は現地通貨で顧客融資を提供する可能性をさらに強めた。

SEK は、ALMI、スウェーデン輸出保証委員会(EKN)、スウェーデン貿易評議会および発展途上国産業協カスウェーデン基金(Swedfund)と共に、輸出ローンとして知られるものを開発した。これは中小企業のために特別に開発されたものである。輸出ローンは現在 ALMI のオフィスを通して利用が可能となっている。

SEK はまた、環境改善のために多くのインフラおよび技術プロジェクトに関わり、SEK は 2007 年度中に北欧環境融資会社(Nefco)と契約を結んだ。

SEK の証券会社である SEK 証券は、2007 年度中に市場での地位を強化した。SEK 証券は、多くのスウェーデンの貸付プログラムのディーラーに指名され、SEK の顧客のために、様々な通貨で長期の債券貸付を数多く取りまとめた。

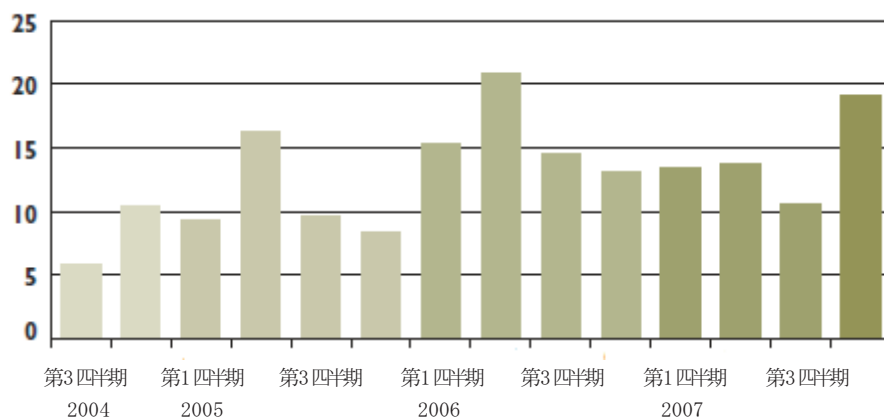
SEK のコンサルタント業務もまた 2007 年度は市場で活発であった。国際プロジェクトおよびスウェーデン企業の両方に関与する仕事であった。

新規対顧客金融ソリューション

(単位：十億クローナ)	2007 年 1-12 月	2006 年 1-12 月
輸出金融	18.0	18.6
輸出業者へのその他の融資	9.6	6.0
その他の企業への融資	6.2	3.1
公的部門への融資	10.7	15.8
金融部門への融資	8.6	13.4
対顧客協調融資	3.7	7.0
合 計	56.8	63.9

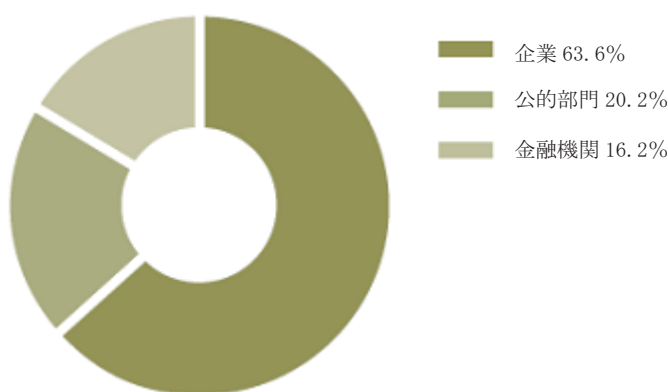
新規対顧客金融ソリューション(四半期毎)

長期貸付(単位：十億クローナ)



新規対顧客金融ソリューション(融資先別)

(対顧客協調融資を除く。)



SEK の顧客に保証をもたらす安定した借入れ

SEK は 2007 年度、不安定で荒れた市場にも拘らず、自身の借入れでは非常に好調であった。2007 年度は、前年度に比して 467 億クローナ増の 1,080 億クローナの借入れであった。その他では、SEK は 12.5 億米ドルの 10 年物のグローバル・ボンド・ローン初めて発行した。

SEK の 2007 年度の長期借入は前年度に比して 467 億クローナ増の 1,080 億クローナに達し、またそれは SEK が 1 年間で借入れた額としては最高額であった。合計で 800 件以上の取引がなされ、この数もまた記録的であった。安定した借入れは、世界的に金融市場が不安定なときでも、SEK が顧客に魅力的で長期の金融ソリューションを提供するために非常に重要なことであり、実際に、2007 年度下半期には金融市場が不安定になった。米国サブプライムの抵当貸付市場から始まった信用不安が広がると、それは資本市場にも影響をもたらした。SEK は自身の市場での地位を強化し、スウェーデンの輸出産業にとって、安定した信頼性のある金融パートナーであることをあらためて証明した。

2007 年度は多くの発行が行われた。SEK は、初めての 12.5 億米ドルの 10 年物のグローバル・ボンド・ローンを含め、米ドル建のグローバルの発行を全部で 5 件行った。SEK はまた、12 年物で 3 億カナダドルの

初めてのメイプル・ボンドを発行した。さらに、SEK は、SEK 史上一番大きな個別の借入れであった 10 億ユーロの 3 年物のボンド・ローンを含む、多くの公募債を発行した。投資家基盤と借入商品の両方を拡大することを戦略とし、投資家基盤の個人投資家の比率を増やすことに特段の焦点がおかれた。

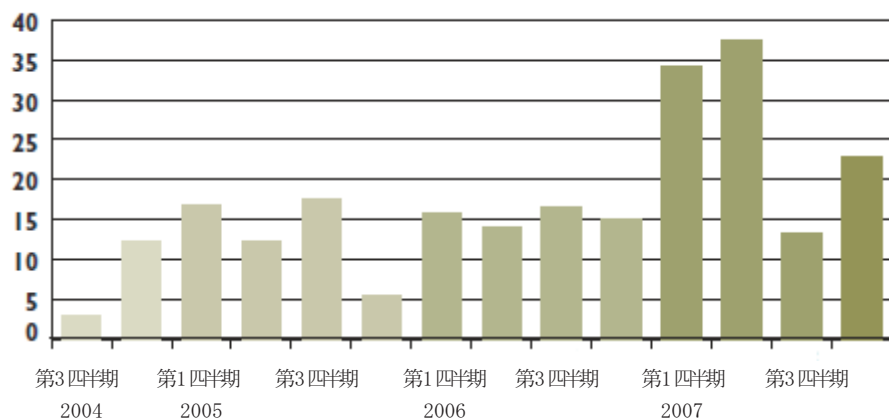
SEK は 2007 年度中に、米国の個人投資家に向けた債券取引のために、新しい基盤となる ELEMENTS に初の発行体として参加する契約をした。この債券は、ブローカーを通してアメリカ株式取引所で売買される。2007 年度下半期に最初の取引が行われた。

日本は SEK にとって引き続き重要な市場であり、商業企業と個人投資家の両方からの関心が強いいため、SEK は日本で売出債券を提供している。

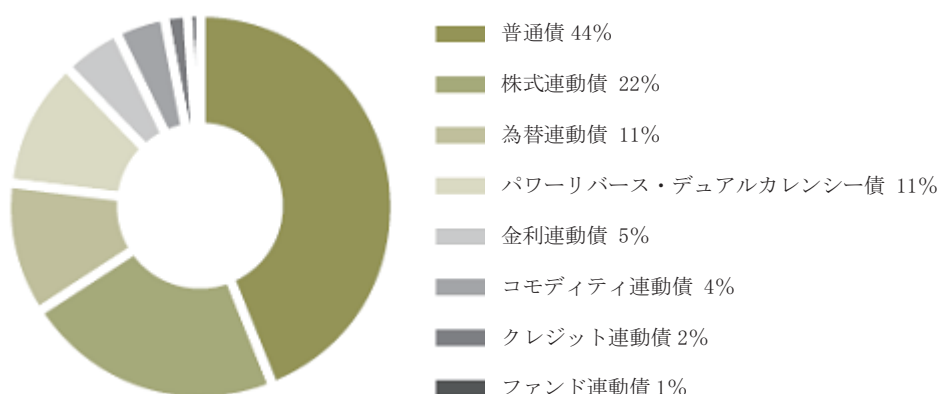
SEK は 2007 年度に IR に積極的に取組み、米国、カナダ、ロンドンおよびアジアの市場を含め多くの大規模な市場の投資家にアプローチした。

新規長期借入れ(四半期毎)

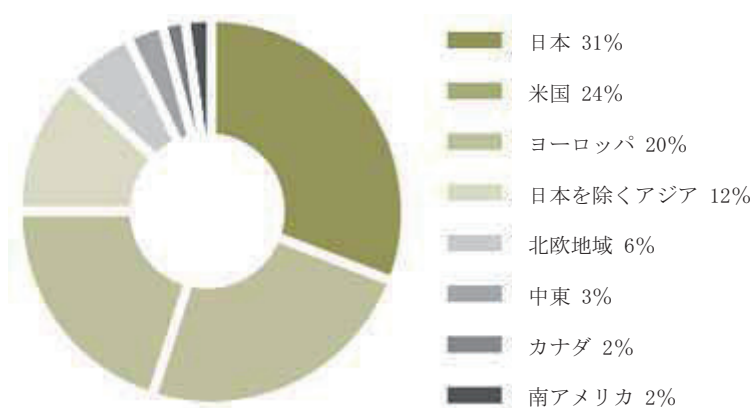
(単位：十億クローナ)



仕組み別



市場別



財務諸表へのコメント

損益計算書について

業績測定と株主資本利益率(単位：百万クローナ)

コア利益

2007 年 1-12 月

533.6

2006 年 1-12 月

538.1

IFRS に基づく市場評価による変動(注 2)

-26.7

-36.8

営業利益 (IFRS)

506.9

501.3

税引前株主資本利益率(コア利益)

12.7%

14.1%

税引後株主資本利益率(コア利益)

9.2%

10.2%

税引前株主資本利益率 (IFRS)

11.9%

12.6%

税引後株主資本利益率 (IFRS)

8.6%

9.1%

2007 年、SEK は IFRS に基づく業績の開示を開始した。SEK は、一定の市場評価による影響額控除前の営業利益である「コア利益」、および一定の市場評価による影響額控除後の営業利益である「営業利益 (IFRS)」を開示している。SEK は更に、コア利益および営業利益 (IFRS) の両方に基づく株主資本利益率を表示している。経営陣は、SEK の経済的ヘッジを機能させてきた経験と知識から、コア利益が SEK の活動に関連する経済的ヘッジの効果を営業利益 (IFRS) より適切に反映するものと信じている。なぜなら、IFRS によればたとえ経済的ヘッジがなされているとしても市場評価に計上しなければならない項目の市場評価による影響額を、コア利益は控除するからである。

コア利益

コア利益は 533.6 百万クローナであり、2006 年度同期の 538.1 百万クローナから 1%減少した。コア利益の減少は、主に取引ポートフォリオの未実現損失に関する金融取引の純業績の減少に関連したものであった。

営業利益（IFRS）

営業利益（IFRS）は 506.9 百万クローナであり、2006 年度同期の 501.3 百万クローナから 1%増加した。営業利益（IFRS）には、コア利益に比して-26.7 百万クローナ（2006 年度同期は-36.8 百万クローナ）に達する市場評価による影響額が含まれる。この影響額は、主に、類似の項目が償却原価で測られるのに対し一定の項目は市場評価されなければならない営業利益（IFRS）から生じる会計上のミスマッチに関連している。

純利益

純利益は 353.0 百万クローナ（2006 年度同期は 355.5 百万クローナ）であった。

純利息収益

純利息収益は合計で 833.1 百万クローナであり、2006 年度同期の 793.0 百万クローナから 5%増加した。純利息収益が増加したのは、利付証券の平均残高が増加したためである。

負債融資資産の平均残高（公的輸出金融制度における融資を含む。）は合計で 2,340 億クローナであり、2006 年度同期の 2,010 億クローナから 16%増加した。当該残高の平均利ざやは年率 0.28%であり、2006 年度同期の 0.30%から 7%低下した。平均利ざやが低下したのは、流動性ポートフォリオおよび融資ポートフォリオの利ざやが低下したためである。第 4 四半期に利ざやは多少増加したが、主にそれは借入れコストの低下によるものである。

金融取引の純業績

コア利益における金融取引の純業績は合計で 2.4 百万クローナ（2006 年度同期は 28.9 百万クローナ）であった。この減少は、-39.1 百万クローナ（2006 年度同期は 3.1 百万クローナ）にのぼる取引ポートフォリオの未実現の市場評価による影響額を主因としているが、41.5 百万クローナ（2006 年度同期は 25.1 百万クローナ）にのぼる買戻債務等の実現利益の増加により相殺されている。取引ポートフォリオの未実現の市場評価による影響額は、不安定な市況に起因して主に 2007 年度第 3 四半期中（ただし第 4 四半期も一定程度含む。）に見られた信用スプレッドの変動に関連している。満期までの平均残存期間が 2 年未満である取引ポートフォリオの資産は、良質であるとみなされており、当該ポートフォリオには重大な実現損失は発生していないとみられる。

営業利益（IFRS）において、貸借対照表のその他の項目に関連して-26.7 百万クローナ（2006 年度同期は-36.8 百万クローナ）にのぼる市場評価による影響額が追加された（上記表および注 2 参照）。

その他

管理費は合計で 284.0 百万クローナであり、2006 年度同期の 254.0 百万クローナから 12%増加した。管理費には、一般的インセンティブ報酬制度の原価 17.7 百万クローナ（2006 年度同期は 2.8 百万クローナ）が含まれている。この管理費の増加は、新たな規則および事業活動の拡大にかかるコストの増加にも関連している。特に、本年度後半に二つの新たな事業分野である SEK 貿易金融および SEK 顧客金融が設立された。

貸倒損失は発生していない（2006 年度同期も発生していない。）。

貸借対照表について

資産合計および流動性

以前は主に償却原価で計上されていた金融派生商品が、全て IFRS に基づいて公正価値で計上されるため、貸借対照表上の資産総額は増加する。互いを効果的にヘッジしている一定の貸借対照表項目、主に金融派生商品(資産または負債)および発行済優先証券などの項目の価値合計額には一定程度の不確実性があるが、純資産価値にはこのような不確実性はない(注 7)。

SEK の 2007 年度末の資産合計は 2,973 億クローナであり、2006 年度末の 2,452 億クローナから 21%増加した。融資残高および未実行融資約定の総額は、2007 年度末現在 1,317 億クローナであり、2006 年度末の 1,130 億クローナから 16%増加した。このうち 1,093 億クローナは融資残高であり、2006 年度末の 911 億クローナから 20%増加した。融資残高のうち、88 億クローナ(2006 年度末は 91 億クローナ)が公的輸出金融制度における融資を表している。

2007 年度末現在の新規融資申出残高は、合計で 456 億クローナに達し、2006 年度末の 258 億クローナから 77%増加した。借入金および株主資本の総額は、あらゆる満期の融資残高および未実行融資約定の総額を上回った。従って、SEK は、全ての約定残高に対し満期に至るまで融資を行っていたこととなる。

SEK の取引先リスク・エクスポージャーの内訳に大きな変動はなかった。リスク・エクスポージャーの合計のうち、66%(2006 年度末は 67%)は銀行、抵当機関およびその他の金融機関、19%(2006 年度末は 19%)は高格付の OECD 諸国、7%(2006 年度末は 8%)は地方自治体、8%(2006 年度末は 6%)は企業に対するものであった。金融派生商品の取引先に対する SEK のエクスポージャーは、金融派生商品の大半が担保契約の対象となっているため、資産として表示される金融派生商品の残高と比べて非常に限定されたものとなっている。

「取引先リスク・エクスポージャー」の表も参照のこと。

株主資本に直接計上される公正価値の変化

株主資本に直接計上される公正価値の変化は、-107.2 百万クローナ(前年度同期は-70.6 百万クローナ)(税引後)であり、そのうち、-64.3 百万クローナ(前年度同期は 6.9 百万クローナ)は売却可能証券に関連したものであり、-42.9 百万クローナ(前年度同期は-77.5 百万クローナ)はキャッシュフロー・ヘッジの金融派生商品に関連したものであった。

自己資本比率

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した 2007 年 12 月 31 日現在の自己資本比率は、移行規則に関する効果の算入前で 17.1%であった。移行規則に関する効果の算入後では、2007 年 12 月 31 日現在の自己資本比率は 8.9%(バーゼルⅠの旧規制による 2006 年 12 月 31 日現在の比率は 13.8%)であった。このうち 6.5%(バーゼルⅠの旧規制による 2006 年 12 月 31 日現在の比率は 9.4%)が Tier-1 に関するものであった。この減少の主な原因は、IFRS の実施に関連して、貸借対照表の資産の分類変更がなされたことである。詳しくは、「自己資本比率および取引先リスク・エクスポージャー」の項、注 1 および注 14 を参照されたい。

財務ハイライト

(%を除き、単位：百万)	2007年12月 31日現在 (米ドル) ⁽⁴⁾	2007年12月 31日現在 (クローナ)	2006 年 12 月 31 日現在 (クローナ)
業 績			
コア利益 ⁽¹⁾	83	533.6	538.1
税引前株主資本利益率(コア利益) ⁽²⁾	12.7%	12.7%	14.1%
税引後株主資本利益率(コア利益) ⁽²⁾	9.2%	9.2%	10.2%
営業利益 (IFRS) ⁽³⁾	78	506.9	501.3
税引前株主資本利益率 (IFRS) ⁽²⁾	11.9%	11.9%	12.6%
税引後株主資本利益率 (IFRS) ⁽²⁾	8.6%	8.6%	9.1%
対顧客貸付			
新規対顧客金融取引	8,786	56,826	63,933
うち新規の借入人承諾済融資申出	8,217	53,143	56,923
融資残高および未実行融資	20,370	131,741	112,975
借入れ			
新規長期借入れ	15,935	107,970	61,278
優先債務残高	41,662	269,452	215,250
劣後債務残高	470	3,040	3,105
資産合計	45,962	297,259	245,215
資 本			
自己資本比率（バーゼル I に基づく追加所要自己資本を含む。）	8.9% ⁽⁶⁾	8.9% ⁽⁶⁾	該当なし ⁽⁷⁾
自己資本比率（バーゼル I に基づく追加所要自己資本を除く。）	17.1% ⁽⁵⁾	17.1% ⁽⁵⁾	13.8% ⁽⁷⁾
調整済自己資本比率（バーゼル I に基づく追加所要自己資本を除く。）	18.5% ⁽⁵⁾	18.5% ⁽⁵⁾	15.0% ⁽⁷⁾

(1)～(7)： 財務ハイライトの定義については注 12 に記載する。

損益計算書

SEK(公的輸出金融制度を除く)	2007 年 1-12 月		2006 年 1-12 月	
(単位：百万クローナ)	連結 グループ	親会社	連結 グループ	親会社
受取利息	11,046.8	11,049.3	8,035.0	8,037.9
支払利息	-10,213.7	-10,214.2	-7,242.0	-7,242.3
純利息収益	833.1	835.1	793.0	795.6
受取手数料	31.6	4.3	26.4	3.1
支払手数料	-19.1	-17.6	-26.7	-22.6
金融取引の純業績(注2)	-24.3	-24.3	-7.9	-7.9
その他の営業収益	0.3	2.8	1.5	2.9
営業収益	821.6	800.3	786.3	771.1
管理費	-284.0	-265.5	-254.0	-242.3
非金融資産の減価償却費	-30.2	-27.4	-30.4	-27.9
その他の営業費用	-0.5	0.2	-0.6	0.1
営業利益	506.9	507.6	501.3	501.0
非課税準備金の変動	該当なし	0.3	該当なし	49.4
税金(注3)	-153.9	-153.3	-145.8	-158.8
当年純利益(税引後)	353.0	354.6	355.5	391.6
1株当たりの利益				
(単位：クローナ)(注4)	357		359	

上記損益計算書は、公的輸出金融制度を含まない。公的輸出金融制度の業績は後記注10に示す。

四半期毎の損益計算書の要約

SEK								
(公的輸出金融制度を除く)								
連結グループ	2007 年	2007 年	2007 年	2007 年	2006 年	2006 年	2006 年	2006 年
(単位：百万クローナ)	10-12 月	7-9 月	4-6 月	1-3 月	10-12 月	7-9 月	4-6 月	1-3 月
純利息収益	232.4	206.6	193.5	200.6	201.0	197.9	199.2	194.9
金融取引の純業績	-1.9	-31.5	-18.9	28.0	-2.1	-2.6	-2.6	-0.6
その他の営業収益	11.2	6.3	7.4	7.0	9.8	7.0	6.4	4.7
その他の営業費用	-106.6	-75.2	-76.9	-75.1	-89.0	-69.7	-79.3	-73.7
営業利益	135.1	106.2	105.1	160.5	119.7	132.6	123.7	125.3
税金	-49.8	-29.8	-29.1	-45.2	-36.3	-38.0	-34.1	-37.4
当期純利益(税引後)	85.3	76.4	76.0	115.3	83.4	94.6	89.6	87.9

貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2007 年 12 月 31 日現在		2006 年 12 月 31 日現在	
	連結 グループ	親会社	連結 グループ	親会社
資産の部				
手許現金	0.0	0.0	0.0	0.0
財務省証券/国債(注 5、6)	1,857.9	1,857.9	1,810.5	1,810.5
その他の利付証券(融資を除く。) (注 5、6)	147,850.8	147,850.8	117,985.0	117,985.0
利付証券の発行という形式をとった 融資(注 5、6)	45,983.7	45,983.7	39,013.1	39,013.1
金融機関への融資(注 5、6、8)	24,812.6	24,808.5	14,147.3	14,146.7
一般への融資(注 5、6、8)	48,702.0	48,702.0	42,021.1	42,021.1
金融派生商品(注 6、7)	20,326.5	20,326.5	22,561.9	22,561.9
子会社株式	該当なし	120.2	該当なし	118.6
有形・無形資産	144.0	33.1	168.5	56.4
その他の資産	2,289.7	2,376.4	3,300.4	3,383.1
前払費用および未収収益	5,292.0	5,288.5	4,207.3	4,206.4
資産合計(注 6)	297,259.2	297,347.6	245,215.1	245,302.8
負債、配分および資本の部				
金融機関からの借入れ(注 6)	2,064.1	2,074.1	3,245.6	3,255.6
一般からの借入れ(注 6)	42.7	45.6	56.0	58.9
発行済優先証券(注 6)	267,345.6	267,345.6	211,948.0	211,948.0
金融派生商品(注 6、7)	13,175.4	13,175.4	15,600.6	15,600.6
その他の負債	1,923.0	1,942.4	2,831.7	2,850.5
未払費用および前受収益	4,761.3	4,760.2	3,804.2	3,802.6
配 分	410.7	53.4	373.7	16.6
発行済劣後証券(注 6)	3,039.9	3,039.9	3,104.6	3,104.6
負債および配分合計	292,762.7	292,436.6	240,964.4	240,637.4
非課税準備金	該当なし	1,273.9	該当なし	1,274.2
株式資本	990.0	990.0	990.0	990.0
準備金	948.4	29.5	1,055.1	136.7
未処分利益	2,205.1	2,263.0	1,850.1	1,872.9
当期純利益	353.0	354.6	355.5	391.6
資本合計(注 9)	4,496.5	3,637.1	4,250.7	3,391.2
負債、配分および資本合計	297,259.2	297,347.6	245,215.1	245,302.8
約定担保				
約定担保	な し	な し	な し	な し
貸付けの対象となっている利付証券	27.2	27.2	29.0	29.0
偶発債務	な し	な し	な し	な し
約 定				
承諾済未実行融資	22,454.2	22,454.2	21,888.5	21,888.5

株主資本の推移

連結グループ(単位：百万クローナ)	2007 年 1-12 月	2006 年 1-12 月
期首残高	4,250.7	3,965.8
支払配当	-	-
当年純利益	353.0	355.5
株主資本に直接計上された公正価値の変動	-107.2	-70.6
期末残高(注 9)	4,496.5	4,250.7

注 9 は、株主資本の構成要素に関する期首・期末残高間の調整を表す。

資金収支表(要約)

(単位：百万クローナ)	2007 年 1-12 月		2006 年 1-12 月	
	連結 グループ	親会社	連結 グループ	親会社
営業活動から得た(+)/またはそれに使用された (-) 現金(純額)	-48,015.7	-48,019.2	-32,051.7	-32,099.5
投資活動から得た(+)/またはそれに使用された (-) 現金(純額)	-5.7	-5.7	-6.9	-5.9
財務活動から得た(+)/またはそれに使用された (-) 現金(純額)	54,138.1	54,138.1	33,700.5	33,700.7
期末現金および現金等価物残高(注 12)	6,116.7	6,113.2	1,641.9	1,595.3

自己資本比率および取引先リスク・エクスポージャー

所要自己資本

バーゼルⅡの第一の柱(すなわち、新たな規制)に従って計算した、連結金融機関たる SEK の 2007 年 12 月 31 日現在の自己資本比率は、移行規則に関する効果の算入前で 17.1%であった(下記参照)。移行規則(旧規制に比べてよりリスク感応度の高い新規制が所要自己資本を減少させる全効果の算入に上限を設けている。)に関する効果の算入後では、連結金融機関たる SEK の 2007 年 12 月 31 日現在の自己資本比率は 8.9%(バーゼルⅠの旧規制による 2006 年 12 月 31 日現在の比率は 13.8%)であった。このうち 6.5%(バーゼルⅠの旧規制による 2006 年 12 月 31 日現在の比率は 9.4%)が Tier-1 に関するものであった。

従って、移行規則は自己資本比率に 8.2%のマイナス影響を与えたこととなる。新たな自己資本規制の下では融資ポートフォリオの低リスク部分がより正確に反映されるため、SEK の法定所要自己資本は今後継続的に減少していく。所要自己資本減少の全効果の適用は、2010 年までは達成されない。SEK は元来、監督当局の定める最低所要自己資本よりも高い資本力の維持を目的としている。

かかる減少の主な原因は、IFRS の実施に関連して、貸借対照表においてアセットバック証券の分類変更がなされたことであった。この分類変更により、よりリスク感応度の低い旧規制に従った所要自己資本が大幅に増加した。

自己資本比率、リスク、およびバーゼルⅡへの移行については、注 14 でさらに詳しく説明するので参照されたい。

SEK が調整済自己資本比率を計算する際には、法定のコア資本基盤の他に、SEK の保証基金資本 600 百万クローナを資本基盤に算入している。次の表では、従前の報告値との比較を容易にするため、監督当局の規制に基づく所要自己資本については、12.5 を乗じたリスクアセットに相当する金額も表示している。オペレーショナル・リスクおよび市場リスクについては、規制上、所要自己資本を直接決定する種類のリスクであるため、これらの金額を算出した。

新たな自己資本規制の実施に関する法律(2006 年第 1372 号)に従い、2007 年度中の資本基盤は、旧規制(バーゼルⅠ)に基づく所要自己資本の 95%を下回ってはならない。バーゼルⅠに基づくアドオンはこの移行規則に基づいて行われている。

第一の柱に基づく所要自己資本

(単位：百万クローナ)	連結グループ				親 会 社			
	2007 年 12 月 31 日現在		2006 年 12 月 31 日現在		2007 年 12 月 31 日現在		2006 年 12 月 31 日現在	
	加重後 債権	所要 自己資本	加重後 債権	所要 自己資本	加重後 債権	所要 自己資本	加重後 債権	所要 自己資本
信用リスク(標準的手法)	391	31	41,136	3,290	391	31	41,224	3,298
信用リスク (内部格付(IRB)手法)	37,370	2,990	-	-	37,379	2,990	-	-
トレーディング勘定 リスク	3,743	299	9,108	729	3,743	299	9,108	729
為替リスク	-	-	-	-	-	-	-	-
オペレーショナル・ リスク	1,512	121	-	-	1,497	120	-	-
バーゼルⅡに基づく 所要自己資本合計	43,016	3,441			43,010	3,440		
バーゼルⅠに基づく 追加所要自己資本(1)	39,397	3,152			39,401	3,152		
バーゼルⅡに基づく 所要自己資本合計(追加 所要自己資本を含む。)	82,413	6,593			82,411	6,592		
バーゼルⅠに基づく所要 自己資本合計	86,749	6,940	50,244	4,019	86,748	6,940	50,332	4,027

(1) 「バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本」の項目は、「新たな自己資本規制(2006 年第 1371 号)の実施に関する法律(2006 年第 1372 号)」第 5 条に従って算出した。

資本基盤

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親 会 社	
	2007 年 12 月 31 日 現在	2006 年 12 月 31 日 現在	2007 年 12 月 31 日 現在	2006 年 12 月 31 日 現在
基本的資本(Tier-1)	5,338	4,705	5,409	4,740
補完的資本(Tier-2)	2,003	2,239	1,993	2,235
うち Upper Tier-2	1,544	1,787	1,534	1,783
Lower Tier-2	459	452	459	452
資本基盤合計(2)	7,341	6,944	7,402	6,975
調整済 Tier-1 資本	5,938	5,305	6,009	5,340
調整済資本基盤合計	7,941	7,544	8,002	7,575

(2) 内部格付手法による計算に基づく期待損失の減額を含む減額後の資本基盤合計。2007 年 12 月 31 日現在の資本基盤には、当該期間の純利益が含まれ、当該期間に関する予想配当が差し引かれている。

自己資本比率分析(第一の柱)

	連結グループ			親会社		
	2007年12月31日現在 バーゼルⅠ に基づく追加 所要自己資本を除く	2006年12月31日現在 (バーゼルⅠ) に基づく追加 所要自己資本を含む	2006年12月31日現在 (バーゼルⅠ)	2007年12月31日現在 バーゼルⅠ に基づく追加 所要自己資本を除く	2006年12月31日現在 (バーゼルⅠ) に基づく追加 所要自己資本を含む	2006年12月31日現在 (バーゼルⅠ)
総自己資本比率	17.1%	8.9%	13.8%	17.2%	9.0%	13.9%
うち (Tier-1)に関する比率	12.4%	6.5%	9.4%	12.6%	6.6%	9.4%
補完的資本に関する比率	4.7%	2.4%	4.4%	4.6%	2.4%	4.5%
うち Upper Tier-2	3.6%	1.8%	3.5%	3.6%	1.8%	3.6%
Lower Tier-2	1.1%	0.6%	0.9%	1.0%	0.6%	0.9%
調整済合計	18.5%	9.6%	15.0%	18.6%	9.7%	15.1%
うち 調整済 Tier-1-割合	13.8%	7.2%	10.6%	14.0%	7.3%	10.6%
自己資本比率割合(3)	2.13	1.11	1.73	2.15	1.12	1.73

(3) 自己資本比率割合 = 資本基盤合計 / 総所要自己資本

取引先リスク・エクスポージャー

連結グループ および親会社 (単位：十億ク ローナ)	合 計				融資および利付証券				金融派生商品および未実行融資等			
	2007 年 12 月 31 日現在		2006 年 12 月 31 日現在		2007 年 12 月 31 日現在		2006 年 12 月 31 日現在		2007 年 12 月 31 日現在		2006 年 12 月 31 日現在	
	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
取引先種別：												
政 府	58.6	19	43.9	19	43.6	16	36.3	17	15.0	51	7.6	34
地方自治体	20.5	7	19.1	8	15.2	6	16.7	8	5.2	18	2.4	11
抵当機関	9.6	3	7.3	3	9.6	4	7.3	3	－	－	－	－
銀 行	113.4	39	90.7	38	108.0	40	84.8	39	5.4	18	5.9	26
その他金融機関	71.3	24	62.4	26	69.2	25	57.8	27	2.1	7	4.6	21
企 業	25.0	8	14.2	6	23.1	9	12.3	6	1.8	6	1.9	8
合 計	298.4	100	237.6	100	268.7	100	215.2	100	29.5	100	22.4	100

上記の表は、融資、利付証券、および簿外項目に関する SEK の総取引先リスク・エクスポージャーの内訳を、取引先の区分毎に示したものである。

注 記

別段の表示がない限り、金額の単位は全て百万クローナ。また、別段の表示がない限り、数値は全て連結グループに関するものである。

注 1 会計原則の適用

以下の重要な例外を除き、SEK の 2006 年度年次報告書(http://www.sek.se/templates/page___176__EN.aspx)に記載された会計原則の適用に変更はない。

SEK は、2007 年 1 月 1 日から、連結勘定については国際会計基準審議会 (IASB) により保証され、EU が承認する IFRS を適用し、親会社の勘定についてはスウェーデン金融監督庁規則 (FFFS 2006 年第 16 号) に従ってスウェーデン法により修正された IFRS を適用している。また SEK は、本書において国際会計基準 (以下「IAS」という。) 第 34 号「中間財務報告」を適用している。現時点では、IFRS の連結グループへの適用と、スウェーデン法により修正された IFRS の親会社への適用との間に重要な差異はない。2006 事業年度は比較対象の年度となるため、IFRS の期首残高は 2006 年 1 月 1 日現在のものとなっている。

IAS 第 39 号、IAS 第 32 号および IFRS 第 7 号に含まれる金融商品に対する会計規則が、従前の会計方針(スウェーデン GAAP)と比較した場合、会計原則に最も重要な差異のある領域である。金融商品に関する従前の会計方針については、2006 年度年次報告書(http://www.sek.se/templates/page___176__EN.aspx)中に含まれる注 1(g)、1(j)、1(p)、1(q)を参照されたい。IFRS に基づく新たな会計方針については以下を参照のこと。

金融資産については、主に、損益を通じた公正価値での金融資産、売却可能金融資産、貸付金および債権、ならびに満期保有投資の 4 つの区分に分類できる。金融負債については、損益を通じた公正価値での金融負債、およびその他の金融負債の二つの区分のみである。金融派生商品は、必ず損益を通じた公正価値での金融資産または金融負債に分類される。SEK が金融資産または負債を損益を通じた公正価値での金融資産／負債に分類する場合は、常に、これらの金融商品のリスクを経済的にヘッジする金融派生商品が、損益を通じた公正価値で評価されることで、損益計算書に生じ得るミスマッチを避けることを目的としている。上記評価区分の金融資産の簿価については注 6 に記載する。

金融資産に関しては、貸付金および債権区分が SEK にとっての主要な区分となる。この区分は、SEK が実行する貸付金だけでなく、SEK が取得する活況市場に上場していない証券についても使用される。しかしながら、活況市場に上場されている証券は、貸付金および債権区分に分類できない。従って、活況市場に上場しているとみなされる数多くの証券は、売却可能証券に分類されることとなる。さらに、従前の会計方針の下で取引のために保有する証券に分類されていた金融資産の大部分は、引き続き、対応する分類である損益を通じた公正価値での金融資産に分類される。しかし、従前の会計方針の下で取引のために保有する証券に分類されていた一定の金融資産は、投資目的の変更に伴い、IFRS の期首貸借対照表では、主に貸付金および債権区分に分類された。取引ポートフォリオにおける資産の分類変更が可能なのは、IFRS の下では一度だけであり、それは IFRS に従って期首残高を定めるときである。(後述「一定の資産の分類変更が自己資本比率に及ぼす影響」の項を参照されたい。)

貸付金および債権区分における取引は償却原価で測定される。一つ以上の金融派生商品が、通貨および／または金利エクスポージャーをヘッジしている場合には、公正価値ヘッジ会計が適用される。さらに、貸付金および債権に分類される一定の取引については、キャッシュフロー・ヘッジ会計が適用される。売却可能証券に分類される資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は株主資本に直接計上される。一つ以上の金融派生商品が、通貨および／または金利エクスポージャーをヘッジしている場合には、公正価値ヘッジ会計が適用される。しかし、一つ以上の金融派生商品が、通貨、金利および／または信用エクスポージャーをヘッジしている場合には、かかる取引は取消不能の形で、損益を通じた公正価値での金融資産として分類されることがある。これまで、満期保有投資に分類された金融取引はない。

発行済優先証券の大部分は、損益を通じた公正価値での金融負債に分類される。また、その他の金融負債に分類される部分も大きい。その他の金融負債区分における取引は償却原価で測定される。一つ以上の金融派生商品が、通貨、金利および／またはその他のエクスポージャーをヘッジしている場合には、公正価値ヘッジ会計が適用される。劣後債務はその他の金融負債に分類され、主に公正価値ヘッジ会計が適用される。永久劣後債務に公正価値ヘッジ会計を適用する場合は、当該劣後債務のヘッジは、金融派生商品の満期までの期間に相当する期間中、行われる。

IAS 第 39 号に従い、全ての金融派生商品は公正価値で計測しなければならない。積極的かつ広範なリスク・マネジメントを正確かつ適正に表示するため、SEK は、経済的ヘッジ活動の会計処理に関して、IAS 第 39 号に基づいて利用できる手段を使用することが必要であると認識している。IAS 第 39 号に基づいた経済的

ヘッジの会計処理に関して、SEK が利用できる二つの主な代替手段のうちの一つは、ヘッジ会計の適用である。金融取引における金融エクスポージャーのヘッジについては、公正価値ヘッジ会計またはキャッシュフロー・ヘッジ会計のいずれかが適用できる。ヘッジ対象の資産または負債から生じる固定金利リスクを金融派生商品がヘッジしている取引には、公正価値ヘッジ会計を適用することができる。同じ金融派生商品または別の金融派生商品が為替リスクまたは信用リスクをヘッジすることも可能である。公正価値ヘッジ会計を適用する場合は、ヘッジされたエクスポージャーに帰属する公正価値の変動を反映する形で原ヘッジ対象項目の償却原価が再測定される。ヘッジ会計のほかのもう一つの代替手段は、当初認識時に取消不能の形で、金融派生商品によりヘッジされている固定金利資産および負債を、損益を通じて公正価値で指定することである。これら二つの代替手段の主な相違は、後者においてはヘッジされた項目の公正価値が全額含まれる一方、公正価値ヘッジ会計を適用した場合は、ヘッジされる原資産または負債は、損益を通じた公正価値で、金融派生商品がヘッジしているものについてのみ評価されるという点である。また、キャッシュフロー・ヘッジ会計が SEK にとって適切な場合もある。キャッシュフロー・ヘッジ会計を適用する場合は、ヘッジされた項目とヘッジする項目の両方が損益を通じた償却原価で計上される一方、金融派生商品における公正価値の変動は、直接株主資本に計上される。

公正価値と償却原価との差異(未実現利益または損失)の変動が損益計算書に計上される場合は、金融取引の純業績の一部として計上される。公正価値と償却原価との差異(未実現利益または損失)の変動が株主資本に直接計上される場合は、累積変動額が準備金の一部として計上される。

SEK は債務証券を随時買い戻している。買い戻された債務証券は額面価額で貸借対照表上の対応する負債から控除される。純利息収益においては、プレミアムもしくはディスカウントまたはその他の要素(金利の差異に対する支払いなど)の償却は行われない。自己の債務証券の買戻しに当たって実現した利益は、金融取引の純業績の一部として、営業日に損益計算書に計上される。

IFRS に従い、株主資本は、株式資本、準備金、未処分利益、および当期純利益の各項目で構成される。準備金は、法定準備金、非課税準備金の税引後部分、および公正価値準備金(SEK については、売却可能資産の公正価値の変動に対する準備金およびキャッシュフロー・ヘッジにおける金融派生商品の公正価値の変動に対する準備金を含む。)の各項目で構成される。IFRS に従い、株主資本は分配不能資本および分配可能資本には分類されない。

一定の資産の分類変更が自己資本比率に及ぼす影響

SEK は、IFRS に基づく期首貸借対照表において、従前の会計方針の下で取引のために保有する証券に分類されていた一定の金融資産を、主に貸付金および債権区分に分類した。この分類により、会計上の影響に加え、当該資産に対する所要自己資本が変動する。これについては前述「自己資本比率および取引先リスク・エクスポージャー」の項を参照されたい。

注 2 金融取引の純業績

	2007 年 1-12 月	2006 年 1-12 月
金融取引の純業績：		
取引のために保有する証券に関する実現利益 (+)/損失(-)	-38.4	4.0
為替の影響	-0.7	-0.2
買戻債務等の損益および一定の公正価値の変動 控除前の金融取引の純業績	-39.1	3.8
買戻債務等の実現損益	41.5	25.1
買戻債務等の損益控除後、一定の公正価値の変動 控除前の金融取引の純業績	2.4	28.9
取引のために保有する証券、金融負債および関 連する金融派生商品を除く金融資産の公正価値 の変動	-26.7	-36.8
金融取引の純業績合計	-24.3	-7.9

注 3 税金

12 月 31 日に終了した 12 ヶ月間に報告された税額は、処分後の実利益を表示しており、非課税準備金の保有に関する一定の税費用が追加されている。

注 4 1 株当たりの利益

1 株当たりの利益：当期の純利益を株式数によって除した額を表す。

注 5 融資残高および流動性

SEK は、利付証券を発行するという形式をとった融資を、SEK の融資残高合計の一部とみなしている。一方で、銀行預金および州預金、ノストロ勘定ならびに買戻条件付売却取引(レポ)は、「金融機関への融資」および「一般への融資」の項目に含まれているが、SEK の融資残高合計の一部ではない。従って、SEK の融資残高合計および流動性は以下の通り計算されている。

融資残高

	2007 年 12 月 31 日現在	2006 年 12 月 31 日現在
利付証券を発行するという形式をとった融資	45,983.7	39,013.1
金融機関への融資	24,812.6	14,147.3
一般への融資	48,702.0	42,021.1
控除：		
預金、ノストロ勘定および買戻条件付売却取引 (レポ)	-10,211.5	-4,094.8
融資残高合計	109,286.8	91,086.7

流動性

	2007 年 12 月 31 日現在	2006 年 12 月 31 日現在
財務省証券/国債	1,857.9	1,810.5
その他の利付証券(融資を除く。)	147,850.8	117,985.0
預金、ノストロ勘定および買戻条件付売却取引 (レポ)	10,211.5	4,094.8
流動性合計	159,920.2	123,890.3

注 6 金融資産および負債の分類

金融資産(会計区分別)

	合 計	2007 年 12 月 31 日現在		
		公正価値での資産	売却可能(1)	貸付金および債権(2)
財務省証券/国債	1,857.9	1,430.4		427.5
融資を除くその他の利付証券	147,850.7	22,301.2	8,038.3	117,511.2
利付証券を発行するという形式をとった融資	45,983.8	3,006.3	2,727.5	40,250.0
金融機関への融資	24,812.6			24,812.6
一般への融資	48,702.0			48,702.0
金融派生商品	20,326.5	20,326.5		
金融資産合計	289,533.5	47,064.4	10,765.8	231,703.3

(1) 売却可能資産のうち約 26%が公正価値ヘッジ会計の対象となっている。

(2) 貸付金および債権のうち約 10%は公正価値ヘッジ会計、約 2%はキャッシュフロー・ヘッジ会計の対象となっている。

金融負債(会計区分別)

	合 計	2007 年 12 月 31 日現在	
		公正価値での負債	その他の金融負債(3)
金融機関からの借入れ	2,064.1		2,064.1
一般からの借入れ	42.7		42.7
発行済優先証券	267,345.6	118,502.9	148,842.7
金融派生商品	13,175.4	13,175.4	
発行済劣後証券	3,039.9		3,039.9
金融負債合計	285,667.7	131,678.3	153,989.4

(3) その他の金融負債のうち約 71%が公正価値ヘッジ会計の対象となっている。

金融資産(会計区分別)

	合 計	2006 年 12 月 31 日現在		
		公正価値での資産	売却可能(4)	貸付金および債権(5)
財務省証券/国債	1,810.5	1,381.7		428.8
融資を除くその他の利付証券	117,985.0	18,755.5	8,037.1	91,192.4
利付証券を発行するという形式をとった融資	39,013.1	2,214.9	3,126.6	33,671.6
金融機関への融資	14,147.3			14,147.3
一般への融資	42,021.1			42,021.1
金融派生商品	22,561.9	22,561.9		
金融資産合計	237,538.9	44,914.0	11,163.7	181,461.2

(4) 売却可能資産のうち約 30%が公正価値ヘッジ会計の対象となっている。

(5) 貸付金および債権のうち約 12%は公正価値ヘッジ会計、約 2%はキャッシュフロー・ヘッジ会計の対象となっている。

金融負債(会計区分別)

	合 計	2006 年 12 月 31 日現在	
		公正価値での負債	その他の金融負債(6)
金融機関からの借入れ	3,245.6		3,245.6
一般からの借入れ	56.0		56.0
発行済優先証券	211,948.0	102,361.6	109,586.4
金融派生商品	15,600.6	15,600.6	
発行済劣後証券	3,104.6		3,104.6
金融負債合計	233,954.8	117,962.2	115,992.6

(6) その他の金融負債のうち約 72%が公正価値ヘッジ会計の対象となっている。

2006 年 12 月 31 日現在の為替レートが変わらなかったと仮定した場合に比べ、2007 年 12 月 31 日現在の資産合計額(2,973 億クローナ)は、約 21 億クローナ増加している。当該 12 ヶ月間において、約 657 億クローナの長期債務(為替効果を含む。)が返済され、自己買戻債務の純増は約 1 億クローナに上った。

注 7 金融派生商品

金融派生商品

	2007 年 12 月 31 日現在			2006 年 12 月 31 日現在		
	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額
通貨関連契約	5,847.2	5,289.5	238,221.5	12,851.6	9,677.0	162,811.1
金利関連契約	9,607.5	3,077.9	211,850.3	5,298.3	3,127.6	159,677.0
株式関連契約	4,574.6	4,011.9	45,901.3	4,412.0	1,593.9	51,712.3
コモディティ、信用リスク 等関連契約	297.2	796.1	36,807.7	-	1,202.1	6,013.0
金融派生商品合計	20,326.5	13,175.4	532,780.7	22,561.9	15,600.6	380,213.4

取引先、金利、為替およびその他のエクスポージャーに関する SEK の方針に基づき、SEK は異なる種類の金融派生商品(大部分は様々な金利関連および為替関連の契約(スワップ等))を使用し、その当事者となっている。これらの契約は 2007 年 1 月 1 日以降、契約毎に公正価値で貸借対照表に計上されている。

SEK は、独立した金融派生商品および公正価値を正確に算定できない場合のある組込みデリバティブを使用している。これらの契約には直接観測できる市場相場がないため、その価値は複雑なモデルを基礎とする内部の計算に依拠しなければならない。かかる契約は全て、貸借対照表の独立した一項目(資産または負債)の価値について存在する不確実性が、これを相殺する(同額だが正負が反対の値の)貸借対照表の一項目(負債または資産)によって常に正確に反映されるという意味で、正確に一致するヘッジ関係の一部となっている。このため、一定の貸借対照表項目の価値、主に金融派生商品(資産または負債)および発行済優先証券など、互いを効果的にヘッジする項目には、一定程度の不確実性がある。しかし、純資産価値にはかかる不確実性はないことに留意すべきである。

金融派生商品の名目金額は実際のエクスポージャーを反映していない。取引先との担保契約の締結が図られる場合は、担保契約に基づくリスク水準の上限が実際のエクスポージャーを表す。取引先との担保契約の締結が図られない場合には、公正価値(正の値)が実際のエクスポージャーを表す。SEK はほとんど全ての場合に担保契約の締結を図っている。金融派生商品等に関するリスク・エクスポージャーの金額については、「取引先リスク・エクスポージャー」の表を参照されたい。

注 8 期日経過融資

スウェーデン金融監督庁による規制に従って、SEK は元本または利息の支払いが 60 日超延滞している融資を期日経過融資として報告している。かかる融資について期日経過の元本および利息の合計は 5.6 百万クローナ(2006 年度末：1.0 百万クローナ)であった。かかる融資についての期日未経過の元本額は 23.1 百万クローナ(2006 年度末：2.9 百万クローナ)であった。

注 9 株主資本の推移

2007 年 1-12 月

	株主資本	株式資本 (1)	準備金		公正価値 準備金	未処分 利益	当期 純利益
			法定 準備金	非課税 準備金の 税引後部分			
株主資本期首残高	4,250.7	990.0	198.0	918.3	-61.3	2,205.7	
支払配当							
当期純業績	353.0						353.0
株主資本に直接計上された公正価値 の変動：							
売却可能証券	-64.3				-64.3		
キャッシュフロー・ヘッジにおけ る金融派生商品	-42.9				-42.9		
非課税準備金の税引後部分の変動				0.6		-0.6	
株主資本期末残高	4,496.5	990.0	198.0	918.9	-168.5	2,205.1	353.0

2006 年 1-12 月

	株主資本	株式資本 (1)	準備金		公正価値 準備金	未処分 利益	当期 純利益
			法定 準備金	非課税 準備金の 税引後部分			
株主資本期首残高	3,965.8	990.0	198.0	953.5	9.3	1,815.0	
支払配当							
当期純業績	355.5						355.5
株主資本に直接計上された公正価値 の変動：							
売却可能証券	6.9				6.9		
キャッシュフロー・ヘッジにおけ る金融派生商品	-77.5				-77.5		
非課税準備金の税引後部分の変動	0.0			-35.2		35.2	
株主資本期末残高	4,250.7	990.0	198.0	918.3	-61.3	1,850.2	355.5

(1) クラス A 株式 640,000 株とクラス B 株式 350,000 株の価額をそれぞれ相場価格 1,000 クローナで算出した。

注 10 公的輸出金融制度

SEK とスウェーデン政府との間の合意に従い、SEK は、公的輸出金融制度における融資に特別な条件を設けている。これについては 2006 年度年次報告書 (http://www.sek.se/templates/page___176__EN.aspx) に含まれる注 1(b) および 1(c) を参照されたい。当該合意に基づく公的輸出金融制度から SEK への報酬 (29.8 百万クローナ (2006 年度同期は 25.4 百万クローナ)) は、SEK の損益計算書 (公的輸出金融制度を除く。) の営業収益の一部として表示されている。公的輸出金融制度の資産および負債は SEK の貸借対照表に含まれている。

公的輸出金融制度の損益計算書

	2007 年 1-12 月	2006 年 1-12 月
営業収益	-13.1	-12.4
SEK への報酬	-29.8	-25.4
スウェーデン政府からの補填	42.9	37.8
純 額	0.0	0.0

公的輸出金融制度の貸借対照表(SEKの貸借対照表に含まれる。)

	2007年12月31日現在	2006年12月31日現在
融 資	8,831.3	9,131.7
金融派生商品	17.3	92.5
その他の資産	233.8	171.5
資産合計	9,082.4	9,395.7
負 債	9,023.6	9,307.8
金融派生商品	58.8	87.9
株主資本	-	-
負債および資本合計	9,082.4	9,395.7

注 11 セグメント別報告

IAS 第 14 号の定義に基づき、SEK には、融資の供与、助言業務、および資本市場商品の各事業セグメントがある。助言業務と資本市場商品のリスクおよびリターンは同様のものである。融資の供与以外のセグメント収益は収益合計の 10%未満であり、従ってセグメント収益は個別に開示されていない。

注 12 財務ハイライトに関する定義

- 1) コア利益。すなわち、IFRS に基づく公正価値の変動による影響額ならびに非課税準備金および税金の変動に関する影響を除いた利益。IFRS に基づく公正価値の変動は、金融資産(取引のために保有する証券を除く。)、金融負債、およびこれら資産に関連する金融派生商品の公正価値の変動に関するものである(注 2 参照)。
- 2) 株主資本利益率。すなわち、税引前営業利益および税引後営業利益が株主資本の期首残高に占める割合(%)。税引後営業利益は、28%の標準税率により減額されている。株主資本利益率をコア利益に基づいて計算する場合は、株主資本準備金の期首残高から、売却可能資産に関する準備金およびキャッシュフロー・ヘッジ会計に対する準備金が除かれる。
- 3) 営業利益(IFRS)。すなわち、IFRS に基づく公正価値の変動による影響額を含むが、非課税準備金および税金の変動に関する影響を除いた利益。
- 4) 2007 年 12 月 31 日に、1 米ドル=6.4675 クローナの交換レートで換算。新規借入れは実勢為替相場で換算されている。
- 5) 自己資本比率。すなわち、バーゼルⅡの第一の柱に基づき、リスク加重債権に占める割合(%)で示される資本基盤。最低所要自己資本に関する 2007-2009 年の移行期間中の調整を除く。移行期間中の最低所要自己資本の計算の詳細については、本書の「自己資本比率および取引先リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。調整済自己資本比率は、SEK 株主による保証資本 600 百万クローナを Tier-1 資本基盤に含めて(かかる算入は規制上承認されたものではないが、)計算され、リスク加重債権に占める割合(%)で示されている。
- 6) 自己資本比率。すなわち、バーゼルⅡの第一の柱に基づき、リスク加重債権に占める割合(%)で示される資本基盤。自己資本比率および大口エクスポージャーに関する法律(2006 年第 1371 号)の実施に関する法律(2006 年第 1372 号)第 5 条に従って算出。
- 7) 自己資本比率。すなわち、バーゼルⅠに基づき、リスク加重債権に占める割合(%)で示される資本基盤。調整済自己資本比率は、SEK 株主による保証資本 600 百万クローナを Tier-1 資本基盤に含めて(かかる算入は規制上承認されたものではないが、)計算され、リスク加重債権に占める割合(%)で示されている。

- 8) 現金および現金等価物は、すぐに現金に交換でき、金額があらかじめ知らされている、短期で流動性のある金融商品を表す。

その他の財務ハイライトの定義は、2006 年度年次報告書 (http://www.sek.se/templates/page___176__EN.aspx) の注 32 に含まれている。

注 13 国際財務報告基準(IFRS)実施の影響

2007 年 1 月 1 日からの IFRS の適用が、損益計算書、貸借対照表、および資本の数値の比較に及ぼした大きな影響は、以下の通りである。(数値は全て、連結グループに関するものである。)

損益計算書

(単位：百万クローナ)	2006 年 1-12 月
従前の規制に基づく純利息収益	-797.8
公的輸出金融制度からの報酬(以前は個別に表示されていた。)	25.4
買戻債務等の対照項目の削除	-30.2
IFRS に基づく純利息収益	793.0
従前の規制に基づく金融取引の純業績	3.8
買戻債務等の実現損益	25.1
取引のために保有する証券、金融負債および 金融派生商品を除く金融資産の公正価値の変動	-36.8
IFRS に基づく金融取引の純業績	-7.9
従前の規制に基づく営業利益	543.2
調 整	-41.9
IFRS に基づく営業利益	501.3
従前の規制に基づく営業利益に関する税金	-157.6
調 整	11.8
IFRS に基づく営業利益に関する税金	-145.8
従前の規制に基づく純利益	385.6
調 整	-30.1
IFRS に基づく純利益	355.5

貸借対照表

(単位：十億クローナ)	2007 年 1 月 1 日現在			2006 年 1 月 1 日現在		
	従前の規制	調 整	IFRS	従前の規制	調 整	IFRS
資産合計	229.2	16.0	245.2	207.5	3.8	211.3
うち、融資	56.1	0.1	56.2	43.4	0.2	43.6
うち、利付証券	158.4	0.6	159.0	149.4	0.9	150.3
うち、金融派生商品	6.8	15.6	22.4	7.5	2.7	10.2
うち、その他	7.9	-0.3	7.6	7.2	0.0	7.2
負債合計	225.1	15.9	241.0	203.8	3.5	207.3
うち、発行済優先証券	203.4	8.6	212.0	187.8	-7.4	180.4
うち、劣後証券	2.9	0.2	3.1	3.3	0.4	3.7
うち、金融派生商品	8.4	7.0	15.4	5.8	10.5	16.3
うち、その他	10.4	0.1	10.5	6.9	0.0	6.9

資 本

(単位：百万クローナ)	2007 年 1 月 1 日現在	2006 年 1 月 1 日現在
従前の規制に基づく資本	4,124.3	3,738.7
IFRS への移行に伴う調整：		
公正価値の変動による影響	60.5	157.6
買戻債務等の見越項目の削除	100.7	89.5
その他の調整	-34.8	-20.0
IFRS への移行に伴う資本の調整合計	126.4	227.1
IFRS に基づく資本	4,250.7	3,965.8

注 14 自己資本比率

2007 年 2 月 1 日、スウェーデンにおいて、新たな自己資本規制、バーゼルⅡが施行された。当該規制はいわゆるバーゼルの枠組に基づくものであり、EU 全域で施行されている。新たな規制の下では、所要自己資本とリスクとの関連性は、従前より高くなる。当該規制の新たな特徴は、スウェーデン金融監督庁の許可を条件として、信用リスクに対する最低所要自己資本を社内のリスク評価指標に基づいて決定できる(以下「内部格付手法」という。)という点である。また信用リスクや市場リスクに対する所要自己資本に加え、オペレーショナル・リスクに対して追加所要自己資本を設けるという点も新たな本質的特徴の一つである。実際のリスクに基づく度合いが従前より高い当該規制への移行は、最低所要自己資本が大幅に変動することを意味する。2007 年以降、所要自己資本は、主として、このリスク感応度の高い新規制に基づいて決定されることとなる。しかしながら立法者は、新たな規制の全効果の算入を認めた場合の所要自己資本が、旧規則に基づいて算出した所要自己資本を継続的に削減する場合よりも低くなるときは、かかる全効果の適用を直ちに認めないことを選択した。従って、SEK は、2007 年～2009 年の移行期間中は、リスク感応度の低い旧規則に基づく所要自己資本も並行して算出しなければならない。旧規則に基づいて算出された所要自己資本(ただし 2007 年にはその 95%、2008 年には 90%、2009 年には 80%に減額される。)が、新規制に基づく所要自己資本を上回る場合は、移行期間中は、旧規則に基づく所要資本が最低所要自己資本となる。新規制の適用のみが原因で所要自己資本が減額となる企業については、移行期間中は新規制の全効果の算入は認められない。これは新規制の不均一な実施と呼べるもので、旧規制下の評価よりリスクが低くなる企業を不利に扱うものである。SEK は、旧規制下の評価よりリスクが低くなる企業の一つである。

所要自己資本および資本基盤

SEK は、IFRS への移行およびこれに関連して行なった異なる種類の資産の分析に伴い、証券化資産のグループの分類変更を決定した。要約すれば、この分類変更により、証券化資産をトレーディング勘定からいわゆる銀行勘定へ移動したということである。流動資産はアセットバック証券(ABS)であり、全て一番高い信用度を有している。この分類変更により、会計上の影響に加え、バーゼル I に基づく当該資産に対する所要自己資本が大幅に増額され、バーゼル II に基づく当該資産に対する所要自己資本が大幅に減額される。新たな自己資本規制の下では、これらの資産のリスク・ウェイトは約 7% となり、実際の信用リスクに関する SEK の内部評価と一致する。リスク感応度の低い旧規制下では、当該資産のリスク・ウェイトは、銀行勘定については 50% から 100% の間であり、また、当該資産が引き続きトレーディング勘定資産に分類されるものと仮定した場合は約 20% である。

従って、分類変更により、リスク感応度の低い旧規制に基づく所要自己資本は大幅に増加する結果となる。このため、移行規則により、リスク感応度の高い新規制に基づく所要自己資本の減額は、短期間では有効とならない。これとは逆に、新たな規制に基づく総所要自己資本は、移行規則を考慮に入れた場合は、増加する。しかし、SEK の自己資本は引き続き、最低所要自己資本をかなり上回っている。

バーゼル II の第一の柱(すなわち、新たな規制)に従って計算した、連結金融機関たる SEK の 2007 年 12 月 31 日現在の自己資本比率は、移行規則に関する効果の算入前で 17.1% であった。移行規則(旧規制に比べてよりリスク感応度の高い新規制が、所要自己資本を減少させる効果に上限を設けている。)に関する効果の算入後では、連結金融機関たる SEK の 2007 年 12 月 31 日現在の自己資本比率は 8.9% (2006 年 12 月 31 日現在の比率は 13.8%) であった。このうち 6.5% (バーゼル I の旧規制による 2006 年 12 月 31 日現在の比率は 9.4%) が Tier-1 に関するものであった。従って、移行規則は自己資本比率に 8.2% のマイナス影響を与えたこととなる。新たな自己資本規制の下では融資ポートフォリオの低リスク部分がより正確に反映されるため、SEK の法定所要自己資本は今後継続的に減少していく。所要自己資本減少の全効果は、移行規則が消滅する 2010 年までは達成されない。SEK は元来、監督当局の定める最低所要自己資本よりも高い資本力の維持を目的としている。

最低所要自己資本に加え、(自己資本規制の対象となる)企業は、第二の柱に基づき、自己資本に関する内部的な査定も行わなくてはならない。自己資本の内部査定においては、とりわけ、第一の柱に含まれていない戦略的リスクに対する所要自己資本などの各種リスクや、会社の資本需要に関する格付機関の見解を考慮しなければならない。

新たな規制の下では、基本的資本および総資本基盤はともに減少する。これは主に、資本基盤から期待損失に関する金額が控除されるためである。かかる期待損失は実際の、個別に期待される損失を表すものではなく、法的に計算された金額である。これらの損失は、法律および規制に従い、SEK の内部リスク分類システムから提供される情報に基づいて計算される。2007 年 12 月 31 日現在、SEK についてかかる法的に計算された金額は、62 百万クローナであった。この金額のうち半分は基本的資本、半分は補完的資本を減少させる。かかる計算は、リスクを過小評価するのではなくむしろ過大評価するなど、慎重な姿勢で行われることを特徴としている。加えて、リスク分類システムには安全域が設けられている。これはつまり、資本基盤から控除された金額が、SEK が個々の取引先について期待する損失の額、従って損失準備金の額を超えていることを意味する。

信用リスク

リスク分類および信用リスクの数量化において、SEK は内部格付(IRB)手法を使用している。スウェーデン金融監督庁は、SEK の内部格付手法を承認している。内部格付手法には 2 種類あり、SEK は基礎的手法を使用している。基礎的手法の下では、企業が取引先の年間デフォルト確率(PD)を推定し、残りのパラメーターはスウェーデン金融監督庁が設定する。先進的手法の下では、企業はデフォルト時損失率(LGD)およびデフォルト時エクスポージャー(EAD)も推定する。

オペレーショナル・リスク

新たな規制では、企業はオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の計算について、異なる手法を使用することができる。所要自己資本の計算に当たっては、スウェーデン金融監督庁の許可を得ることなく使用できる基礎的指標手法、ならびに、より先進的な手法であり、スウェーデン金融監督庁の特別な許可を必要とする標準的手法および先進的計測手法が利用できるが、SEK はこのうち基礎的指標手法を使用している。基礎的指標手法に基づくオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本は、収益指標の 15%相当額である。収益指標は、直近 3 年間の営業収益の平均値である。営業収益は、受取利息および受取リース料、支払利息および支払リース料、受取配当金、受取手数料、支払手数料、金融取引の純業績、ならびにその他の営業収益を合計して算出する。

市場リスク

市場リスクに対する所要自己資本は、トレーディング勘定の取引先信用リスク、決済リスク、トレーディング勘定のポジション、および事業全体の為替リスクの合計である。リスクの種類毎の所要自己資本は、スウェーデン金融監督庁の規則に従って個別に計算される。

2. SEK は、2008 年 5 月 5 日に、2008 年第 1 四半期について、大要以下の内容を有するプレス・リリースを行った。

実績あるビジネスモデルの成功

スウェーデンの輸出は好調を維持している。米国抵当貸付市場の危機により世界中を巻き込んだ金融市場の混乱は、現在も続いている。スウェーデンでは、かかる危機の影響は他国よりも少なかったが、スウェーデン企業の中には、その資金水準が低下していると認めたものもあった。

第 1 四半期の SEK の利益は安定していた。コア利益は合計で 133.3 百万クローナとなり、2007 年度同期より 11 百万クローナ減少したが、かかる利益の減少は、取引ポートフォリオの未実現損失が主因であった。営業利益(IFRS)は、161.6 百万クローナとなった。しかし、新規対顧客融資ソリューションの取引高は、37 億クローナ増加して 172 億クローナとなった。かかる融資高の増加は、輸出金融と金融部門への融資が主な原因であった。

また、市場の流動性が低いにもかかわらず、対顧客融資ソリューションの取引高が増加したことから、SEK が、特に先行きが不透明な時期に、スウェーデンの輸出産業が求める安定した信頼性のあるパートナーであることが証明されている。SEK の長期にわたり実績のあるビジネスモデルは、信用リスク、市場リスクおよび流動性リスクが低く、最近の金融危機に上手く対処する一助となった。

SEK の高い流動性は、活発かつダイナミックな借入業務により確保されている。SEK は、国際資本市場において北欧地域で最大規模の借入れを行っており、SEK の資本供給が景気循環を通じて常に堅調であることを長い間示している。第 1 四半期中に、SEK は 290 億クローナの借入れを成功裏に取り付けた。長期にわたり魅力的な金融ソリューションをスウェーデンの輸出産業に提供し続けるには、高い流動性が不可欠である。

融資高の増加

第 1 四半期において SEK は、市場の混乱が続いている中でも、対顧客融資ソリューションを多数供給した。新規対顧客融資合計額は 172 億クローナにのぼり、2007 年度同期から約 37 億クローナの増加を見せた。

SEK の融資は第 1 四半期に増加し、新規対顧客融資ソリューションの取引高は 172 億クローナとなり、2007 年度第 1 四半期から 37 億クローナ増加した。このような高い融資高を陰で牽引したのは、主に輸出金融と金融部門への融資であった。金融部門への融資の増加は、北欧の金融機関を経由して、中小企業の資金調達に間接的に貢献した。融資残高および未実行の融資は 2007 年度第 1 四半期末で 1,181 億クローナであったのに対して、2008 年度第 1 四半期末で 1,347 億クローナに達した。

SEK の新興成長市場業務を担当する EMMA は、第 1 四半期に業務を強化した。一例として、SEK は、スウェーデンの一流輸出業者 1 社に対してチリ・ペソで融資を行った。ラテンアメリカは、スウェーデンの輸出業者にとって益々重要な市場となりつつある。また多数のスウェーデン企業が、コスト面での利点を理由として、生産拠点を米国からラテンアメリカに移すことを決定している。

2008 年度第 1 四半期で重要だった輸出金融は、エリクソン AB(Ericsson AB)をフィリピン共和国のデジタル・モバイル・フィリピンズ(Digitel Mobile Philippines)に譲渡したことであり、合計金額は 93 百万米ドルであった。SEK は、アイエヌジー・バンク・エヌ・ブイ(ING Bank N.V.)、ストックホルムに所在するカリヨン・エスエー・フランス・バンク支店(Calyon SA France Bank Branch)およびソシエテ・ジェネラル・エス・エー(Société Générale S.A.)への融資をまとめた。

輸出ローンが開始され、特に中小企業向けに展開されたが、第 1 四半期に多数のローンが承認された。輸出ローンは、SEK が ALMI、スウェーデン輸出保証委員会(EKN)、スウェーデン貿易評議会および発展途上国産業協力スウェーデン基金(Swedfund)と共に開発したものであった。

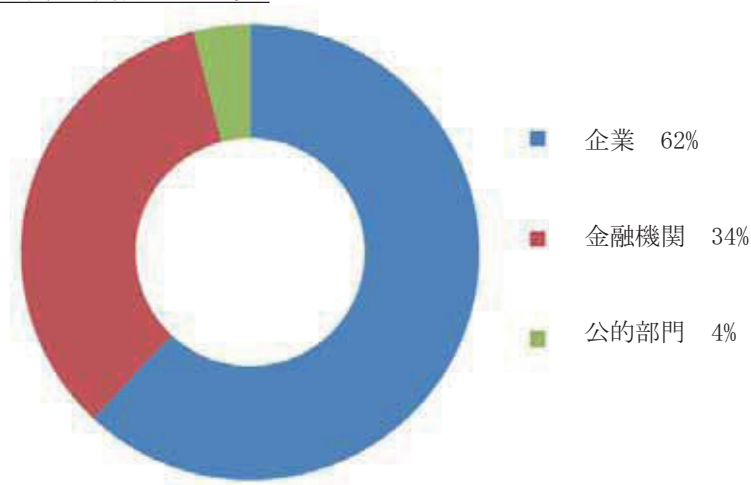
SEK 証券は企業（すなわちテリア(Telia)およびバッテンフォール(Vattenfall)等）による多数の社債を取り扱い、2008 年の年明けは忙しく始まった。

新規対顧客融資ソリューション

(単位：十億クローナ)	2008 年 1-3 月	2007 年 1-3 月
輸出金融	8.0	3.7
輸出業者へのその他の融資	1.7	1.6
その他の企業への融資	1.0	2.5
公的部門への融資	0.6	2.8
金融部門への融資	5.9	1.6
対顧客協調融資	0.0	1.3
合 計	17.2	13.5

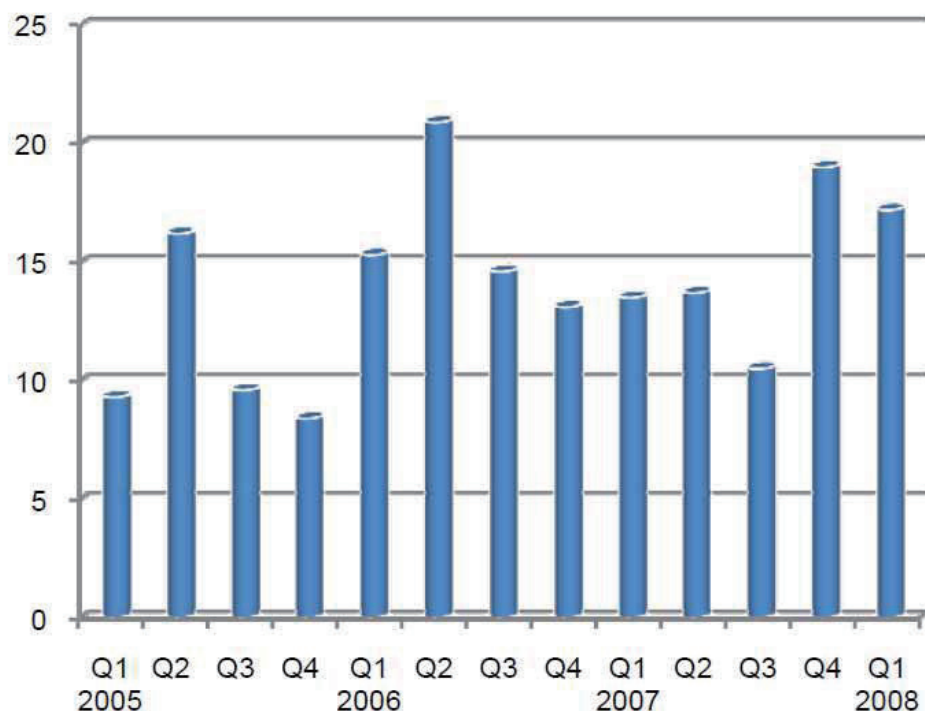
新規対顧客融資ソリューション(部門別)

(対顧客協調融資を除く。)



新規対顧客融資ソリューション

長期貸付(単位：十億クローナ)



活発な借入れの継続

国際資本市場での混乱が続き、流動性が低い中でも、SEK は活発な借入れを継続している。第 1 四半期において、SEK は 235 件の新規取引を実施し、新規借入合計額は 290 億クローナとなった。

SEK は、第 1 四半期においても活発な借入れを行った。新規借入合計額は 290 億クローナとなったが、記録を達成した 2007 年度同期と比較すると 52 億クローナ減少した。

第 1 四半期の高い借入額は、主に米国と日本の市場で調達された。特に米国市場での借入れが成功し、第 1 四半期の SEK の新規借入合計額の約 40%を占めた。SEK は、米国の私募債市場で非常に活発な取引を行い、これによって多額の借入れを行った。

日本市場で借り入れられた約 105 億クローナのうち、76 億クローナを超える借入が売出市場で行われた。売出市場は、日本の個人向け債券市場である。2007 年度において、SEK は当該市場における借入れで、世界第 2 位となった。

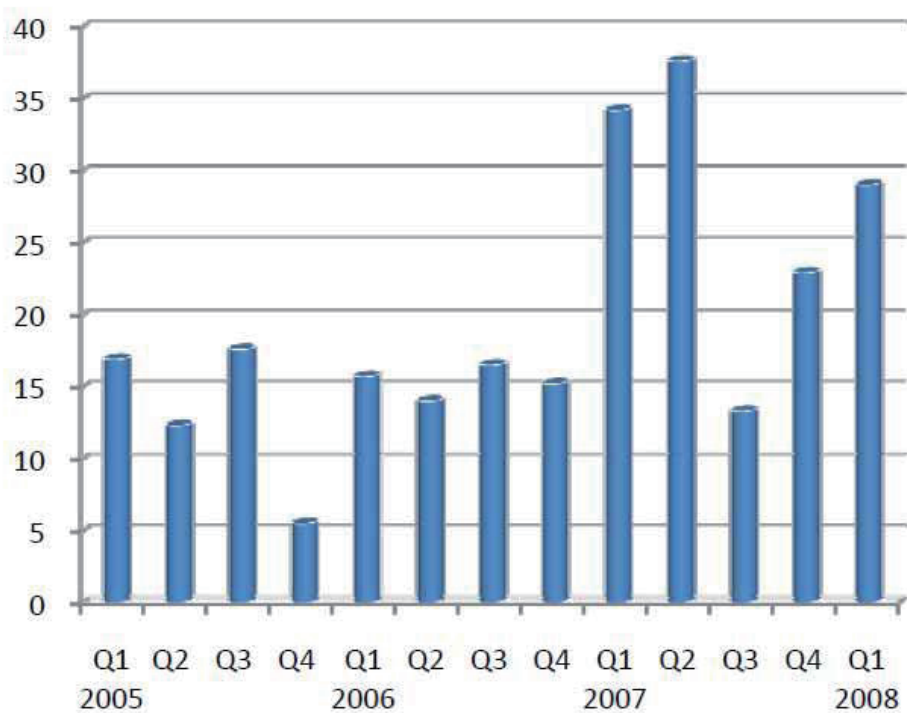
第 1 四半期に、SEK はスイスフラン建債券を 150 百万クローナ増額した。当該債券の満期は 2014 年 5 月である。

当該四半期は、世界中で混乱が続き、公債市場の流動性が低かったことでも特徴付けられ、SEK の借入れの多くは仕組み債で行われた。

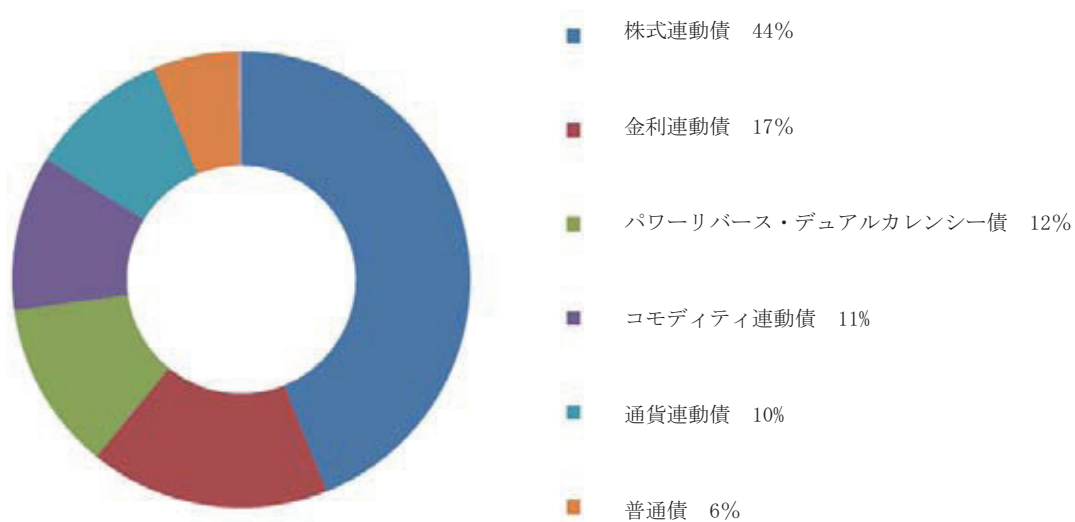
先行きが不透明で不安定な時期には、SEK の活発な借入れは特に重要である。SEK の高い流動性によって、スウェーデンの輸出産業は、資本市場の動向に左右されることなく、長期にわたり金融ソリューションを確実に利用できる。

新規借入れ

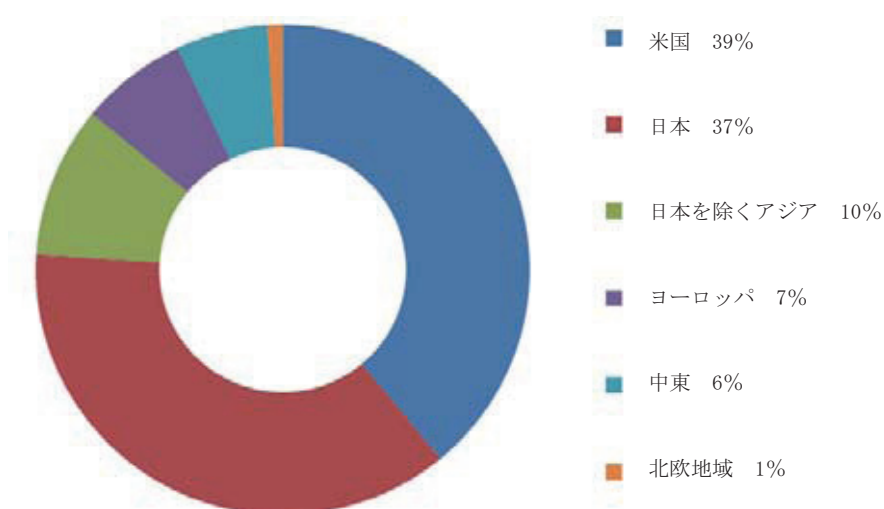
長期借入れ(単位：十億クローナ)



仕組み別（第1四半期）



市場別（第1四半期）



財務諸表へのコメント

損益計算書について

業績測定と株主資本利益率(単位：百万クローナ)	2008 年 1-3 月	2007 年 1-3 月
コア利益	133.3	144.2
IFRS に基づく市場評価による変動(注 2)	28.3	16.3
営業利益 (IFRS)	161.6	160.5
税引前株主資本利益率(コア利益)	11.7%	13.8%
税引後株主資本利益率(コア利益)	8.4%	9.9%
税引前株主資本利益率 (IFRS)	14.4%	14.9%
税引後株主資本利益率 (IFRS)	10.4%	10.8%

SEK は、一定の市場評価による影響額控除前の営業利益である「コア利益」、および一定の市場評価による影響額控除後の営業利益である「営業利益 (IFRS)」を開示している。SEK は更に、コア利益および営業利益 (IFRS) の両方に基づく株主資本利益率を表示している。経営陣は、SEK の経済的ヘッジを機能させてきた経験と知識から、コア利益が SEK の活動に関連する経済的ヘッジの効果を営業利益 (IFRS) より適切に反映するものと信じている。なぜなら、IFRS によればたとえ経済的ヘッジがなされているとしても市場評価に計上しなければならない項目の市場評価による影響額を、コア利益は控除するからである。

2007 年 1 月 1 日から 2007 年 3 月 31 日までの 3 か月間の営業利益 (IFRS)（以前に公表済み）は、2007 年度第 1 四半期中間報告書（公表済み）と比較して調整済みである（2007 年度第 2 四半期中間報告書を参照されたい。）。

コア利益

コア利益は 133.3 百万クローナであり、2007 年度同期の 144.2 百万クローナから 8%減少した。コア利益

の減少は、主に取引ポートフォリオの未実現損失に関する金融取引の純業績の減少に関連したものであった。

営業利益（IFRS）

営業利益（IFRS）は 161.6 百万クローナであり、2007 年度同期の 160.5 百万クローナから 1%増加した。営業利益（IFRS）には、コア利益に比して 28.3 百万クローナ（2007 年度同期は 16.3 百万クローナ）に達する市場評価による影響額が含まれる。この影響額は、主に、類似の項目が償却原価で測られるのに対し一定の項目は市場評価されなければならない営業利益（IFRS）から生じる会計上のミスマッチに関連している。

純利益

純利益は 113.6 百万クローナ（2007 年度同期は 115.3 百万クローナ）であった。

純利息収益

純利息収益は合計で 225.6 百万クローナであり、2007 年度同期の 200.6 百万クローナから 12%増加した。純利息収益が増加したのは、利付証券の平均残高が増加したためである。

負債融資資産の平均残高（公的輸出金融制度における融資を含む。）は合計で 2,540 億クローナであり、2007 年度同期の 2,070 億クローナから 23%増加した。当該残高の平均利ざやは年率 0.28%であり、2007 年度同期の 0.29%から 4%低下した。。

金融取引の純業績

コア利益における金融取引の純業績は合計で-14.0 百万クローナ（2007 年度同期は 11.7 百万クローナ）であった。この減少は、-29.7 百万クローナ（2007 年度同期は 1.0 百万クローナ）にのぼる取引ポートフォリオの未実現の市場評価による影響額を主因としているが、15.8 百万クローナ（2007 年度同期は 9.5 百万クローナ）にのぼる買戻債務等の実現利益の増加により相殺されている。取引ポートフォリオの未実現の市場評価による影響額は、不安定な市況に起因した信用スプレッドの変動に関連している。満期までの平均残存期間が 2 年未満である取引ポートフォリオの資産は、良質であるとみなされており、当該ポートフォリオには重大な実現損失は発生していないとみられる。

営業利益（IFRS）において、貸借対照表のその他の項目に関連して 28.3 百万クローナ（2007 年度同期は 16.3 百万クローナ）にのぼる市場評価による影響額が追加された（上記表および注 2 参照）。

その他

管理費は合計で 74.5 百万クローナであり、2007 年度同期の 61.8 百万クローナから 21%増加した。この管理費の増加は、新たな規則および事業活動の拡大にかかるコストの増加に関連している。特に、2007 年度後半に二つの新たな事業分野である SEK 貿易金融および SEK 顧客金融が設立された。

貸倒損失は発生していない（2007 年度同期も発生していない。）。

貸借対照表について

資産合計および流動性

互いを効果的にヘッジしている一定の貸借対照表項目、主に金融派生商品（資産または負債）および発行済

優先証券などの項目の価値合計額には一定程度の不確実性があるが、純資産価値にはこのような不確実性はない(注7)。

SEK の 2008 年度第 1 四半期末の資産合計は 2,880 億クローナであり、2007 年度末の 2,973 億クローナから 3%減少した。この減少は、主に金利の変化に起因している。融資残高および未実行融資約定の総額は、2008 年度第 1 四半期末現在 1,347 億クローナであり、2007 年度末の 1,317 億クローナから 2%増加した。このうち 1,136 億クローナは融資残高であり、2007 年度末の 1,093 億クローナから 4%増加した。融資残高のうち、80 億クローナ(2007 年度末は 88 億クローナ)が公的輸出金融制度における融資を表している。

新規融資申出残高は、合計で 194 億クローナに達し、2007 年度末の 456 億クローナから 57%減少した。この減少は、現在の市況により、年度末の申出残高を通常より多く受け入れたことに起因する。2007 年 3 月 31 日時点の新規融資申出残高は 332 億クローナであった。借入金および株主資本の総額は、あらゆる満期の融資残高および未実行融資約定の総額を上回った。従って、SEK は、全ての約定残高に対し満期に至るまで融資を行っていたこととなる。

SEK の取引先リスク・エクスポージャーの内訳に大きな変動はなかった。リスク・エクスポージャーの合計のうち、54%(2007 年度末は 56%)は金融機関およびアセット・バック証券、21%(2007 年度末は 20%)は中央政府および政府輸出信用機関、7%(2007 年度末は 7%)は地方自治体、18%(2007 年度末は 18%)は企業に対するものであった。金融派生商品の取引先に対する SEK のエクスポージャーは、金融派生商品の大半が担保契約の対象となっているため、資産として表示される金融派生商品の残高と比べて非常に限定されたものとなっている。

「取引先リスク・エクスポージャー」の表も参照のこと。

株主資本に直接計上される公正価値の変化

株主資本に直接計上される公正価値の変化は、-11.7 百万クローナ(2007 年度同期は-8.3 百万クローナ)(税引後)であり、そのうち、-32.3 百万クローナ(2007 年度同期は-5.2 百万クローナ)は売却可能証券に関連したものであり、20.6 百万クローナ(2007 年度同期は-3.1 百万クローナ)はキャッシュフロー・ヘッジの金融派生商品に関連したものであった。

自己資本比率

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した 2008 年 3 月 31 日現在の自己資本比率は、移行規則に関する効果の算入前で 17.8%(2007 年度末は 17.1%)であった。移行規則に関する効果の算入後では、2008 年 3 月 31 日現在の自己資本比率は 9.8%(2007 年度末は 8.9%)であった。このうち 7.4%(2007 年度末は 6.5%)が Tier-1 に関するものであった。詳しくは、「自己資本比率および取引先リスク・エクスポージャー」の項および注 13 を参照されたい。

年次総会における報告

2008 年 4 月 23 日に開催された SEK 年次総会において、特に、取締役会の再任、可処分ファンドを内部で繰り越すこと、SEK の収益・配当政策の要件を定めること、および公認会計士ジャン・バーガーソン氏を経理担当者に、また公認会計士アンナ・ペイロン氏を副経理担当者に指名することを決定した。

財務ハイライト

(%を除き、単位：百万)	2008年3月 31日現在 (米ドル) ⁽⁴⁾	2008年3月 31日現在 (クローナ)	2007年3月 31日現在 (クローナ)	2007年12月 31日現在 (クローナ)
業 績				
コア利益 ⁽¹⁾	22	133.3	144.2	533.6
税引前株主資本利益率(コア利益) ⁽²⁾	11.7%	11.7%	13.8%	12.7%
税引後株主資本利益率(コア利益) ⁽²⁾	8.4%	8.4%	9.9%	9.2%
営業利益(IFRS) ⁽³⁾	27	161.6	160.5	506.9
税引前株主資本利益率(IFRS) ⁽²⁾	14.4%	14.4%	14.9%	11.9%
税引後株主資本利益率(IFRS) ⁽²⁾	10.4%	10.4%	10.8%	8.6%
対顧客貸付				
新規対顧客金融取引	2,891	17,199	13,453	56,826
うち新規の借入人承諾済融資申出	2,889	17,189	12,141	53,143
融資残高および未実行融資	22,645	134,738	118,120	131,741
借入れ				
新規長期借入れ	4,634	29,041	34,156	107,970
優先債務残高	42,339	251,918	246,903	269,452
劣後債務残高	496	2,950	3,084	3,040
資産合計	48,408	288,030	277,527	297,259
資 本				
自己資本比率（バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を含む。）	9.8% ⁽⁶⁾	9.8% ⁽⁶⁾	9.7% ⁽⁶⁾	8.9% ⁽⁶⁾
自己資本比率（バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を除く。）	17.8% ⁽⁵⁾	17.8% ⁽⁵⁾	19.8% ⁽⁵⁾	17.1% ⁽⁵⁾
調整済自己資本比率（バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本を除く。）	19.3% ⁽⁵⁾	19.3% ⁽⁵⁾	21.4% ⁽⁵⁾	18.5% ⁽⁵⁾

(1)～(7)： 財務ハイライトの定義については注12に記載する。

損益計算書

SEK (公的輸出金融制度を除く)	2008年1-3月		2007年1-3月		2007年1-12月	
(単位：百万クローナ)	連結 グループ	親会社	連結 グループ	親会社	連結 グループ	親会社
受取利息	2,883.8	2,884.5	2,291.1	2,291.7	11,046.8	11,049.3
支払利息	-2,658.2	-2,659.0	-2,090.5	-2,090.6	-10,213.7	-10,214.2
純利息収益	225.6	225.5	200.6	201.1	833.1	835.1
受取手数料	7.6	1.7	6.4	1.3	31.6	4.3
支払手数料	-4.8	-4.7	-5.7	-4.8	-19.1	-17.6
金融取引の純業績(注2)	14.3	14.3	28.0	27.9	-24.3	-24.3
その他の営業収益	0.0	0.4	0.6	1.0	0.3	2.8
営業収益	242.7	237.2	229.9	226.5	821.6	800.3
管理費	-74.5	-68.3	-61.8	-58.2	-284.0	-265.5
非金融資産の減価償却費	-6.4	-5.7	-7.4	-6.7	-30.2	-27.4
その他の営業費用	-0.2	0.0	-0.2	0.0	-0.5	0.2
営業利益	161.6	163.2	160.5	161.6	506.9	507.6
非課税準備金の変動	該当なし	0.0	該当なし	0.0	該当なし	0.3
税 金(注3)	-48.0	-48.3	-45.2	-45.2	-153.9	-153.3
当期純利益(税引後)	113.6	114.9	115.3	116.4	353.0	354.6
1株当たりの利益 (単位：クローナ)(注4)	115		116		357	

貸借対照表

(単位：百万クローナ)	2008 年 3 月 31 日現在		2007 年 12 月 31 日現在	
	連結 グループ	親会社	連結 グループ	親会社
資産の部				
手許現金	0.0	0.0	0.0	0.0
財務省証券/国債(注 5、6)	1,843.4	1,843.4	1,857.9	1,857.9
その他の利付証券(融資を除く。)				
(注 5、6)	131,213.0	131,213.0	147,850.8	147,850.8
利付証券の発行という形式をとった				
融資(注 5、6)	46,802.5	46,802.5	45,983.7	45,983.7
金融機関への融資(注 5、6、8)	23,046.1	23,042.7	24,812.6	24,808.5
一般への融資(注 5、6、8)	51,269.0	51,269.0	48,702.0	48,702.0
金融派生商品(注 6、7)	24,023.0	24,023.0	20,326.5	20,326.5
子会社株式	該当なし	120.2	該当なし	120.2
有形・無形資産	140.0	29.8	144.0	33.1
その他の資産	5,183.9	4,969.7	2,289.7	2,376.4
前払費用および未収収益	4,509.1	4,507.4	5,292.0	5,288.5
資産合計(注 6)	288,030.0	287,820.7	297,259.2	297,347.6
負債、配分および資本の部				
金融機関からの借入れ(注 6)	2,542.2	2,552.2	2,064.1	2,074.1
一般からの借入れ(注 6)	41.2	44.1	42.7	45.6
発行済優先証券(注 6)	249,334.9	249,334.9	267,345.6	267,345.6
金融派生商品(注 6、7)	19,403.6	19,403.6	13,175.4	13,175.4
その他の負債	4,879.8	4,600.7	1,923.0	1,942.4
未払費用および前受収益	3,869.8	3,868.2	4,761.3	4,760.2
据置税金負債	394.6	37.3	394.6	37.3
配 分	15.9	15.9	16.1	16.1
発行済劣後証券(注 6)	2,949.7	2,949.7	3,039.9	3,039.9
負債および配分合計	283,431.7	282,806.6	292,762.7	292,436.6
非課税準備金	該当なし	1,273.9	該当なし	1,273.9
株式資本	990.0	990.0	990.0	990.0
法定準備金	該当なし	198.0	該当なし	198.0
公正価格準備金	-180.2	-180.2	-168.5	-168.5
留保利益	3,675.0	2,617.5	3,322.0	2,263.0
当期純利益	113.6	114.9	353.0	354.6
資本合計(注 9)	4,598.4	3,740.2	4,496.5	3,637.1
負債、配分および資本合計	288,030.0	287,820.7	297,259.2	297,347.6
約定担保				
約定担保	な し	な し	な し	な し
貸付けの対象となっている利付証券	505.5	505.5	255.1	255.1
偶発債務	な し	な し	な し	な し
約 定				
承諾済未実行融資	21,152.5	21,152.5	22,454.2	22,454.2

計上済損益計算書

連結グループ(単位：百万クローナ)	2008 年 1-3 月	2007 年 1-3 月	2007 年 1-12 月
当期純利益	113.6	115.3	353.0
株主資本に直接計上された公正価値の変動			
売却可能有価証券	-44.9	-7.2	-89.3
キャッシュ・フロー・ヘッジのデリバティブ証券	28.6	-4.1	-59.6
税効果	4.6	3.2	41.7
株主資本に直接計上された公正価値の変動の総額	-11.7	-8.1	-107.2
当期計上済損益残高(注 9)	101.9	107.2	245.8

資金収支表(要約)

(単位：百万クローナ)	2008 年 1-3 月		2007 年 1-3 月	
	連結 グループ	親会社	連結 グループ	親会社
営業活動から得た(+)/またはそれに使用された (-)現金(純額)	4,303.1	4,303.9	-37,920.4	-37,921.6
投資活動から得た(+)/またはそれに使用された (-)現金(純額)	-2.4	-2.4	-0.4	-0.4
財務活動から得た(+)/またはそれに使用された (-)現金(純額)	-7,397.3	-7,397.3	36,478.9	36,478.9
現金および現金等価物残高の増加額(+)/または減 少額(-)(純額)(注 12)	-3,096.6	-3,095.8	-1,441.9	-1,443.1

自己資本比率および取引先リスク・エクスポージャー

所要自己資本

バーゼルⅡの第一の柱(すなわち、新たな規制)に従って計算した、連結金融機関たる SEK の 2008 年 3 月 31 日現在の自己資本比率は、移行規則に関する効果の算入前で 17.8%(2007 年 12 月 31 日現在の比率は 17.1%)であった(下記参照)。移行規則(旧規制に比べてよりリスク感応度の高い新規制が所要自己資本を減少させる全効果の算入に上限を設けている。)に関する効果の算入後では、連結金融機関たる SEK の 2008 年 3 月 31 日現在の自己資本比率は 9.8%(2007 年 12 月 31 日現在の比率は 8.9%)であった。このうち 7.4%(2007 年 3 月 31 日現在の比率は 6.5%)が Tier-1 に関するものであった。

新たな自己資本規制の下では融資ポートフォリオの低リスク部分がより正確に反映されるため、SEK の法定所要自己資本は今後継続的に減少していく。所要自己資本減少の全効果の適用は、2010 年までは達成されない。自己資本比率の増加は主に、2007 年度と比較して 2008 年度は暫定規則が緩和されたことによるものである。

自己資本比率、リスクおよびバーゼルⅡへの移行に関するさらに詳細な報告は、注 13 を参照されたい。

SEK が調整済自己資本比率を計算する際には、法定のコア資本基盤の他に、SEK の保証基金資本 600 百万クローナを資本基盤に算入している。次の表では、従前の報告値との比較を容易にするため、監督当局の規制に基づく所要自己資本については、0.08 を乗じたリスクアセットに相当する金額も表示している。オペレーショナル・リスクおよび市場リスクについては、規制上、所要自己資本を直接決定する種類のリスクであるため、これらの金額を算出した。

新たな自己資本規制の実施に関する法律(2006 年第 1372 号)に従い、2008 年度中の資本基盤は、旧規制(バーゼルⅠ)に基づく所要自己資本の 95%を下回ってはならない。バーゼルⅠに基づくアドオンはこの移行規則に基づいて行われている。

第一の柱に基づく所要自己資本

(単位：百万クローナ)	連結グループ				親会社			
	2008年3月31日現在	2007年12月31日現在	2008年3月31日現在	2007年12月31日現在	2008年3月31日現在	2007年12月31日現在	2008年3月31日現在	2007年12月31日現在
	加重後 債権	所要 自己資本	加重後 債権	所要 自己資本	加重後 債権	所要 自己資本	加重後 債権	所要 自己資本
信用リスク(標準的手法)	414	33	391	31	414	33	391	31
信用リスク (内部格付(IRB)手法)	35,879	2,870	37,370	2,990	35,889	2,871	37,379	2,990
トレーディング勘定 リスク	2,902	232	3,743	299	2,902	232	3,743	299
為替リスク	-	-	-	-	-	-	-	-
オペレーショナル・ リスク	1,511	121	1,512	121	1,485	119	1,497	120
バーゼルⅡに基づく 所要自己資本合計	40,706	3,256	43,016	3,441	40,691	3,255	43,010	3,440
バーゼルⅠに基づく 追加所要自己資本 ⁽¹⁾	33,116	2,649	39,397	3,152	33,131	2,650	39,401	3,152
バーゼルⅡに基づく 所要自己資本合計(追加 所要自己資本を含む。)	73,822	5,906	82,413	6,593	73,821	5,906	82,411	6,592
バーゼルⅠに基づく所要 自己資本合計	82,025	6,562	86,749	6,940	82,024	6,562	86,748	6,940

⁽¹⁾ 「バーゼルⅠに基づく追加所要自己資本」の項目は、「新たな自己資本規制(2006年第1371号)の実施に関する法律(2006年第1372号)」第5条に従って算出した。

資本基盤

(単位：百万クローナ)	連結グループ		親会社	
	2008年3月31日 現在	2007年12月31日 現在	2008年3月31日 現在	2007年12月31日 現在
基本的資本(Tier-1)	5,436	5,388	5,507	5,409
補完的資本(Tier-2)	1,807	2,003	1,798	1,993
うち Upper Tier-2	1,353	1,545	1,344	1,534
Lower Tier-2	454	459	454	459
資本基盤合計 ⁽²⁾	7,243	7,341	7,305	7,402
調整済 Tier-1 資本	6,036	5,938	6,107	6,009
調整済資本基盤合計	7,843	7,941	7,905	8,002

⁽²⁾ 内部格付手法による計算に基づく期待損失の減額を含む減額後の資本基盤合計。2008年3月31日現在の資本基盤には、当該期間の純利益が含まれ、当該期間に関する予想配当が差し引かれている。

自己資本比率分析(第一の柱)

	連結グループ				親会社			
	2008年3月31日現在		2007年12月31日現在		2008年3月31日現在		2007年12月31日現在	
	パーゼレIに 基づく追加 所要自己資本 を除く	パーゼレIに 基づく追加 所要自己資本 を含む	パーゼレIに 基づく追加 所要自己資本 を除く	パーゼレIに 基づく追加 所要自己資本 を含む	パーゼレIに 基づく追加 所要自己資本 を除く	パーゼレIに 基づく追加 所要自己資本 を含む	パーゼレIに 基づく追加 所要自己資本 を除く	パーゼレIに 基づく追加 所要自己資本 を含む
総自己資本比率	17.8%	9.8%	17.1%	8.9%	18.0%	9.9%	17.2%	9.0%
うち(Tier-1)に関する比率	13.4%	7.4%	12.4%	6.5%	13.5%	7.5%	12.6%	6.6%
補完的資本に関する比率	4.4%	2.4%	4.7%	2.3%	4.4%	2.4%	4.6%	2.3%
うち Upper Tier-2	3.3%	1.8%	3.6%	1.8%	3.3%	1.8%	3.6%	1.8%
Lower Tier-2	1.1%	0.6%	1.2%	0.6%	1.1%	0.6%	1.0%	0.6%
調整済合計	19.3%	10.6%	18.5%	9.6%	19.4%	10.7%	18.6%	9.7%
うち調整済Tier-1割合	14.8%	8.2%	13.8%	7.2%	15.0%	8.3%	14.0%	7.3%
自己資本比率割合 ⁽³⁾	2.22	1.23	2.13	1.11	2.24	1.24	2.15	1.12

(3) 自己資本比率割合 = 資本基盤合計 / 総所要自己資本

取引先リスク・エクスポージャー

連結グループ および親会社 (単位：十億 クローナ)	合 計				融資および利付証券				金融派生商品および未実行融資等			
	2008 年 3 月 31 日現在		2007 年 12 月 31 日現在		2008 年 3 月 31 日現在		2007 年 12 月 31 日現在		2008 年 3 月 31 日現在		2007 年 12 月 31 日現在	
取引先種別：	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%	金額	%
中央政府 ^(A)	48.2	17	31.5	11	38.7	15	23.2	9	9.6	34	8.3	27
地域政府	19.7	7	20.5	7	16.5	6	15.2	6	3.2	11	5.2	18
政府輸出信用 機関	11.3	4	25.8	9	5.3	2	19.1	7	5.9	21	6.7	23
金融機関	104.1	37	114.5	37	96.5	38	108.6	40	7.6	27	5.9	20
アセット・ バック証券	48.2	17	53.6	18	48.2	19	53.6	20	－	－	－	－
企 業	51.6	18	52.4	18	49.8	20	49.0	18	1.8	7	3.4	12
合 計	283.1	100	298.3	100	255.0	100	268.7	100	28.1	100	29.5	100

上記の表は、融資、利付証券、および簿外項目に関する SEK の総取引先リスク・エクスポージャーの内訳を、取引先の区分毎に示したものである。

(A) スウェーデン輸出保証委員会(EKN)への融資を含む。

注記

別段の表示がない限り、金額の単位は全て百万クローナ。また、別段の表示がない限り、数値は全て連結グループに関するものである。

注1 会計原則の適用

本連結グループ中間報告書は、IAS 第34号、中間財務報告、およびスウェーデンの信用機関および証券会社の年次会計に関する法に従って作成されている。会計原則および計算法は、2007年度 SEK 年次報告書において使用されているものから変更はない。

SEK は、国際会計基準審議会 (IASB) により公表され、また EU により保証されている国際財務報告基準 (IFRS) を 2007 年度から採用している。

IAS 第39号、IAS 第32号および IFRS 第7号に含まれる金融商品に対する会計規則が、従前の会計方針(ス

ウェーデン GAAP)と比較した場合、会計原則に最も重要な差異のある領域である。金融商品に関する従前の会計方針については、2006 年度年次報告書(http://www.sek.se/templates/page___176__EN.aspx)中に含まれる注 1(g)、1(j)、1(p)、1(q)を参照されたい。IFRS に基づく新たな会計方針については以下を参照のこと。

金融資産については、貸付金および債権、損益を通じた公正価値での金融資産ならびに売却可能金融資産の 3 つの区分に分類される。金融負債については、損益を通じた公正価値での金融負債およびその他の金融負債の二つの区分に分類される。金融派生商品は、必ず損益を通じた公正価値での金融資産または金融負債に分類される。SEK が金融資産または負債を損益を通じた公正価値での金融資産／負債に分類する場合は、常に、これらの金融商品のリスクを経済的にヘッジする金融派生商品が、損益を通じた公正価値で評価されることで、損益計算書に生じ得るミスマッチを避けることを目的としている。上記評価区分の金融資産の簿価については注 6 に記載する。

金融資産に関しては、貸付金および債権区分が SEK にとっての主要な区分となる。この区分は、SEK が実行する貸付金だけでなく、SEK が取得する活況市場に上場していない証券についても使用される。しかしながら、活況市場に上場されている証券は、貸付金および債権区分に分類できない。従って、活況市場に上場しているとみなされる数多くの証券は、売却可能証券に分類されることとなる。さらに、従前の会計方針の下で取引のために保有する証券に分類されていた金融資産の大部分は、引き続き、対応する分類である損益を通じた公正価値での金融資産に分類される。しかし、従前の会計方針の下で取引のために保有する証券に分類されていた一定の金融資産は、投資目的の変更に伴い、IFRS の期首貸借対照表では、主に貸付金および債権区分に分類された。取引ポートフォリオにおける資産の分類変更が可能なのは、IFRS の下では一度だけであり、それは IFRS に従って期首残高を定めるときである。

貸付金および債権区分における取引は、実効利率法を使用して、償却原価で測定される。一つ以上の金融派生商品が、通貨および／または金利エクスポージャーをヘッジしている場合には、公正価値ヘッジ会計が適用される。さらに、貸付金および債権に分類される一定の取引については、キャッシュフロー・ヘッジ会計が適用される。売却可能証券に分類される資産は公正価値で計上され、公正価値の変動は株主資本に直接計上される。しかし、一つ以上の金融派生商品が、通貨、金利および／または信用エクスポージャーをヘッジしている場合には、かかる取引は取消不能の形で、損益を通じた公正価値での金融資産として分類されることがある。

損益を通じた公正価値での金融負債に分類されるものを除くその他全ての発行済優先証券は、その他の金融負債に分類される。その他の金融負債区分における取引は、実効利率法を使用して、償却原価で測定される。一つ以上の金融派生商品が、通貨、金利および／またはその他のエクスポージャーをヘッジしている場合には、公正価値ヘッジ会計が適用される。劣後債務はその他の金融負債に分類され、主に公正価値ヘッジ会計が適用される。永久劣後債務に公正価値ヘッジ会計を適用する場合は、当該劣後債務のヘッジは、金融派生商品の満期までの期間に相当する期間中、行われる。

IAS 第 39 号に従い、全ての金融派生商品は公正価値で計測しなければならない。積極的かつ広範なリスク・マネジメントを正確かつ適正に表示するため、SEK は、経済的ヘッジ活動の会計処理に関して、IAS 第 39 号に基づいて利用できる手段を使用することが必要であると認識している。IAS 第 39 号に基づいた経済的ヘッジの会計処理に関して、SEK が利用できる二つの主な代替手段のうちの一つは、ヘッジ会計の適用である。金融取引における金融エクスポージャーのヘッジについては、公正価値ヘッジ会計またはキャッシュフロー・ヘッジ会計のいずれかが適用できる。ヘッジ対象の資産または負債から生じる固定金利リスクを金融

派生商品がヘッジしている取引には、公正価値ヘッジ会計を適用することができる。同じ金融派生商品または別の金融派生商品が為替リスクまたは信用リスクをヘッジすることも可能である。公正価値ヘッジ会計を適用する場合は、ヘッジされたエクスポージャーに帰属する公正価値の変動を反映する形で原ヘッジ対象項目の償却原価が再測定される。ヘッジ会計のほかのもう一つの代替手段は、当初認識時に取消不能の形で、金融派生商品によりヘッジされている固定金利資産および負債を、損益を通じて公正価値で指定することである。これら二つの代替手段の主な相違は、後者においてはヘッジされた項目の公正価値が全額含まれる一方、公正価値ヘッジ会計を適用した場合は、ヘッジされる原資産または負債は、損益を通じた公正価値で、金融派生商品がヘッジしているものについてのみ評価されるという点である。また、キャッシュフロー・ヘッジ会計が SEK にとって適切な場合もある。キャッシュフロー・ヘッジ会計を適用する場合は、ヘッジされた項目とヘッジする項目の両方が損益を通じた償却原価で計上される一方、金融派生商品における公正価値の変動は、直接株主資本に計上される。

公正価値と償却原価との差異(未実現利益または損失)の変動が損益計算書に計上される場合は、金融取引の純業績の一部として計上される。公正価値と償却原価との差異(未実現利益または損失)の変動が株主資本に直接計上される場合は、累積変動額が株主資本に直接表れる公正価値の変動として計上される。

SEK は債務証券を随時買い戻している。買い戻された債務証券は額面価額で貸借対照表上の対応する負債から控除される。純利息収益においては、プレミアムもしくはディスカウントまたはその他の要素(金利の差異に対する支払いなど)の償却は行われない。自己の債務証券の買戻しに当たって実現した利益は、金融取引の純業績の一部として、損益計算書に計上される。

連結グループの株主資本は、株式資本、公正価格準備金、留保利益および当期純利益の各項目で構成される。公正価格準備金は、公正価格ファンド (SEK については、売却可能資産の公正価値の変動に対する準備金およびキャッシュフロー・ヘッジにおける金融派生商品の公正価値の変動に対する準備金を含む。) で構成される。留保利益は、法定準備金および非課税準備金の税引後部分を含む。

注 2 金融取引の純業績

	2008 年 1-3 月	2007 年 1-3 月	2007 年 1-12 月
金融取引の純業績：			
取引のために保有する証券に関する実現利益 (+)/損失 (-)	-29.5	1.5	-38.4
為替の影響	-0.3	0.7	-0.7
買戻債務等の損益および一定の公正価値の変動 控除前の金融取引の純業績	-29.8	2.2	-39.1
買戻債務等の実現損益	15.8	9.5	41.5
買戻債務等の損益控除後、一定の公正価値の変動 控除前の金融取引の純業績	-14.0	11.7	2.4
取引のために保有する証券、金融負債および関 連する金融派生商品を除く金融資産の公正価値 の変動	28.3	16.3	-26.7
金融取引の純業績合計	14.3	28.0	-24.3

注 3 税金

税金は年間を通して予想税率で計算されている。

注 4 1 株当たりの利益

1 株当たりの利益：当期の純利益を株式数によって除した額を表す。

注 5 融資残高および流動性

SEK は、利付証券を発行するという形式をとった融資を、SEK の融資残高合計の一部とみなしている。一方で、銀行預金および州預金、ノストロ勘定ならびに買戻条件付売却取引(レポ)は、「金融機関への融資」および「一般への融資」の項目に含まれているが、SEK の融資残高合計の一部ではない。従って、SEK の融資残高合計および流動性は以下の通り計算されている。

融資残高

	2008 年 3 月 31 日現在	2007 年 12 月 31 日現在
利付証券を発行するという形式をとった融資	46,802.5	45,983.7
金融機関への融資	23,046.1	24,812.6
一般への融資	51,269.0	48,702.0
控除：		
預金、ノストロ勘定および買戻条件付売却取引 (レポ)	-7,114.9	-10,211.5
融資残高合計	114,002.7	109,286.8

流 動 性

	2008 年 3 月 31 日現在	2007 年 12 月 31 日現在
財務省証券/国債	1,843.4	1,857.9
その他の利付証券(融資を除く。)	131,213.0	147,850.8
預金、ノストロ勘定および買戻条件付売却取引 (レポ)	7,114.9	10,211.5
流動性合計	140,171.3	159,920.2

注 6 金融資産および負債の分類

金融資産(会計区分別)

	合 計	2008 年 3 月 31 日現在		
		公正価値での資産	売却可能 ⁽¹⁾	貸付金および債権 ⁽²⁾
財務省証券/国債	1,843.4	1,417.8		425.5
融資を除くその他の利付証券	131,212.9	19,247.9	6,764.2	105,200.8
利付証券を発行するという形式を とった融資	46,802.5	3,151.3	2,606.8	41,044.3
金融機関への融資	23,046.1			23,046.1
一般への融資	51,269.1			51,269.1
金融派生商品	24,023.0	24,023.0		
金融資産合計	278,196.9	47,840.1	9,371.1	220,985.8

⁽¹⁾ 売却可能資産のうち約 24%が公正価値ヘッジ会計の対象となっている。

⁽²⁾ 貸付金および債権のうち約 11%は公正価値ヘッジ会計、約 2%はキャッシュフロー・ヘッジ会計の対象となっている。

金融負債(会計区分別)

	合 計	2008 年 3 月 31 日現在 公正価値での負債	その他の金融負債 ⁽³⁾
金融機関からの借入れ	2,542.2		2,542.2
一般からの借入れ	41.2		41.2
発行済優先証券	249,334.9	133,657.8	115,677.1
金融派生商品	19,403.6	19,403.6	
発行済劣後証券	2,949.7		2,949.7
金融負債合計	274,271.6	153,061.4	121,210.1

⁽³⁾ その他の金融負債のうち約 81%が公正価値ヘッジ会計の対象となっている。

金融資産(会計区分別)

	合 計	2007 年 12 月 31 日現在 公正価値での資産	売却可能 ⁽⁴⁾	貸付金および債権 ⁽⁵⁾
財務省証券/国債	1,857.9	1,430.4		427.5
融資を除くその他の利付証券	147,850.7	22,301.2	8,038.3	117,511.2
利付証券を発行するという形式をとった融資	45,983.8	3,006.3	2,727.5	40,250.0
金融機関への融資	24,812.6			24,812.6
一般への融資	48,702.0			48,702.0
金融派生商品	20,326.5	22,326.5		
金融資産合計	289,533.5	47,064.4	10,765.8	231,703.3

⁽⁴⁾ 売却可能資産のうち約 26%が公正価値ヘッジ会計の対象となっている。

⁽⁵⁾ 貸付金および債権のうち約 10%は公正価値ヘッジ会計、約 2%はキャッシュフロー・ヘッジ会計の対象となっている。

金融負債(会計区分別)

	合 計	2007 年 12 月 31 日現在 公正価値での負債	その他の金融負債 ⁽⁶⁾
金融機関からの借入れ	2,064.1		2,064.1
一般からの借入れ	42.7		42.7
発行済優先証券	267,345.6	118,502.9	148,842.7
金融派生商品	13,175.4	13,175.4	
発行済劣後証券	3,039.9		3,039.9
金融負債合計	285,667.7	131,678.3	153,989.4

⁽⁶⁾ その他の金融負債のうち約 71%が公正価値ヘッジ会計の対象となっている。

2007 年 12 月 31 日現在の為替レートが変わらなかったと仮定した場合に比べ、2008 年 3 月 31 日現在の資産合計額(2,880 億クローナ)は、約 34 億クローナ減少している。当該 3 ヶ月間において、約 200 億クローナの長期債務(為替効果を含む。)が返済され、自己買戻債務の純増は約 18 億クローナに上った。

注 7 金融派生商品

金融派生商品

	2008 年 3 月 31 日現在			2007 年 12 月 31 日現在		
	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額	公正価値 での資産	公正価値 での負債	名目金額
通貨関連契約	7,571.6	10,633.8	240,384.5	5,847.2	5,289.5	238,221.5
金利関連契約	13,225.5	4,426.1	215,739.2	9,607.5	3,077.9	211,850.3
株式関連契約	2,550.1	3,973.0	50,750.6	4,574.6	4,011.9	45,901.3
コモディティ、信用リスク 等関連契約	675.8	370.7	35,657.0	297.2	796.1	36,807.7
金融派生商品合計	24,023.0	19,403.6	542,531.3	20,326.5	13,175.4	532,780.7

取引先、金利、為替およびその他のエクスポージャーに関する SEK の方針に基づき、SEK は異なる種類の金融派生商品(大部分は様々な金利関連および為替関連の契約(スワップ等))を使用し、その当事者となっている。これらの契約は 2007 年 1 月 1 日以降、契約毎に公正価値で貸借対照表に計上されている。

SEK は、独立した金融派生商品および公正価値を正確に算定できない場合のある組込みデリバティブを使用している。これらの契約には直接観測できる市場相場がないため、その価値は複雑なモデルを基礎とする内部の計算に依拠しなければならない。かかる契約は全て、貸借対照表の独立した一項目(資産または負債)の価値について存在する不確実性が、これを相殺する(同額だが正負が反対の値の)貸借対照表の一項目(負債または資産)によって常に正確に反映されるという意味で、正確に一致するヘッジ関係の一部となっている。このため、一定の貸借対照表項目の価値、主に金融派生商品(資産または負債)および発行済優先証券など、互いを効果的にヘッジする項目には、一定程度の不確実性がある。しかし、純資産価値にはかかる不確実性はないことに留意すべきである。

金融派生商品の名目金額は実際のエクスポージャーを反映していない。取引先との担保契約の締結が図られる場合は、担保契約に基づくリスク水準の上限が実際のエクスポージャーを表す。取引先との担保契約の締結が図られない場合には、公正価値(正の値)が実際のエクスポージャーを表す。SEK はほとんど全ての場合に担保契約の締結を図っている。金融派生商品等に関するリスク・エクスポージャーの金額については、「取引先リスク・エクスポージャー」の表を参照されたい。

注 8 期日経過融資

スウェーデン金融監督庁による規制に従って、SEK は元本または利息の支払いが 60 日超延滞している融資を期日経過融資として報告している。かかる融資について期日経過の元本および利息の合計は 6.7 百万クローナ(2007 年度末：5.6 百万クローナ)であった。かかる融資についての期日未経過の元本額は 20.3 百万クローナ(2007 年度末：23.1 百万クローナ)であった。全ての期日経過融資は、十分なギャランティーで保証されている。

注 9 株主資本の推移

2008 年 1-3 月

連結グループ	株主資本	準備金				当期純利益
		株式資本 ⁽¹⁾	公正価値 ヘッジファンド の準備金	公正価値 準備金	利益 剰余金	
株主資本期首残高	4,496.5	990.0	-86.7	-81.8	3,675.0	
当期純利益	113.6					113.6
株主資本に直接計上された公正価値 の変動：						
売却可能証券	-44.9			-44.9		
キャッシュフロー・ヘッジにおけ る金融派生商品	28.6		28.6			
税効果	4.6		-8.0	12.6		
株主資本期末残高	4,598.4	990.0	-66.1	-114.1	3,675.0	113.6

2007 年 1-3 月

連結グループ	株主資本	準備金				当期純利益
		株式資本 ⁽¹⁾	公正価値 ヘッジファンド の準備金	公正価値 準備金	利益 剰余金	
株主資本期首残高	4,250.7	990.0	-43.8	-17.5	3,322.0	
当期純利益	115.3					115.3
株主資本に直接計上された公正価値 の変動：						
売却可能証券	-7.2			-7.2		
キャッシュフロー・ヘッジにおけ る金融派生商品	-4.1		-4.1			
税効果	3.2		1.2	2.0		
株主資本期末残高	4,357.9	990.0	-46.7	-22.7	3,322.0	115.3

2007 年 1-12 月

連結グループ	株主資本	準備金				当期純利益
		株式資本 ⁽¹⁾	公正価値 ヘッジファンド の準備金	公正価値 準備金	未処分 利益	
株主資本期首残高	4,250.7	990.0	-43.8	-17.5	3,322.0	
当期純利益	353.0					353.0
株主資本に直接計上された公正価値の 変動：						
売却可能証券	-89.3			-89.3		
キャッシュフロー・ヘッジにおける 金融派生商品	-59.6		-59.6			
税効果	41.7		16.7	25.0		
株主資本期末残高	4,496.5	990.0	-86.7	-81.8	3,322.0	353.0

⁽¹⁾ クラス A 株式 640,000 株とクラス B 株式 350,000 株の価額をそれぞれ相場価格 1,000 クローナで算出した。政府は随時払出資金の保証ファンドを設立し、その額は SEK のために 600 百万クローナに達した。SEK が債務返済を行うために必要であると判断した際には、SEK はその保証の下で出資金を要求することができる。

注 10 公的輸出金融制度

SEK とスウェーデン政府との間の合意に従い、SEK は、公的輸出金融制度における融資に特別な条件を設けている。これについては 2007 年度年次報告書 (http://www.sek.se/templates/page___176__EN.aspx) に含まれる注 1(c) を参照されたい。当該合意に基づく公的輸出金融制度から SEK への報酬(10.0 百万クローナ(2007 年度同期は 5.9 百万クローナ))は、SEK の損益計算書(公的輸出金融制度を除く。)の営業収益の一部として表示されている。公的輸出金融制度の資産および負債は SEK の貸借対照表に含まれている。

公的輸出金融制度の損益計算書

	2008 年 1-3 月	2007 年 1-3 月	2007 年 1-12 月
営業収益	10.6	-6.4	-13.1
SEK への報酬	-10.0	-5.9	-29.8
スウェーデン政府からの 補填	-0.6	12.3	42.9
純 額	0.0	0.0	0.0

公的輸出金融制度の貸借対照表(SEK の貸借対照表に含まれる。)

	2008 年 3 月 31 日現在	2007 年 12 月 31 日現在
融 資	8,074.1	8,831.3
金融派生商品	21.0	17.3
その他の資産	156.9	233.8
資産合計	8,252.0	9,082.4
負 債	8,242.2	9,023.6
金融派生商品	9.8	58.8
株主資本	-	-
負債および資本合計	8,252.0	9,082.4

注 11 セグメント別報告

IAS 第 14 号の定義に基づき、SEK には、融資の供与、助言業務、および資本市場商品の 3 つの事業セグメントがある。助言業務と資本市場商品のリスクおよびリターンは同様のものである。セグメント収益は収益合計の 10%未満であり、従ってセグメント収益は個別に開示されていない。

注 12 財務ハイライトに関する定義

- 1) コア利益。すなわち、IFRS に基づく公正価値の変動による影響額を除いた利益。IFRS に基づく公正価値の変動は、金融資産(取引のために保有する証券を除く。)、金融負債、およびこれら資産に関連する金融派生商品の公正価値の変動に関するものである(注 2 参照)。
- 2) 株主資本利益率。すなわち、税引前営業利益および税引後営業利益が株主資本の期首残高に占める割合(%)。税引後営業利益は、28%の標準税率により減額されている。株主資本利益率をコア利益に基づいて計算する場合は、株主資本準備金の期首残高から、売却可能資産に関する準備金およびキャッシュフロー・ヘッジ会計に対する準備金が除かれる。
- 3) 営業利益(IFRS)。すなわち、IFRS に基づく公正価値の変動による影響額を含んだ利益。
- 4) 2008 年 3 月 31 日に、1 米ドル=5.95 クローナの交換レートで換算。新規借入れは実勢為替相場で換算されている。
- 5) 自己資本比率。すなわち、バーゼルⅡの第一の柱に基づき、リスク加重債権に占める割合(%)で示される資本基盤。最低所要自己資本に関する 2007-2009 年の移行期間中の調整を除く。移行期間中の最低所要自己資本の計算の詳細については、本書の「自己資本比率および取引先リスク・エクスポージャー」の項を参照のこと。調整済自己資本比率は、SEK 株主による保証資本 600 百万クローナを Tier-1 資本基盤に含めて(かかる算入は規制上承認されたものではないが、)計算され、リスク加重債権に占める割合(%)で示されている。
- 6) 自己資本比率。すなわち、バーゼルⅡの第一の柱に基づき、リスク加重債権に占める割合(%)で示される資本基盤。自己資本比率および大口エクスポージャーに関する法律(2006 年第 1371 号)の実施に関する法律

(2006 年第 1372 号)第 5 条に従って算出。

- 7) 現金および現金等価物は、すぐに現金に交換でき、金額があらかじめ知らされている、短期で流動性のある金融商品を表す。

その他の財務ハイライトの定義は、2007 年度年次報告書(http://www.sek.se/templates/page___176___EN.aspx)の注 30 に含まれている。

注 13 自己資本比率

2007 年 2 月 1 日、スウェーデンにおいて、新たな自己資本規制、バーゼルⅡが施行された。当該規制はいわゆるバーゼルの枠組に基づくものであり、EU 全域で施行されている。新たな規制の下では、所要自己資本とリスクとの関連性は、従前より高くなる。当該規制の新たな特徴は、スウェーデン金融監督庁の許可を条件として、信用リスクに対する最低所要自己資本を社内のリスク評価指標に基づいて決定できる(以下「内部格付手法」という。)という点である。また信用リスクや市場リスクに対する所要自己資本に加え、オペレーショナル・リスクに対して追加所要自己資本を設けるという点も新たな本質的特徴の一つである。実際のリスクに基づく度合いが従前より高い当該規制への移行は、最低所要自己資本が大幅に変動することを意味する。2007 年以降、所要自己資本は、主として、このリスク感応度の高い新規制に基づいて決定される。しかしながら立法者は、新たな規制の全効果の算入を認めた場合の所要自己資本が、旧規則に基づいて算出した所要自己資本を継続的に削減する場合よりも低くなるときは、かかる全効果の適用を直ちに認めないことを選択した。従って、SEK は、2007 年～2009 年の移行期間中は、リスク感応度の低い旧規則に基づく所要自己資本も並行して算出しなければならない。旧規則に基づいて算出された所要自己資本(ただし 2008 年にはその 90%、2009 年にはその 80%に減額される。)が、新規制に基づく所要自己資本を上回る場合は、移行期間中は、旧規則に基づく所要資本が最低所要自己資本となる。新規制の適用のみが原因で所要自己資本が減額となる企業については、移行期間中は新規制の全効果の算入は認められない。これは新規制の不均一な実施と呼べるもので、旧規制下の評価よりリスクが低くなる企業を不利に扱うものである。SEK は、かかる企業の一つである

所要自己資本および資本基盤

このため、移行規則により、リスク感応度の高い新規制に基づく所要自己資本の減額は、短期間では有効とならない。これとは逆に、新たな規制に基づく総所要自己資本は、移行規則を考慮に入れた場合は、増加する。しかし、SEK の自己資本は引き続き、最低所要自己資本をかなり上回っている。

バーゼルⅡの第一の柱に従って計算した、連結金融機関たる SEK の 2008 年 3 月 31 日現在の自己資本比率は、移行規則に関する効果の算入前で 17.8% (2007 年 12 月 31 日現在の比率は 17.1%) であった。移行規則(旧規則に比べてよりリスク感応度の高い新規制が、所要自己資本を減少させる効果に上限を設けている。)に関する効果の算入後では、連結金融機関たる SEK の 2008 年 3 月 31 日現在の自己資本比率は 9.8% (2007 年 12 月 31 日現在の比率は 8.9%) であった。このうち 7.4% (2007 年 12 月 31 日現在の比率は 6.5%) が Tier-1 に関するものであった。従って、移行規則は自己資本比率に 8.0%のマイナス影響を与えたこととなる。新たな自己資本規制の下では融資ポートフォリオの低リスク部分がより正確に反映されるため、SEK の法定所要自己資本は今後継続的に減少していく。所要自己資本減少の全効果は、移行規則が消滅する 2010 年までは達成されない。

最低所要自己資本に加え、(自己資本規制の対象となる)企業は、第二の柱に基づき、自己資本に関する内部的な査定も行わなくてはならない。自己資本の内部査定においては、とりわけ、第一の柱に含まれていない戦略的リスクに対する所要自己資本などの各種リスクや、会社の資本需要に関する格付機関の見解を考慮しなければならない。

新たな規制の下では、基本的資本および総資本基盤はともに減少する。これは主に、資本基盤から期待損失に関する金額が控除されるためである。かかる期待損失は実際の、個別に期待される損失を表すものではなく、法的に計算された金額である。これらの損失は、法律および規制に従い、SEK の内部リスク分類システムから提供される情報に基づいて計算される。2008 年 3 月 31 日現在、SEK についてかかる法的に計算された金額は、64 百万クローナであった。この金額のうち半分は基本的資本、半分は補完的資本を減少させる。かかる計算は、リスクを過小評価するのではなくむしろ過大評価するなど、慎重な姿勢で行われることを特徴としている。加えて、リスク分類システムには安全域が設けられている。これはつまり、資本基盤から控除された金額が、SEK が個々の取引先について期待する損失の額、従って損失準備金の額を超えていることを意味する。

信用リスク

リスク分類および信用リスクの数量化において、SEK は内部格付(IRB)手法を使用している。スウェーデン金融監督庁は、SEK の内部格付手法を承認している。内部格付手法には 2 種類あり、SEK は基礎的手法を使用している。基礎的手法の下では、企業が取引先の年間デフォルト確率(PD)を推定し、残りのパラメーターはスウェーデン金融監督庁が設定する。先進的手法の下では、企業はデフォルト時損失率(LGD)およびデフォルト時エクスポージャー(EAD)も推定する。

オペレーショナル・リスク

新たな規制では、企業はオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の計算について、異なる手法を使用することができる。所要自己資本の計算に当たっては、スウェーデン金融監督庁の許可を得ることなく使用できる基礎的指標手法、ならびに、より先進的な手法であり、スウェーデン金融監督庁の特別な許可を必要とする標準的手法および先進的計測手法が利用できるが、SEK はこのうち基礎的指標手法を使用している。基礎的指標手法に基づくオペレーショナル・リスクに対する所要自己資本は、収益指標の 15%相当額である。収益指標は、直近 3 年間の営業収益の平均値である。営業収益は、受取利息および受取リース料、支払利息および支払リース料、受取配当金、受取手数料、支払手数料、金融取引の純業績、ならびにその他の営業収益を合計して算出する。

市場リスク

市場リスクに対する所要自己資本は、トレーディング勘定の取引先信用リスク、決済リスク、トレーディング勘定のポジション、および事業全体の為替リスクの合計である。リスクの種類毎の所要自己資本は、スウェーデン金融監督庁の規則に従って個別に計算される。

有価証券報告書の「発行者の概況」に記載されている事項のうち 主要なものを要約した書面

1. 設 立

(1) 設立および主たる事務所

スウェーデン輸出信用銀行(Aktiebolaget Svensk Exportkredit)(英語名 Swedish Export Credit Corporation)(以下「SEK」または「当社」という。)は、スウェーデン王国(以下「スウェーデン政府」または「スウェーデン」という。)とスウェーデンの主要な銀行により締結された契約に従って、1944年制定のスウェーデン会社法に基づき 1962 年に設立された。かかる契約は、スウェーデン政府、スウェーデンの政府機関および銀行と協力し、スウェーデンの物品とサービスの輸出を金融面から支援するために、政府法案 1962 年第 125 号に基づくスウェーデン議会の決議に従って締結された。

SEK の主たる事務所の所在地は、スウェーデン、ストックホルム市ヴェストラ・トレッドゴルツガータン 11B(郵便物の宛先は、スウェーデン、ストックホルム市 S-103 27、私書箱 16368)であり、電話番号は、46-8-6138300 である。

(2) 目 的

2006 年 12 月 31 日現在、定款第 2 条に規定される SEK の目的は以下の通りである。当該目的は 2006 年 7 月 10 日から効力を生じている。

当社の目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法(Swedish Banking and Financing Business Act)(2004 年第 297 号)に従って金融活動に従事し、これに関連して主にスウェーデンの商業および産業ならびにスウェーデンの輸出産業の発展を促進すること、ならびに、その他商業分野においてスウェーデン国内の金融活動および国際的金融活動を行うことである。

「金融活動」とは、主に以下のことをいう。

1. 資金の借入れを行うこと(例えば、一般公衆からの預金の受け入れまたは社債その他類似の債務証券の発行による。)
2. 貸付および証券担保貸付を行うこと(例えば、不動産又は債権から生じる金銭により担保されている形式の貸付け)。
3. その他の金融事業に関与すること(例えば、債権の取得および動産のリース)。
4. 保証書の発行および同様の債務の引き受けを行うこと。
5. 有価証券の発行に関与すること。
6. これらの業務に関連して助言を提供すること。
7. 有価証券の取引および保有を行うこと。
8. 当社の事業および当社の債権保全のために必要と認められる限度で不動産および株式を取得すること。
9. 上記の業務に関するその他の事業を行うこと。

2. 資本構成

(1) 資本構成

2006 年 12 月 31 日現在の SEK の資本構成は次の表に示す通りである^(注 1)。

(単位：百万クローナ)

資 本	
分配不能資本	
株式資本(1 株当たり額面 1,000 クローナの発行済授權株式 990,000 株)	990.0
分配不能準備金	1,126.6
分配不能資本合計	2,116.6
分配可能資本	
未処分利益	1,622.1
当期純利益	385.6
分配可能資本合計	2,007.7
資本合計	4,124.3

注(1) 上記の数値は連結グループの数値である。連結グループは SEK(本書において「親会社」ともいう。)ならびにその 100%保有の子会社である AB SEKTIONEN、AB SEK Securities、SEK Financial Advisors AB および SEK Financial Services AB(本書において「子会社」という。)からなる。

(2) 株式資本および株主構成

定款の定めにより、当社の株式はクラス A 株式とクラス B 株式の 2 種に分類され、クラス A 株式の株主およびクラス B 株式の株主は共同して取締役および代理取締役を選任し、また場合により共同して取締役および代理取締役を解任する。定款の定めにより、それまで当社における同クラス株式の株主ではなかった人へ当社の株式が譲渡される場合、当社の株主は優先買取権を有する。

2003 年 6 月 30 日に、スウェーデン王国は、SEK の唯一(100%)の株主となった。スウェーデン政府はクラス A 株式全株およびクラス B 株式全株を保有している。

現在の SEK の株式の保有割合は次の表に示す通りである。

	保有割合	保有株式数
スウェーデン王国	約 64.65%	640,000 クラス A 株式
スウェーデン王国	約 35.35%	350,000 クラス B 株式
合 計	100.00%	990,000 株

3. 業務の概況

SEK はスウェーデン会社法の下で組織された公開株式会社であり、外務省を通してスウェーデンが 100%所有している。

SEK は長期融資の需要に応えることによりスウェーデンの輸出産業の競争力を強化するため、1962 年に設立された。SEK の目的は、スウェーデン銀行業および金融事業法に従って金融活動に従事し、これに関連して主にスウェーデンの商業および産業の発展を促進すること、ならびに、その他の商業分野においてスウェーデン国内で金融活動および国際的金融活動を行うことである。

SEK は、顧客および投資家の双方にとって強力なファイナンシャル・パートナーとなることを目指している。北欧地域を基盤および地域市場として、SEK は民間・公共部門に合わせて個別に設定された長期の資金

調達ソリューションを提供している。事業活動には、輸出金融、貸付、プロジェクト・ファイナンス、リース、資本市場商品およびファイナンシャル・アドバイザー・サービスが含まれる。SEK は二つの基本的貸付制度によって融資または貸付を展開している。市中固定金利または市中変動金利での商業的条件で提供される貸付は「公的輸出金融制度以外」の下でなされ、市中固定金利より低い固定金利での政府助成による条件で提供される貸付は「公的輸出金融制度」（以下「公的輸出金融制度」という。）の下でなされる。公的輸出金融制度は、SEK がスウェーデン政府に代わり報酬を受けて運営を行う。

SEK は輸出金融分野にその起源および基盤を置いているが、SEK の商品範囲は、スウェーデンの商業および産業ならびにスウェーデン輸出産業の発展を促進するために拡大されてきた。SEK は長年、積極的に新しい金融ソリューションを構築してきた。SEK は明確に長期金融商品を独自の専門分野とし、同時に財務上の対応力および柔軟な組織を有しており、これが SEK の事業の運営における重要な要素となっている。SEK は国際資本市場における借入業務を通じて金融商品における専門性を高め、これにより金融専門誌から幾度か国際的な賞を獲得した。この経験、ならびに信用力の維持および信用格付け（2007 年 5 月現在：スタンダード・アンド・プアーズ AA+、ムーディーズ・インベスターズ・サービス Aa1）により、SEK が顧客に対して、個別に設定した商品および競争力が高いと SEK が信ずる条件を提供することが可能となっている。

SEK は、新しい形態の提携および金融商品の発展により創出された需要や機会の変化に対応して、近年ではサービスや顧客基盤とともにその範囲の拡大を強化してきた。とりわけ、SEK は、スウェーデンの商業および産業の発展および競争力を支援する目的で、スウェーデン地方当局と共同でインフラストラクチャー計画への融資を増大させている。SEK はまたファイナンシャル・アドバイザーとして国際的事業に広範に関与してきた。SEK は、サービスや顧客基盤の拡大を通して、特定の分野において専門家を有するより対象の広範な金融会社となるよう努力しているが、他方、長期貸付の貸付人としての従来からの役割も、引き続き重視している。

北欧諸国においては事業統合が進行しているが、これは SEK がその専門分野である長期金融ソリューションにおいて北欧諸国での地位を獲得するという目標と一致している。SEK はヘルシンキに代理店を有しているが、これはフィンランドの主要企業および地方当局に焦点をあてることにより、かかる発展をさらに推進している。ヘルシンキにおける事業は、北欧市場での SEK の地位を強化する上で重要である。

スウェーデンとバルト諸国との取引は急速に拡大しているが、SEK は 1990 年代初頭以降、これに関与してきた。SEK の全体的な目標は、当該地域におけるスウェーデンその他の北欧諸国の事業の存在感を増しつつ、当該地域の継続的で良好な経済成長に貢献することである。これらの活動の枠組みの中には、バルト諸国および東欧を新規加盟国とする 2004 年の欧州連合拡大により創出された事業機会の拡大も含まれている。

SEK は、国内、北欧およびその他海外の投資家およびパートナーとの関係をもって、顧客の要望に合致する金融ソリューションの開発能力を強化している。SEK はこのネットワークにより、協調融資協定および助言業務、ならびにベンチマーキングおよびリスク・マネジメントや事業システム等の分野での提携に参加することが可能となっている。

4. 経理の状況

以下の SEK の財務書類はスウェーデンで一般に認められた会計基準に従って作成され、当社のスウェーデン公認会計士により監査されたものである。これらの基準および財務情報の表示方法は日本の会計基準および表示方法とは異なる。

I 連結および親会社の損益計算書

(単位：百万クローナ)

SEK(公的輸出金融制度を除く。)	2006 年		2005 年	
	連結グループ	親会社	連結グループ	親会社
受取利息	7,188.1	7,191.0	5,946.7	5,949.5
支払利息	-6,390.3	-6,390.6	-5,187.6	-5,187.8
純利息収益	797.8	800.4	759.1	761.7
受取手数料	26.4	3.1	14.0	4.4
支払手数料	-26.7	-22.6	-30.8	-30.0
公的輸出金融制度からの報酬	25.4	25.4	22.8	22.8
金融取引の純業績	3.8	3.8	1.4	1.4
その他の営業収益	1.5	2.9	0.5	2.8
管理費	-254.0	-242.3	-238.4	-230.9
非金融資産の減価償却費	-30.4	-27.9	-29.7	-27.4
その他の営業費用	-0.6	0.1	-0.8	-0.1
営業利益	543.2	542.9	498.1	504.7
非課税準備金の変更分	該当なし	49.4	該当なし	11.1
税金	-157.6	-170.6	-151.2	-155.5
当期純利益	385.6	421.7	346.9	360.3
1株当たりの利益(単位：クローナ)	389		350	

上記損益計算書は、公的輸出金融制度を含まない。公的輸出金融制度の業績は以下に示される。

(単位：百万クローナ)

公的輸出金融制度	2006 年	2005 年
受取利息	444.3	384.8
支払利息	-458.1	-335.9
純利息収益(+)/費用(-)	-13.8	48.9
SEK への報酬	-25.4	-22.8
為替による影響	1.4	-3.3
スウェーデン政府による(+)/への(-)補填	37.8	-22.8
合計	0.0	0.0

Ⅱ 連結および親会社の貸借対照表

	(単位：百万クローナ)					
	2006 年 12 月 31 日現在			2005 年 12 月 31 日現在		
	連結 グループ	親 会 社	うち公的輸 出金融制度	連結 グループ	親 会 社	うち公的輸 出金融制度
資産の部						
現 金	0.0	0.0	－	0.0	0.0	－
財務省証券／国債	1,786.7	1,786.7	－	1,902.6	1,902.6	－
うち流動資産	(1,503.1)	(1,503.1)	－	(1,607.9)	(1,607.9)	－
うち固定資産	(283.7)	(283.7)	－	(294.7)	(294.7)	－
金融機関に対する融資	14,159.0	14,158.4	3,737.3	11,963.8	12,009.9	4,496.5
一般への融資	41,975.1	41,975.1	5,394.4	31,429.6	31,429.6	5,854.9
その他の利付証券	156,602.2	156,602.2	－	147,436.9	147,436.9	－
うち流動資産	(117,469.8)	(117,469.8)	－	(109,807.3)	(109,807.3)	－
うち固定資産	(39,132.4)	(39,132.4)	－	(37,629.6)	(37,629.6)	－
うち融資	(39,109.2)	(39,109.2)	－	(37,206.8)	(37,206.8)	－
子会社株式	該当なし	118.6	－	該当なし	118.6	－
非金融資産	168.5	56.4	－	192.0	78.4	－
その他の資産	10,301.6	10,384.3	22.2	10,564.3	10,577.7	1.2
前払費用および未収収益	4,207.8	4,206.9	153.9	4,004.0	4,003.2	148.7
資産合計	229,200.9	229,288.6	9,307.8	207,493.2	207,556.9	10,501.3
負債、配分および資本の部						
金融機関からの借入	3,245.6	3,255.6	6.0	563.6	573.6	2.3
一般からの借入	56.0	58.9	－	74.9	77.8	－
発行済優先証券	203,375.6	203,375.6	－	187,820.1	187,820.1	275.3
その他の負債	11,359.6	11,408.7	58.2	7,773.9	7,798.6	87.6
SEK・公的輸出金融制度間の貸 (借)	－	－	9,083.7	－	－	9,978.8
未払費用および前受収益	3,808.2	3,806.6	159.9	3,879.3	3,878.4	157.3
配 分	373.7	16.6	－	387.8	17.1	－
発行済劣後証券	2,857.9	2,857.9	－	3,254.9	3,254.9	－
負債および配分合計	225,076.6	224,779.9	9,307.8	203,754.5	203,420.5	10,501.3
非課税準備金	該当なし	1,274.2	－	該当なし	1,323.6	－
株式資本	990.0	990.0	－	990.0	990.0	－
分配不能準備金	1,126.6	208.3	－	1,165.6	212.1	－
分配不能資本合計	2,116.6	1,198.3	－	2,155.6	1,202.1	－
未処分利益	1,622.1	1,614.5	－	1,236.2	1,250.4	－
当期純利益	385.6	421.7	－	346.9	360.3	－
分配可能資本合計	2,007.7	2,036.2	－	1,583.1	1,610.7	－
資本合計	4,124.3	3,234.5	－	3,738.7	2,812.8	－
負債、配分および資本合計	229,200.9	229,288.6	9,307.8	207,493.2	207,556.9	10,501.3
約定担保						
約定担保	な し	な し	な し	な し	な し	な し
貸付の対象となっている利付証券	29.0	29.0	－	27.3	27.3	－
偶発債務	な し	な し	な し	な し	な し	な し
約 定						
承諾済未実行融資	21,888.5	21,888.5	14,162.6	15,114.1	15,114.1	9,066.7

Ⅲ 株主資本の推移

	(単位：百万クローナ)		
連結グループ	2006 年	2005 年	2004 年
期首残高	3,738.7	3,391.8	2,952.2
支払配当	-	-	-
当期純利益	385.6	346.9	439.6
期末残高	4,124.3	3,738.7	3,391.8

Ⅳ 連結および親会社の資金収支表^(A)

	(単位：百万クローナ)			
	2006 年		2005 年	
	連結 グループ	親 会 社	連結 グループ	親 会 社
営業活動からのキャッシュフロー				
当期純利益	385.6	421.7	346.9	360.3
純利益を営業活動から得た現金(純額)に適合させるための調整：				
非課税準備金の変更分	該当なし	-49.4	該当なし	-11.1
繰延税金の増(+)-減(-)	-13.8	-	-3.1	-
減価償却費	30.4	27.9	29.7	27.4
前払費用および未収収益の増(-)-減(+)	-203.8	-203.7	-541.0	-540.4
未払費用および前受収益の増(+)-減(-)	-71.1	-71.8	669.2	670.9
プラスまたはマイナスの価値を有する金融派生商品の増(-)-減(+)	3,277.5	3,277.4	-4,298.2	-4,298.2
その他の変動(純額)	570.3	525.5	-1,993.3	-1,950.0
融資実行額 ^(B)	-24,021.6	-24,021.6	-20,980.6	-20,980.6
為替の影響を含む融資返済額	12,969.9	12,969.9	6,878.0	6,878.0
保有債券および証券の純増(-)-減(+) ^(C)	-9,049.4	-9,049.4	-31,351.0	-31,350.9
その他の融資に関する変動(純額) ^(B)	-1,688.8	-1,642.2	3,431.4	3,382.6
営業活動から得た(+)(またはそれに使用された(-))現金(純額)	-17,814.8	-17,815.7	-47,812.0	-47,812.0
投資活動からのキャッシュフロー				
資本的支出	-6.9	-5.9	-6.0	-4.1
投資活動から得た(+)(またはそれに使用された(-))現金(純額)	-6.9	-5.9	-6.0	-4.1
財務活動からのキャッシュフロー				
短期債務(元来短期であるもの)の純増(+)-減(-)	17,029.4	17,029.4	10,381.8	10,381.8
長期優先債務手取額	61,277.9	61,277.9	52,343.0	52,343.0
長期劣後債務手取額	-	-	471.9	471.9
長期劣後債務の返済	-	-	-471.9	-471.9
為替による長期劣後債務の調整	-397.0	-397.0	490.2	490.2
長期優先債務の返済(為替の影響を含む。)	-60,302.6	-60,302.7	-17,514.8	-17,516.7
支払配当	-	-	-	-
買戻長期債務純変動	214.0	214.0	2,117.8	2,117.8
財務活動から得た(+)(またはそれに使用された(-))現金(純額)	17,821.7	17,821.6	47,818.0	47,816.1
現金および現金等価物の純増(+)-減(-)	0.0	0.0	0.0	0.0
期首現金および現金等価物残高	0.0	0.0	0.0	0.0
期末現金および現金等価物残高^(B)	0.0	0.0	0.0	0.0

注(A) 資金収支表はスウェーデン金融会計基準協議会勧告第7号(キャッシュフローに関する会計勧告)により適用された原則に従って作成されている。

(B) 銀行預金は金融機関に対する融資の一部に含まれている。しかし、期中に行われた新規の預金の総額は、融資実行額に含まれておらず、その代わり、預金の期中の変動(純額)は、その他の変動(純額)に含まれている。2006年12月31日現在の銀行預金額は2,640.0百万クローナ(2005年：936.1百万クローナ、2004年：4,382.6百万クローナ)であった。当該金額は、貸借対照表上の現金の額には含まれていない。

(C) 利付証券を発行する形式をとって行われた融資の純増(-)-減(+)-は、債券および証券の純増減の一部に含まれている。